

378  
513

はぶりのわざ

神葬の原理と仕方

瀧本豊之輔



始





特 233  
398



は  
ぶ  
り  
の  
わ  
ざ

神葬の原理と仕方





掛けまくも畏き

天照大御神の大前を謹しみ敬ひ拜みまつる

二拜 二拍手

天つ晴れ

あな面白

あな手伸し

あな明け

おけ

二拍手 一拜



参 照

(一)古語拾遺 天照大御神御出ましの段

當此之時、上天初晴、衆俱相見、面皆明白、伸手ヲ歌舞、相與稱曰、阿波禮  
言ニ天阿那於茂志呂古語事之切皆稱ニ阿阿那多能志言ニ伸手ヲ而舞ニ今指ニ樂ニ 阿那佐夜瑟之屏  
晴也 阿那於茂志呂 那言ニ衆ノ面明白也 阿那多能志 謂ニ之ヲ多能志ト此意也  
也 飲憩木ノ名也服ニ其 葉ヲ之調也

(二)「おけ」

「おけ」は追進の意氣込であります。

神樂歌に

伊勢島ニアマヲトメラガタク火の氣、於介、於介  
 タク火ノケ、伊曾良ガ崎ニカホリアフ、於介 於介

御 書 文

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
- 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經論ヲ行フヘシ
- 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス
- 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
- 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ 朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全  
 ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

年號 月日 御諱

勅意宏遠誠ニ以テ感銘ニ不堪今日ノ急務永世ノ基礎此他ニ出ヘカラス臣等謹テ 勅旨ヲ奉戴シ死ヲ誓ヒ罷勉  
 從事冀クハ以テ 宸襟ヲ安シ奉ラン

慶應四年戊辰三月

總裁 名 印  
 公卿 各 名 印  
 諸侯



祭政一致ノ詔 明治元年十月十七日

詔書

詔。崇神祇重祭祀。皇國大典政教基本。然中世以降、政道漸衰。祀典不舉。遂馴致綱紀不振。朕深慨之。方今更始之秋。新置東京。親臨視政。將先興祀典。張綱紀。以復祭政一致之道也。乃以武藏國大宮驛氷川神社。爲當國鎮守。親幸祭之。自今以後歲遣奉幣使以爲永例。

明治元年戊辰十月

謹譯

詔。神祇ヲ崇ビ祭祀ヲ重ンズルハ、皇國ノ大典ニシテ政教ノ基本ナリ、然ルニ中世以降、政道漸ク衰ヘ、祀典舉ラズ、遂ニ綱紀ノ振ハサルニ馴致セリ、朕深ク之ヲ慨ク、方今更始之秋、新ニ東京ヲ置キ、親臨シテ政ヲ視ル、將ニ先祀典ヲ興シ、綱紀ヲ張り、以テ祭政一致之道ヲ復サントス、乃チ武藏國大宮驛氷川神社ヲ以テ當國ノ鎮守トナシ、親幸シテ之ヲ祭ル、自今以後、歲奉幣使ヲ遣ハシ以テ永例ト爲セヨ

神靈鎮祭ノ詔 明治三年正月三日

鎮祭詔

朕恭惟。大祖創業崇敬。神明。愛撫蒼生。祭政一致。所由來遠矣。朕以寡弱夙承。聖緒。日夜悚傷。懼天職之或虧。乃祇鎮祭。天神地祇。八神。暨列皇神靈于神祇官。以申孝敬。庶幾使億兆有所矜式。

謹譯 (「大詔」に據る)

朕恭シク惟フニ、大祖業ヲ創ム、神明ヲ崇敬シ、蒼生ヲ愛撫シ、祭政一致ス、由來スル所遠シ、朕寡弱ヲ以テ、夙ニ聖緒ヲ承ク、日夜悚傷シ、天職ノ或ハ虧ケンコトヲ懼ル、乃チ祇ミテ天神地祇、八神、暨列皇ノ神靈ヲ神祇官ニ鎮祭シ、以テ孝敬ヲ申ブ、庶幾クバ億兆ヲシテ矜式スルトコロ有ラシメン。

大教宣布ノ詔 明治三年正月三日

宣布大教詔

朕恭惟。天神。天祖立極垂統。列皇相承繼之述之。祭政一致。億兆同心。治教明于上。風俗美于下。而中世以降時有汚隆。道有顯晦矣。今也天運循環百度維新。宜明治教以宣揚惟神



之道也。因新命宣教使布教天下。汝群臣衆庶其體斯旨。

謹 譯 (「大詔」に據る)

朕恭シク惟ルニ、天神 天祖極ヲ立テ統ヲ垂レ、列皇相承ケ之ヲ繼ギ之ヲ述ベ、祭政一致、億兆心ヲ同シ、治教上ニ明カニシテ、風俗下ニ美ナリ、而シテ中世以降、時ニ汚隆アリ、道ニ顯晦アリ、治教ノ洽カラサルヤ久シ、今ヤ天運循環、百度維レ新ナリ、宜ク治教ヲ明ニシ、以テ惟神ノ道ヲ宣揚スベシ、因テ新ニ宣教使ヲ命シ、天下ニ布教ス、汝群臣衆庶、其レ斯ノ旨ヲ體セヨ。

皇靈及神器奉安ノ詔 明治四年九月十四日

詔 書

朕恭ク惟ルニ 神器ハ 天祖威靈ノ憑ル所歷世 聖皇ノ奉シテ以テ天職ヲ治メ玉フ所ノ者ナリ今ヤ朕不逮ヲ以テ復古ノ運ニ際シ忝ク 鴻緒ヲ承ケ新ニ 神殿ヲ造リ 神器ト 列聖皇靈トヲコ、ニ奉安シ仰テ萬機ノ政ヲ視ント欲ス爾群卿百僚其レ斯旨ヲ體セヨ

## 序

日本心を有するが故に日本人である。日本心は生、婚、葬及び日常生活に於て涵養せられ、特に古來、生冠婚葬を人生の四大儀禮とせられ此等の儀禮は、神前に於ける祭典の形式を以て嚴かに舉行せられ、これによりて、神國の神孫たる自覺を強固にし皇國を彌榮えに榮えしめたのである。

就中葬儀は日本心を無窮に榮えしめ、人をして永遠に護國の靈たらしむるものであり、これによりて大日本帝國を磐石の安きに致す所以である。

然るに佛教渡來以來年所の經過に従ひ、葬儀は佛葬を以て當然と看做すに至り、殊に徳川時代には神職の家庭に在りても、當主と嫡子とに限



り、寺社奉行に届け出でて、辛うじて公然に神葬を行ひ得るに過ぎず、その家族の葬儀に至りては、遺體を埋むる寺院の宗派に従はざるを得ざりし状態であつた。

明治の御一新は、諸事 神武天皇様御創業の始めに基づかせられ、畏くも五事の 御誓に於て「舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ」と仰せられて、早くも神葬を復活せしめられ、明治元年閏四月には神道事務局より、神職は家内の者に至るまで、神葬に改葬すべきものなり、との達あり。畏くも 祭政一致の詔、神靈鎮祭の詔、大教宣布の詔、皇靈及神器奉安の詔等相次で煥發せられ、惟神之大道の履踐發揚と相俟つて神葬復活の實大に舉がり、皇運の隆昌旭日昇天の勢を示したりしが、其の後 朝廷に於かせられての神葬御嚴守に拘らず、制度の上にて官國幣社の神職は葬儀に與かる事を得ざるに至り、所謂教派神道によりて辛う

じて神葬の如きもの維持せられ居るも、墓地の問題と關聯して、神葬の實行上甚大の制限を受け居ることは、神國日本と云ふ立場より見て極めて不合理と言はざるを得ず。

惟ふに、日本族の葬儀は當然に神葬たるべし。これを本とす。此の本を守りて、此の本を失はざれば、從として、佛葬儒葬耶葬其の他告別式の類をも採用すること何ぞ敢て拒まむ。現時の如く、神國の神孫が神葬を爲し得ずと云ふ如くなれることは本末分擔を誤まる甚しきものである殊に甚しきは、事に軍に従ひ、軍人として身心を捧げまつり、一朝名譽の戦死を遂げたる者は、その英靈は護國の神として靖國神社に奉齋せらるるの光榮を有するのである。その英靈護國の神靈に對してさへ、先づ佛葬を行ふ如き事往々にして見受けらる。此等は、その宗教に従事する人も考慮せざるべからざる事勿論なれども、また一面、神葬の意義など



の一般に普及せざるに基因するものと考へらる。

此の小著は「神ながらの道と心境の鍛錬」と題し、昭和七年六月より昭和十一年二月迄に月刊雑誌「いやさか」に連載したる聊かなる研究の発表の一部分にして、誕生祭、出世祭、結婚祭、「はふりのわざ」（神葬）「みたましづめ」（鎮魂）、先祖祭の順次に述べたる、その「はふりのわざ」の部を、各地より頻りに需めらるるにより、極めて不完全にして、多く補正を要する所あれども、思ふ所あり、敢へてこれを世に送り、廣く教を仰がむとするのであります。

紀元二千五百九十七年  
昭和十二年九月十八日

瀧本豊之輔

はふりのわざ（神葬）

一 神 拜 詞	一
二 御 誓 文	三
三 詔 書	四
四 序	七

頁  
次  
前  
数

目 次

第一章 總 説	一
第二章 所謂「死」	七
第三章 「はふり」の意義	一七
第四章 「はふり」の本質	二四



第五章 「はふり」と「むすび」	二九
第六章 「さとり」	三四
第七章 御霊の在處	三九
第八章 「はふり」の本義	五六
第九章 墓 所	六九
第十章 御霊の咲き延へ	八二
第十一章 御鏡の奉戴	九〇
第十二章 「はふりのわざ」	九五
むすび	一〇四

## 神葬の仕方

第一章 一般葬儀	三
----------	---

第一 歸幽奉告祭	七
第二 墓所地鎮祭	九
第三 移 靈 祭 (遷靈祭)	二三
第四 納 棺 式	三二
第五 靈 前 祭	三六
第六 棺 前 祭	三九
第七 發 葬 祭	三九
第八 葬 場 祭	四四
第九 歛 葬 祭 (埋葬祭)	五九
第十 歸 家 祭	四七
第十一 追 祭	四七
第二章 公葬の一例	五九
葬場祭並慰靈祭案	六一



葬場祭次第	六
慰靈祭次第	六
葬場祭祭詞案	七
葬場祭誦詞例文	七

# はふりのわざ(神葬)

瀧本豊之輔

## 第一章 總 說

神かみながらの心を極きはむれば、終つひに神葬はふりの本質に到達する。神ながらの心は、誕生、結婚、日常の生活によりて鍛錬たんれんせらるるも、其の究極きうきよくする所は「はふり」に達して始めて會得みこくせられ完成せられる。これは總て宗教には普通ふつうなる事實であつて、それは何れの宗教に於ても、人が其の生命せいめいを現世に残す瞬間しゅんかんに於ける心境しんきやうを何より大切となし、其の事實が通俗つうぞく的に人の死し後の存在そんざいの形に於て信仰せらるることとなつて仕舞しまつたのである。所謂死後いはゆるしごに如何なるか、如何にするかの問題ではなくして、其の所謂死の瞬間に於ける心境——生命を此の世に残し、現身うつしみの分離ぶんりする際の一念——



—を如何に持つべきか。これが人の價値の定まる標準となるのであつて、所謂棺を蓋うて事定まるのである。故に孔子は「朝に道を聞かば、夕に死すとも可なり」と云つて最後一念の大切なることを喝破し、法然上人は、「たゞ『往生極樂のために南無阿彌陀佛と申して疑なく往生するぞ』と思ひとりて申すほかには別の仔細候はず」(請文)と其の一念の如何あるべきかを指示し、禪宗にては、先づ大死一番と云ふ所より修行を始めるのである。此等は決して、唯息を引き取ると云ふ時のみに限ることにあらずして、平常に於て、先づ第一に豫め最後の一念を捕捉して、これによりて、生存中に於ける確信ある活動を爲さしめんとするものである。最後の一念を最前に喚起して有意義なる大活動をなさしめんとするものである。死後の問題ではなくして、生存中の問題であり、此の故に宗教に重大なる役目が存するのである。若し、單に今日通俗的に認められ居る如く、死後の靈魂の問題とか死後の冥福とか、死後の安心立命とか云ふことが宗教の關する所なりとせば、これ全く宗

教の本質を誤まれるものである。

死後の問題ではなくして生存中の問題であり、死後の冥福ではなくして生存中の大活躍である。大活躍とは創造化育生成愛撫——産靈の實現——更に具體的に云へば、皇化の充實並に其の輔翼に外ならぬ——を意味する。

それ、「はふり」は最後の一念を最前に喚起するものにして、此の一念が眞に人たるの價値を設定し、此の一念によりて、人が神ともなり、佛ともなり、乃至禽獸蟲魚ともなるものである。然らば此の一念が如何に在るべきかの鍛鍊長養の重要な言を待たざる所である。神ながらの心と云ひ、神道の根本義、神社の起源、日常生活の安定、永遠生活の保障これを人倫に就て云へば皇國精神の唯一の表徴たる忠君の信仰、これを基として成立する孝貞友和、更に降つて仁義禮智信などは皆此の一念を明かにするによりて正しく會得せられ、發揚せらるるのである。



「はふり」の本質は斯の如くに重要である。然るに「はふり」に關する日本族古來の事實は大寶令の制定以來其の跡を絶ち、今日に於ては古代日本族の「はふり」の如何なりしかを考證的に示すことは困難にして、唯讒かに信仰的に神典所載の言傳を吟味することを可能ならしむるのみである。

神葬に關する考證は、故栗田寛博士の「はふりのわざ考」を白眉とすべく、然しこれとて決して「はふり」其のものの本質を明かにするには足るとは云へないのである。元來信仰を考證を以て證明せんとすることは不可能であつて古來、「神ながら言擧げせぬ」とか「言靈の咲き延ふ」とか唱へらるるは、考證の届かぬ所であることの意味を含めるものと思はれる。自然科学の領域に於ては、考證は極めて必要であり、考證によりて殆ど解決がつくと云ふも過言ならざる程なれども、精神上のこと、殊に信仰に至りては、餘り考證に重きを置くことは出来ない。今日、神なが

らの道、神道が行詰り居れる、一つの原因は考證偏重の弊に在る。神社が神社の本質を發揚せざることも、神職が神職の本分を盡し得ざることも、皆考證の束縛より脱し得ないからである。帝大の神道部、神道を専門にする學校の神道が信仰的には空虚なりと云はるゝは、皆考證を後生大事にするからである。決して考證を輕んずるにあらず、その必要を認むること人後に落ちざれども、深入りするときは神道の信仰からは益々遠疎かるに至ることを警むるのである。

神葬に關する限りは、他の方面とは特に著しく考證を不可能ならしめて居る。故に考證を主とする立脚點に立てる今日の神社制度に於ては、神葬には觸れざるやうの態度を採らざるを得ずして、神道の根本信仰を涵養する「はふり」が全然、神社の外に置かれ、神職は葬儀に與かることを得ざるの制限さへ存在するのである。「はふり」を儒佛の思想による「けがれ」の觀念を以て見、而して神は不淨を忌み



給ふと云ふ立場を守つて、神社より「はふり」の信仰を分離し、斯くして神社の本質——少くとも神ながらの道の特色ある方面を發揚せしめざらむとすることが、今日の現狀であつて、これが、神道が佛教儒教耶教等に比して常に信仰の力薄きかを感ぜしめ居る所以であり、又これが日本族をして、其の生來の神ながらの信仰より離脱して、佛儒耶等に走らしむる所以である。

## 第二章 所謂「死」

普通に死と云ふことを以て、肉體の分解終滅と考へられ、或は所謂靈と肉との分離なりと考へられ、此の考へが永らくの慣習となり死は此の世を終ることなり、人生の終末なりと信ぜらるるに至つて居る。然し、我が古代の人生の見方は決して、死を以て人生の終末となさず、寧ろこれを以て永遠に活くる第一歩なりと見て居るやうであり、根本的に人生を以て此の肉體一個の始終とは見ず、始めなく終りなき長き大きな「いのち」と見て、一個人の生死は、此の大きな長き「いのち」の彌々長く彌々大きくなることの一段階と見て居るやうである。

その大きな長き「いのち」、これを學者は假りに大生命と後になつて稱するに至つたので、何となく、此の大生命と云ふ文字に拘泥して種々の誤解も生じ來つたことと思はれる。殊に、儒教漢籍の説く所や、佛教の説く所に耳を傾くるに及びて



我が古代の先祖が、言葉にもよらず、文字にも頼らずして、信じ来り行はれ来つた、人生の問題、その解決が殆ど舊態を存せざるまでに變り果てたの感がある。

所謂「死」、これを取扱ふ「葬」などについても全く其の本來の見方、取扱方が一變して今日に於ては、其の本來の所謂「死」に相當するもの、「葬」に相當するものの實際を髣髴することだに不可能となつて居る。

學者が種々に考證を重ねて、涙ぐまじき迄の苦心努力を傾注して、我が古代の神葬に關し、何かを摸索しやうとして來た其の功績は實に没すべからざるものであるが、これによつて得たる所は極めて僅少に過ぎざる有様なることはまた、甚だ遺憾なることである。

「はふり」と云ふ文字の物に見えたるは、「萬葉集」(三)に「言左敝久百濟之原從神葬伊坐且と柿本大人の詠まれしや始ならむ、これ上代よりの稱にして後世の佛

葬に邀へたる稱には非じかし」と神葬祭記にもある如く、極めて古きものにて、從つて考ふるに、漢字「葬」を「はふり」と當てたるも、果して正しきや否やの疑問もなきに非ず、そは、「はふり」と云ふ即ち所謂死に際しての行事のみを以て其の行事に相當する「葬」の字を充てたるまでにて、「葬」が我が上代の「はふり」なりとは速斷し難きものあるを思はしむるのである。

それは元來「死」の觀念が根本に於て異なることに歸因すと思ふ。蓋し、漢字死は、生命を亡ふの義であつて、個人の存在の終極とする意味である。然るに我が上代に於ける吾等の先祖は、此の意味の「死」なるものを認めず、簡單に云へば「皇國には死なし」との觀方である。日本族の人生觀は唯生あるのみ。斯く云へば、必ず「生あらば、これに對する死あるべきなり」との論も出でん。然しその論は、日本族本來の人生觀に立たざる論である。先づ此の事より明かにせん。



古事記に 天之御中主神様を始め別天神 神世七代の神には所謂「死」と云ふものがない。別天神の五柱の神及び、神世七代に属する 國之常立神 豊雲野神は「獨神成りまして御身を隠し給ふ」とあれども、此の「御身を隠し給ふ」とは「死」に非ざること何人も是認する如く、而して、元來、別天神 神世七代の神は 天之御中主神様の表現たる神様にて 天之御中主神様に「死」なき限り、此等の神にも亦「死」なきことは自ら明かである。その 天之御中主神様は永遠の御存在即ち大生命たる御存在なりとは日本族の確く信じ居る所であつて、長谷川照道大人の如く 天之御中主神様は「天日」にて在はしますとの説（信仰）を是認すれば、其の永遠の御存在なること、これ程明白なるものはあらじ。

伊邪那岐神様は、古事記には「故、其の伊邪那岐大御神は、淡海の多賀になも坐します」とあり、日本書紀によれば「是の後に伊弉諾尊神功既に畢へたまひて、靈

運當遷 是を以て、幽宮を淡路の洲に構り、寂然長く隠れましき。亦曰く、(中略)仍て日の少宮に留まり宅みましぬ。」とあり。儒教思想を基調とすれば、寂然長隱と云ふ如きを死後のことと解せられんも、純一に日本族の信仰に立てば、此等記の記述は以て、伊邪那岐神様の永遠の御存在なるの證とするに足るものである。

掛けまくも畏き 天照大御神様は 御倉板擧之神として、彌榮の萬世一系の 皇靈として永遠に輝き給ひ、現人神として此の現世に仰ぎ見奉る 天皇陛下はその御現身の 御移ろひを以て、この 皇靈の咲き延へを保障し給ふのである。古來、此の事を 天津日嗣と申し、天津日嗣即ち 天津靈嗣にして、又實に 天津火嗣である。されば、實證的具體的に 天皇陛下の 皇靈の永續と相待ちて、高天原以來の火嗣が今日尙繼ぎ行はれ居ると洩れ承はる。雲上のことは申すも畏こし、出雲大社、日之御碕神社に在りても火嗣と云ふこと今日尙現存し、出雲國造死せずと云ふ言傳と共に 天之菩火命以來の神火が今日傳はつて居るのである。



## 出雲大社記に

國造祕記曰神火者天地人三火之祭也所謂天火之祭者乃以三陽交泰之天火正月朔  
且齋天神新嘗矣所謂地火祭者乃以一陽來復之地火十一月中卯日於神魂社去十  
里一齋天神新嘗矣

神魂社與出雲熊野大神御同體也令義解所謂出雲國造齋神是也延喜式風土記等所載雲州之大社者杵築  
熊野二社也未行新嘗不食新穀矣

所謂人火祭者父國造身退之時不經一晝夜其子速詣神魂社受嗣神火神嘗矣

神火者天穗日命相傳之靈物以此火有神嘗而後國造一生忌他火也

神典所載の何處を見るも、皇國には所謂「死」なく、常に創造化育生成即ち産靈  
あるのみ。日本族は古來一人も所謂「死」したるものなく、而して、其の創造化育  
生成の過程に於て常に本を忘れず、末を棄てず、即ち本に歸りつつ、末を榮えしむ  
るのである。日本族は其の個人の一生を軽く見ざれども、絶えず其の日本族たる永

遠の生命を目的として追進するものであり、其の追進の過程に於て、本に歸り末に  
榮ゆる事實を其の個人を透して見るときは、恰も儒教佛教耶教を始め外國の思想觀  
念に於ける所謂「死」に相當するの外観あるのみ。

此の外観につき、儒佛の渡來以來、我が日本族の「はふり」の精神が漸を追ふて  
儒佛化し、殊に大寶令の制定以來永き唐制の採用によりて、惜しむべし、日本族特  
徴の一たる此の「はふり」が全然儒佛の思想に據るに非ざれば會得し得ざる如くな  
つて仕舞つたものである。

神葬の研究に従ふ學者の絶えざる努力も千有餘年の慣行により習ひ性となりて、  
純粹に神葬を極めんとすとも、單に神典の文字の解釋に止まる限りは、其の解釋者  
の頭の中に既に先入主となれる儒佛思想の擡頭があり、其の解釋たるや、儒佛思想  
的たらざるを得ないのである。



惟ふに、「はふり」の本質を明かにせんとするには、神ながらの精神信仰の體得は勿論儒教佛教耶教を始め老莊の思想其の他歐洲上古の思想信仰につき會得あることを要する。單に此等を知れりと云ふにては足らず、此等を會得することを要する。能く此等を會得したる者にして始めて、其の有らゆる體驗を以て、各の體驗を純粹に分解綜合序列して、我が神典記載の事實中に就き、純粹なる神ながらの「はふり」を體得し得べきことと思ふ。

單に古典或は古語或は所謂國學に精通したらばとて、これによりて決して、日本族本來の「はふり」の本質が分るものではない。信仰がなければならぬのである。

皇國に「はふり」はあれども所謂「死」なく、而して其の「はふり」の精神は袂祓の行事と離るべからざる關係に於て、或る程度に於て袂祓として今日にてもこれ

を捕捉し得る如く思はる。

所謂「死」なきが故に、所謂「死」に當りて靈肉の分離、殊に靈魂は不滅と見る佛教にての肉體の分解——四大分離——などは有り得ざることの信仰の下に、所謂「死」に當りても決して之を死せりとは思はず、黃泉國(此の字は當て字なり)に往くなり、豫見國に罷るなり、として、生存中と少しも異ならざる待遇を爲し居たりしことは記紀其の他の記録にも残れることにして、殊に例として引用し奉るは恐れ多きことなれども、皇室に於かせられての、御葬儀及山陵に於ける御行事に、神ながらの有様が今尙嚴守せられ居るによりても、之を知るに難くはない。

又佛教に云ふ四大分離、肉體は地水火風の諸原素に還元し去ると云ふこともなく有らゆる外教に於て肉體を輕視して、之を「けがれ」となすが如き信仰は日本族本來これを有せず、(肉體などと云はずして、これを現身と云ふこと参照)、然るのみならず、假りに、現身が地水火風等の物質よりなりたるものとするも、其の地水



火風等は、皆肇國以來の重要な神神として仰ぎ、決してこれを物質として軽く見ることなく、素より精神と現身との間に自ら本末ありて、靈を主とし、現身を従とすることは事實なれども、靈なき現身は「けがれ」として、之を或は火にし(葬)或は河海に投じ(葬)或は野原に棄て(葬)或は土中に埋む(葬)る如きことは決してこれなかりしことは、古代の奥津城の構造によりても思ひ半ばに過ぐるであらう。

釋氏要覽<sub>下</sub>送終に葬法天竺有四焉、一水葬、謂投之江河以飼魚鱉、二火葬、謂積薪焚之、三土葬、謂埋岸傍、取速朽也、四林葬、謂露置寒林、飼諸禽獸、

### 第三章 「はふり」の意義

さて然らば、その「はふり」とは如何なるものなるか。現時は「はふり」と云ふことを以て唯所謂告別式の類と考へ即ち「はふり」に従たる諸種の行事手續をのみ指して、「はふり」の本體には觸れざるの感がある。「はふり」の本質が永年の儒佛其の外來の教に依る慣行の爲めに覆はれ居るが故であらう。

今日の葬式、それは假令所謂神葬と稱するものと雖、實は儒佛等による人生觀靈魂觀の支配の下に在るが故に、今日の神葬を以て、日本族神ながらの「はふり」なりと見ることは非常なる誤解である。一例を云へば、「はふり」に當りて「たましひが現界に残り、現身が現界より幽界に入るの際に、移靈又は遷靈と云ふ行事がある。此の移靈祭に當りて其の「ひと」の「たましひ」は此の世に留まつて居る筈である。



移靈祭の祝詞に「前略、此禮乃淨米清米豆造設多留靈爾奇支神靈乎遷志給比留米給比云云」(神葬祭記)

然るに、彌々柩を送り出す際の發葬祭の辭には

「前略、其罷坐幸道乃間波後母輕久御心母穩爾恙萬波受出立給閉登云云」(神葬祭記)

一見すれば、御靈は出立給ふこととなつて居る。更に葬所祭(墓所に於ける祭)の辭には

「前略、御心母勞保之久思保須事无久平介久安良介久鎮坐世登白須」(神葬祭記)

とあり、御靈は墓所に鎮まりますこととなつて居る。次で、埋葬の辭にも

「前略、今日自往先此禮乃可美地乃底津磐根爾鎮坐世登白須」(神葬祭記)

墓所が確實に御靈並に現身の鎮まる所と見られて居る。

然るに、葬後靈祭の辭には

「前略、例乃隨神葬乃儀母既久功竟奴留我故爾今日乃今夕爾御祭治奉登爲豆(中略)」

家乃守神登鎮給比此禮乃御前爾參集倍流親族等乎洩事无久撫給比惠給比云云(神葬祭記)

これによれば、御靈は移靈祭によりて移されたる靈璽に鎮まるものとなつて居る。

又、祭祖靈祝詞には

「前略、恐美恐美母申佐久、遠津御祖、代代乃御祖、親族乃御靈等、今如此久刺立齋

比奉流神乃小床爾、天翔來坐、此献奉流多米都物乎云云」(古學辭)

とありて、祖先の御靈は、天翔り來ますことになつて居つて、平素は何處に鎮まりますかも不明であるかの如き感を抱かしめる。

以上の例によりても明かなる如く、御靈移しがありたる以上は、御靈は、御靈璽に移つて居る筈のものが墓所にも鎮まりまし、又何處か不明なる所に鎮まりまして呼べば天翔り國翔りして現はれ給ふことにもなつて居る。これには各々然るべき理由もなきにしもあらずであるが、斯様に、或は矛盾とも見られ、或は曖昧に見らるる所以は、儒佛等による外國の葬事の作法又従つて「死」に就ての觀方に影響せら



れ居るによるものであつて、皇國本來の神觀宇宙觀國家觀人生觀に立ちて、皇國神ながらの使命を達成せんとするに當つては、先づ第一着に是正することを要する重大事である。

さて、「はふり」と云ふことの本來の言葉さへも不明である。元來「はふり」と云ふことは「ハフリ、ハフルは屠と同じ八俣遠呂智を切散とある如く、散をハフリと訓み、散亂るるをハフルと云ふも同意、水の溢も同じく、俗言に物を棄るをホオルと云ふはハフルの音便にて同音同意なり」(古事記傳(二三ノ八一)とあるに従へば散らすの義となり、所謂肉體を解體分散せしむる如き意味となる。又同じく、古事記傳(二九ノ一)に「さて此の葬は波夫里と訓べし、次なる大御葬も同じ、此は、御屍を送遣奉る儀を云へればなり、凡て波夫里(波夫流(ハブ)と云も然り)とは、其の儀を云へり、(略)富袁流と云ふも波夫流の音便に類れたるなり、又溢とも互に通へり(略)葬は、住なれたる家より

出して野山へ送りやるは、放かし遣る意より云るなり。云云」とありて、ハフリ、ホフリ、ハブリ皆同義にて、棄て散らすの意義となつて居る。

本居大人の此の説明は既に或は漢意か佛意に據れるものに非ざるか。そは、我が上古の葬儀は決して遺骸を棄て放かしたものと断定し得ないからである。(補註參照)又遺骸を「けがれ」なりと見ることも漢意か佛意ならむと思はる。伊邪那岐神様が「吾は、否醜目醜めき穢き國に到りて在りけり。故、吾は、大御身の袂せな」と詔り給ひて、筑紫の日向の橘の小門の阿波岐原に、到まして、袂ぎ被ひ給ひし古事記の言ひ傳へを従來、伊邪那美神様の屍體を見給ひたることに基く如くに解せられ居るも、古事記には少しも然様なる言ひ傳へなく、單に「穢國而在祁理」(古事記原文)とあるのみ。「きたなき」とは「きらなし」にて、これは「明なしのアが省かれたる言葉の轉訛、即ち「きらなし」が「きたなし」となる。これを實證的に云へば、日の光のなき暗き所の義に外ならず。穢と云ふ漢字に拘はり汚穢と見るこ



とは誤解と思はる。又世人が實證的生活事實に結びつけて、伊邪那美神様を葬し奉りたることを言ひ傳へたる所に、「殿戸より出で迎へます時に」とあるに徴しても決して野外に放かし奉りたるに非ずして、かの奥都城の中に極めて鄭重に葬し奉りたることを髣髴せしむるに足ると思ふ。

是に於て、「はふり」と云ふ言葉は決して日本族の葬儀を現はすものとならず、唯所謂死に該當する事柄のあるものを指すのみなりと云ふやうな氣がする。葬はこれを「かくす」と訓むこと日本族の葬儀の實際によく當り、決して「はふり」にあらずと思ふ。

然らば「はふり」の意義果して如何。これには先づ、吾等の「いのち」「たましひ」の本質を明かにし、即ち葬儀の形を後にし、「いのち」の根源を先にせねばならぬと思ふ。

補註 日本書記一書に「素戔嗚尊の曰く(前略)被は以て顯見蒼生の奥津葉戸に將臥さむ具に爲すべし」とある奥津葉戸は屍體を納めたる所と解せられ、時代稍下りて鄭重なる葬送が行はるゝに至りて、所謂古墳を作り其の中に墳即ち墓穴を設けて、これに屍體を收むることが行はれた。但し此の時代には屍體を納めたる所より他に居を移したものであつたが、追々新築移轉が困難となり、屍體を他に移して處理するの必要に迫られ或は水に流し、或は空地に放擲して自然の風化作用に任せ、或は火にて焼き、或は土中に埋むるに至つた。而して我國は、古く土葬が行はれたる如く(他の葬法の事は遺蹟なき故不明)、平安朝の頃の記録に屍を賀茂川に流し或は山に棄てたる記録あり。仁明天皇承和九年の所に「令燒斂嶋田及鴨河原等備體」、總五千五百餘頭。又、「令聚葬鴨河備體」(續日本後紀卷十二)などあり。

以上によりても臆げながら、皇國古來は屍體を大切にし、決して放かし遺ることをなさず。そのこれあるに至りしは外教渡來以後のことに屬すと考へらる。勿論外教渡來が唯一の原因なりと云ふにあらず。社會の組織の變化、生活難などのこともありならむ。



## 第四章 「はふり」の本質

「はふり」の本質は「死」の本質によりて定まるべきものである。然るに「死」に關する從來の見解は、これを神典に照らし見て、甚しく其の本質を誤れる如く思はる。如何に誤まれるかと云ふに、そは大體に於て儒教に於ける死の觀念、小乗佛教の死の觀念、又多少ながら耶教の死の觀念に影響せられ居る如く認めらる。

先づ手近より片付けて行きたい。儒教小乗佛教及び耶教に於ては、人は死によりて其の靈魂が肉體より離れ、肉體は物質の集合故これは四散分離し終るも、靈魂は或は天帝に歸し、或は極樂に住し或は地獄に苦しみ、或は主の許に至るとなす。其の天帝、極樂、地獄、主と稱するは一種の抽象、即ち一の空想に過ぎず。故に此等の教にては人の死後に對しては斯様なる手段方便にて假りに所謂安心を與ふるに過ぎずして、何等靈魂の歸著に關し捕捉すべき心證を與へ得ざるものである。此等の

教によりて死後の歸趨に關し生存中安心して居る人々は實に氣の毒千萬であつて、此等の人々の集まりたる社會故に、これが國家を形成するとも何等の力とはならず彼等の國家自身の生命が永遠性を有し得ざる次第である。

靈魂が不滅であることを稱するも、其の靈魂の不滅なる事實を何處に結び付くかと云へば、空想の天國極樂地獄に求むるのであるから、其の靈魂の存在すべき憑據がない譯である。所謂擬制に頼るものであつて、例へば釘なきに拘らず、釘ありと假定して、そこに衣服帽子の類を掛くると同様で、天國極樂地獄に入りたる靈魂は、歸着する所なくして、永遠中有に迷ふ次第である。實は迷ひ得るやも不明であつて、従つて靈魂不滅なりと云ふ其の不滅の靈魂を何處に求むべきかも不明あり、寧ろ無神無靈魂を信する方が餘程垢ぬけがして居ると思ふ。

靈魂不滅の真相を端的に傳へ、これを具體的に證明體得せしむるものに、皇國に古くより「坊やは好い子だ、ねんねしな」といふ子守歌がある。處によりて多少の



相違あれど

坊やは好い子だ、ねんねしな

坊やお守は何處へ行た

山を越えて里へ行た

里の土産に何貰ろた

でんく太鼓に笙の笛

たたいて聞かすに、おだまりよ

吹いて聞かすに、ねんねしな、

坊やは好い子だ、ねんねしな、

日本人とあらう者は恐らくば一人も洩れなく、此の子守歌は知つて居るであらう假令其の意味の何たるかには深くも反省することなくとも、此の子守歌によりて育てられ、此の子守歌によりて三つ兒の魂に永遠の彌榮信仰が知らず識らずに植ゑ

つけられて居るのである。

此の歌は種々解せらるるならむ。然し簡単に「坊や、好い子、お守、何處へ行た、山、山を越えて、里、里の土産、何もろた、でんく太鼓、笙の笛、たたく吹く、坊や、好い兒……」轉々追進、捕ふる所なきが如くにして、常に捕ふる所あり、捕ふる所あるかと思へば、既に轉じて居る。皇産靈の奇しき咲き延へが、極めて容易しく會得せられる所が最も大切である。

何人の作にして何時の頃より行はれしか不明なる、然し想像するより古き時代より存する此の子守歌によりて、今日の日本族の靈魂不滅觀が知らず識らずの間に涵養せられたることは正しく神業ならむ。

抑も日本族の靈魂不滅觀は其の淵源する所遠くして、掛けまくも畏こき 寶 祚 彌榮の御神勅、神鏡奉齋同床共殿の御神勅、祭祀國基(所謂神籬磐境)の御神勅、齋庭之穗の御神勅、殿内防護の御神勅は其の最も明白完全なる根據なりと考ふるので



ある。

靈魂不滅と云ふことにつきても一言せねばならぬ。普通に解せらるる靈魂不滅とは所謂不生不滅、不増不減、或は物質不滅又はエネルギー不滅と稱せらるる如き意味である。然し皇國の靈魂不滅觀は聊か異なつて居るやうである。即ち日本族の靈魂不滅は増減なき不滅の類にあらずして、皇産靈による不滅である。絶えず創造化育生成愛撫による不滅であつて、所謂分靈による彌榮であり、不滅などと云ふ詞が既に相應しないのである。換言すれば通俗に靈魂不滅と云へるが故に理解の便宜の爲めに此處にも假りに此の語を用ふる次第なれども、實は靈魂の咲き延び、即ち創造化育生成愛撫の絶えざる追進であり、彌榮である。不滅などと云ふ消極のことにではなく、絶えざる創造、絶えざる化育、絶えざる生成、絶えざる愛撫である。其の絶えざる追進の刹那刹那に於て、絶えざる襖祓があり、絶えざる「はふり」を必要とする。神ながらの「はふり」の根據は此處にこれを求めねばならぬ。

## 第五章 「はふり」と「むすび」

以上述べたる所によりて「はふり」は「むすび」と云ふ神業の永遠なる追進を一層顯著ならしむる一種の維新行爲——新时期を劃する事實なりと云ひ得べく、其の維新行爲は必ず「みそぎ、はらひ」の結果として現はれ、又必ず「みそぎ、はらひ」の原因をなすものである。

「むすび」の神業の永遠なる追進とは、御靈の咲き延へを完成せしむることである。御靈の咲き延へとは「いのち」の絶えざる創設（不滅に非ず、曩に述べたる如く、創造化育生成愛撫の絶えざる積極的追進である）——物質に就て言へば存在の永續を意味する。而して、御靈の咲き延への完成とは、御靈の永遠の榮えを確實にすること、それは御靈の行方を確定せしむることと、御靈を絶えず新にすることによりて實現せしめらる。物質に就て言へば、物質の現はれ居る假りの形態を解きて



其の本來に還元し又常に種々なる假りの形態を成し得ることである。

維新行爲とは新時期を劃する事實のことにて、總て事物の存續は、絶えず變化あることによりて示さる。一本の「いのち」ある櫻樹である。その「いのち」が芽生へ、花を開き、實を結び、やがて葉落ちて恰も枯れたる如く、而かも、翌年にはまた芽生へ、花を開き實を結ぶ。變化の絶えざる繰返しの中に櫻として「いのち」の存在が認めらる。此の變化の或る區切が維新である。草木の例を擧ぐるまでもなく、人が生れ、生長し、結婚し、子孫を造り、永遠に入る。皆維新の繰返しであつて「苟に日に新に、日に新に、又日に新なる」ものであり、其の區切りが即ち生冠婚葬として形式化される。「はふり」の本質はこれによりて決定し得べく、従つて「はふりのわざ」が如何あらねばならぬかも、これによりて定まるべきことである。

御靈——精神は常に振ひ起すことによりてその存在を確實にする。精神を振ひ起すとは、今日の言葉で現はせば、意識すること、認識すること、意識認識を深めること、意識認識を新にすることと云ひ得んか。然し、意識だとか認識だとか云ふ如き淺薄なるものではなく、従つて世に皇國意識だとか皇民意識だとか云へる類のものでもなく、意識認識と云つて居る間はまだ、幼稚のもので、然様なる境界では御靈のことは分らないのであるが、何かの關聯を得る爲めに、假りに意識認識と云ふ言葉を用ふるのである。意識認識では如何にしても説明は出來ないが、それこそ横頬の一つもなぐりつくれば、ハツと御靈を振ひ起すことが出来るのである。

「はふり」は御靈を振ひ起すに最も適したる一つの行事である。何故に然るか。御靈は唯追進あるのみにて停滯あることを許さず、進むのみにて退くことなきものである。「行く川の流れは、絶えずして、しかも本の水にあらず」(方丈記)之を人生の無常を説くものなりとするは考へ足らざるものにて、御靈の進みを現はす比喻と



見るべきである。時間と云ふものと同じく、経過すれば既に過去に入り、又捕ふるに由なし。西洋の諺にも「機會は前頭に髪を有すれども後頭は禿なり」と云へる如く捕へんとすれば、これを前頭に於てせざるべからず。御靈の追進は靈止たる間は恰も燃ゆる火を消えざらしめんために、消ゆるに先じて燃料を加へねばならぬ。「みそぎ、はらひ」は御靈を追進せしむるの燃料であり、「はふり」は御靈を振ひ起す酸素——空氣のやうなものである。人生は「みそぎ、はらひ」の繼續である如く、同時に「はふり」の繼續である。絶えざる「みそぎ、はらひ」によりて、絶えざる創造化育生成愛撫の「むすび」が行はれ、創造化育生成愛撫のある所、必ず、不完全即ち「けがれ」が生じ、「けがれ」のある所、又必ず「みそぎ、はらひ」を必要とし、「みそぎ、はらひ」はまた必ず「はふり」を伴ひ、斯くして絶えざる御靈の追進、御靈の振起——之を合せて御靈の咲き延へと稱し、これが一貫したる「むすび」の神業である。其の「むすび」の一貫したる内に、所謂幽顯一貫もあり、

御靈の幽顯兩界の自由なる活躍があるのである。實を云へば、御靈を標準とすれば幽とか顯とかの區別はなく、御靈は常に形よりすれば幽である。産靈として創造化育生成愛撫の働きとなる故に所謂生滅の相があり用があり、幽顯の別も生ずる。故に世に靈魂の寫眞を撮るなどと稱する種々の試みのあるは皆、御靈を知らぬ者のすることであつて、形に顯はるるは産靈の或る相であり、用であり得るも、決して御靈そのものではなく、御靈は寫眞などに寫らぬものとして常に幽にして顯に非ず。故に古くより心——精神——之を「うら」と稱へ、「うら」即ち裏にて隠れて顯はれ居らざるの義を示して居るのである。



## 第六章 「さととり」

幽なる御靈、「うら」と稱せらるる心は、顯はれたる事相を透して、各自に自覺せらる。自覺とは覺ることにて「さとり」とは悟の字の示す如く「吾の心」を見究めること、吾の心を眞につかまへることが「眞取る」である。これを外部に對立せしめて、吾の心の顯現せる事相に就き其の真相眞體眞用を體得することである。

顯現する事相には、或は無形なるあり、色聲香味寒暖喜怒哀懼愛惡欲等の如し、或は有形なるあり、大小方圓廣狹深淺長短等の如し。萬我萬物萬象萬法の存在は皆吾が心の顯現する形であつて、従つて萬我萬物萬象萬法を透して、其の裏に、御靈あり、吾が心あり、故に三界唯心、萬法唯識なども稱せられ、此の萬我萬物萬象萬法によりて「さとり」ことが出来る。

「さととり」とは獨斷に非ず。一事を固く執つて放たざることに非ず。自己の所信

を主張して譲らざることにあらず。又、要領を得ざる態度のことに非ず。而して今日「さととり」と云へば佛教殊に禪について唱へらるるも、儒教にも道教にも耶教にも、其の他所謂科學にも「さととり」はあるものなり。唯其の「さととり」方の深淺、悟後の修行と云ふことにつきて、自ら差等を生ずるのみ。「さととり」たりとて別に異とするに足らざれども、「さととり」顔にて悟らざる者は自ら苦しき限りなるべし。文字禪などと稱するは悟りたりとも何程の事かあらむ。儒教耶教等には理窟にて納得すること多く、理窟なるが故に文字にも現はし得べく説明することも可能なれども、實は言擧げにして「さととり」にはあらず。

神道者と云はず、佛教徒耶教徒と云はず其の道の覺者と稱せらるる人々にして「さととり」たる者果して幾人あるか。巧妙なる理論を構へ、各種の所謂文献には精通し、凡そ文字の關する限りは驚くべき多くの材料を蒐集して獻立は如何にも立派なり。然し、皆理窟、文字であつて言詮に過ぎず。神ながら言擧げせざること



を標榜しつゝ、言擧げの外に何もものもなく、天之御中主神様は如何なる神様に  
あらせらるるかをさへ體得が出来て居ない。千言萬語説明は極めて巧妙であつて  
も、皆評判であり、抽象であり、想像であり、所謂理想である。或は理想のやう  
なものである。耶教の神を以て全智全能の神と稱する空漠なる理想神に過ぎずと  
評しながら、自ら 天之御中主様を以て空々漠々たる天地に遍在せる神なりとな  
す。天地に遍在せる神様たることに相違なけれども、之を體得せざるが故に、結  
局空漠たる理想神とせざるを得ず。耶教の神と何の擇ぶ所もなし。天之御中主神  
様を知らず、故に 高皇產靈神様 神皇產靈神様のことは解せられず、別天神、  
神世七代の神神の事も唯一と通りの説明に過ぎざるに至り、伊邪那岐神様 伊邪  
那美神様の修理固成の神業にも通すること能はざるが故に、神典所載の言傳へを  
以て神話なりとして、外國神話と同様に取扱ひて、我が優秀なる肇國の事實を暖  
昧ならしめて居る。甚しきに至りては類語を外國に求めて、皇國を以て外來

民族の建設に係るとなす如き判断を下すの材料を提供せる者あり。

萬世一系の 皇靈——彌榮の勾璉の五百津の御統の珠(御靈)——御倉板擧之神  
——御靈の根源——大本を單純なる物質と見るの外これを透して現はれ、これの  
中に幽れたる御靈を「さとり」得ざるが故に、神ながらの道として、惟神道、隨  
神道として發達し來りし世界精神たる日本精神は、近頃に至りて益々小さく狭  
く解せられ、神ながらの道の唯一の特設實修場たる神社は、單純なる建物たるに  
化し、何等 神靈感悟の實修即ち日本信仰の實修に充てられずして、徒らに構造  
の美を誇るに過ぎず、神社に於て御靈の内省、御靈の咲き延へを特に痛感せしむ  
る「はふり」は之を行ふことを得ず、官國幣社の神職は葬儀に携はることを得ずと  
なし、府縣社以下の神職が辛うじてこれを許されて、一般皇民の切なる要求に應  
じ居るに過ぎずして、而かも、眞の「はふり」の精神より見れば「はふり」と稱  
するを得ざる佛敎耶教による葬儀は、今日此等の他流宗敎の本質が闡明せられ居



るに拘らず尙盛に行はれて、舊來の陋習依然として打破せられざる狀況なることは皇國使命の大成より見て、大に慨嘆に堪へざる所である。

神道を理窟とせず、文字とせず、神道たらしめ、行事たらしめ、神社を建物とせず神職を番人とせず。神社は名實共に神靈の鎮坐ます所たらしめ、神職は氏子崇敬者參拜者の齋神實修の中執持たるの大役を負ふ者とするのが今日の急務たらざるか。

## 第七章 御靈の在處

さて、御靈の行方を確定し、御靈を絶えず新にするにつきては、先づ御靈の在處を明かにせねばならぬ。然しこれは仲々難かしい問題であつて、此の事が分れば、人生の事終れりと稱するも過言に非ざる程である。かの孔子が「朝に道を聞かば夕には死すとも可なり」と言へるも、此の邊の消息を傳へて居るものである。

然も、神ながらの道では、此の難問題が極めて容易に解決してあるに拘らず、それが體得鍛鍊の方法を忽にせし爲めにか、不明となりて、今日に於ては態々、神道とか神の道とか又更に改まつて、種々の名稱の下に暗中摸索の如き眞似を爲し、之に加ふるに各種の宗教など出でて、斯斯なり、然然なりと説きたる以來、益々不明の度を増して、彌々分らず仕舞ひに、甘んじ居る如くにさへ見受けられるのである。其等の詳細は到底此の小冊子にては陳べ盡し得べくもなければ、能ふ限りを述



べて大方の御教を仰がんとするのである。

御靈は何處に在るか。

易には斯うある。一陰一陽之謂道。繼之者善也、成之者性也。仁者見之ヲ謂ヒ之ヲ仁ト、知者見之ヲ謂ヒ之ヲ知ト、百姓ヘ日ニ用ヒテ而不知、故君子之道鮮シ矣。顯レ諸仁ニ、藏レ諸用ニ、鼓シテ萬物ヲ而不與聖人同。憂テ、盛徳大業至矣哉。富有之ヲ謂大業、日新之ヲ謂聖徳ト。生生之ヲ謂易、成象之ヲ謂乾ト。效ス法之ヲ謂坤、極メ數ヲ知來之ヲ謂占ト、通變之ヲ謂事、陰陽不測之ヲ謂神ト。

百姓は日々に用ひて知らず。此處が着眼點であらう。知れば既に仁となり、知となりて言舉げに墮する。

大學には斯うある。「心ここに在らざれば視れども見えず、聽けども聞こえず、食ひて其の味を知らず。」ここに云ふ所で捉ふることが出来る。

中庸には「喜怒哀樂の未だ發せざる之中と云ひ、發して皆節に中る、之を和と謂ふ」とあつて、更に「之を視れども見えず、之を聽けども聞こえず、物に體して遺すべからず」と言つて居る。未だ發せざると發したる所とに要點がある。

孟子には「我善養吾浩然之氣。其爲氣也。至大至剛、以直養而無害。則塞乎天地之間。」の一句あり、洪川禪師は之を舉示して「正文二十九字。但一字有用。生知之全力處。作養生。那一字。」と學者に問を發して居る所である。

兜率悅和尚の三關のことは曩に述べたる所なるを以て、此處には掲げざるも「あちら、こちらと骨を折つて居る御本人(御靈)は何處に居るか」と云ふ調べ方は端的であつて、如何にも要領を得て居る。更に

瑞巖彦和尚は自ら「主人公」と喚び、復自ら應諾す。乃ち云く、「惺惺着。」(眼を惺し)自ら答へて曰く「諾」、他時異日人の瞞を受くる勿れ(こまかされば)、自ら答へて曰く「諾諾」とやつて居る。懇切丁寧なる示し方である。



以上引用せるのみを以ても、御靈の何處に在るかは會得せられ、古人苦心の跡歴然として、今人其の餘慶を蒙ること感謝に堪へざる所である。これのみを以てしても御靈の所在は判明するも、予を以て之を見れば斯くして、御靈の所在を明かにしたりとて何の價值かあらむ。實に程子曰く「今人、書を讀むことを會せず、論語を讀むが如きも、未だ讀まざる時、是れ此等の人、讀了つて後、又只是れ此等の人、便ち是れ會て讀まざるなり」と（序論語）同感にて、古人先輩刻苦金玉の説（嘗に説のみならず、之に伴ふ修行）を以てして、唯一事を缺けるが故に、皆勞して功なし。惜しむべしとなさざるを得ざるものがある。

その一事とは何か。彌榮の勾璣の五百津の御統の珠（御靈）を除外し奉れることである。有らゆる御靈の根源として、有らゆる御靈の大親として、有らゆる御靈の歸着として、先に述べたる絶えざる創造、絶えざる化育、絶えざる生成、絶えざる

愛撫の大本たる此の「彌榮の勾璣の五百津の御統の御靈（彌榮の萬世一系の皇靈）を戴き奉り、仰ぎ奉り、齋き奉るに非らずしては、何處に、各個人萬我萬物萬象の存在、其の御靈の所在を求むべきか。

菅公は「凡そ國學の要とする所、論古今に涉り天人を究めんと欲すと雖、其の和魂に非ざる自りは、漢才も其の闡奥を闡ふこと能はず」（菅家遺誠）と喝破せられ、紫式部は此の意を解きてか、源氏物語、乙女の卷に「なほ才をもととしてこそ、やまとたましひの、世にもちひらるるかたも、つよふはべらめ。さしあたりては、こころもとなきやうに侍りとも、世のおもりとなるべき、こころおきてをならひ侍らば、行末たのもしう」とあり、此處に才とは漢才のこと、やまとたましひとは、唯一途に皇室に事へ奉る忠心をいへるものである。又、洪川和尚は「吾皇國男子大丈夫たる者は、先づ火も焼くこと能はず水も溺らすこと能はざる底の倭魂の眞柱を肚内に堅立し、之に加ふるに漢籍の才を以てし、然して



後更に力めて見性の術を用ゐ、以て一旦豁然貫通せば、則ち其の皇極之道（天祖神道、而王者之正教也）を權衡するに於ても亦間然なし」（禪海一瀾）と道破して居られる。

此等の諸説、悉く倭魂の根本たることを認めたる點に於て一致して居る。その「やまとたましひ」が 天皇陛下に捧げまつる心並に其の事實なること言ふまでもなく、先人既に斯の如く明白に擧示せるに拘らず此の根本を失ひ御靈の所在につき迷へるもの多きは甚だ遺憾とする所である。

御靈の存在は吾人の自覺に始まる。吾人の自覺とは「我」に歸りて「我」の本質に立つこと、「我」を發揚することである。普通に「われ」を表はす文字として「我」を用ふるが故に「我」と混同せられ「我」を張るなどの意味にとられ易きも、「われ」は「我」のことに非ず、自我の自覺などと稱して「我」のことを説くに用ひら

るも、皇國振りに「われ」と云ひ、根本たる「みこと」（命）を指すのである。吾人と云ふは、この「われ」を一個人に限らざる普遍的の「われ」の義なり。

又「みこと」とは「靈止」を透して現はるる「まこと」のことにて、「われ」は神の現はれに外ならず、内にすれば「われ」なり、外にすれば神たるものにて別に變りあるものに非ず。唯今日「みこと」と稱するときは、死者に對する用法となれる故に誤解し易く、又「みこと」と云ふときは客觀性著しくして「われ」と云ふ如き主觀性を缺く。「われ」と云ふときは例へば「我は我にして我に非ざる我」と云ふ如く、客觀するうちに尙主觀に歸する心持を有す。

「われ」とは何か。これを 天之御中主神と申す。天地の太祖、萬物の根源たる神様にて「眞言宗にては金剛法といひ、禪宗にては一圓相と名づけ、儒家にては大極圖といふものこれなり。わが古事記にては 天之御中主神の神體なり。（大國隆正）（音圖神解）。名を異にし、言明の方法を同じくせざるが故に、恰も別異に感ぜらるるも、中庸の



朱熹の章句に「道の本原、天より出でて易ふべからず、其の實體己に備つて離るべからず」と云へるは 天之御中主神様の本体「われ」に備はれることを指せるなり 到處は皆一致するものにて、「真取る」者は必ず同一點に到達するのである。

釋迦も孔子も老子もイエスも、皆「真取る」ことに於ては、行く所迄は到つて居るのである。唯、國の事情、生活の様式其の他に制せられて「神ながらの「われ」は天之御中主神様の本体なり」と言明し得ざりしのみ。故に、孔子は「魯一變すれば道に至る」と云ふ程度に止まりて其の道を「神ながらの道」なりと言ふを避け、却つて「今の世に生れて古の道に反へる此の如き者は、裁其の身に及ぶものなり」「吾は周に従はん」(周禮は時主之制、今日所用、)と云つて居る。

老子が玄之又玄衆妙之門と稱へ無名有名に大別して、「天地之初」「萬物之母」なりと言へるは 天之御中主神 高皇產靈神 神皇產靈神を指せることは明かである 釋迦は靈山の會に於て「吾有正法眼藏涅槃妙心實相無相微妙法門不立文字教外別

傳云云」四十九年間の横説縦説以外に不立文字教外別傳があると云つて居る。これが佛教の神髓である。不立文字教外別傳、取りも直さず「言擧げせざる言靈の咲き延へ」である。神ながらの道でなくして何であらう。これは何であらうと云ふ疑問に非ずして、體得すれば分ることである。

パイルにも「太初に道あり、道は神と偕に在り、道は即ち神なり。」原本の言葉道を道と譯したるは極めて適當である。ゲーテは態々「初に語ありき」、「初に意ありき」「初に力ありき」「初に業ありき」と云ふ風に書いて居るが斯様な心境の階段は無くもかなであつて、原本通りに、「太初に語あり」で足る。「語は神なり」とへるは「語は靈なり」と何の異なる所あるか。これまた神ながらの道である。

以上の諸見解は曩にも見方を異にして述べたる所であつて、要するに皆「われ」の本体を捉へながら、之を拘泥なく表現することをなさざるのみ。

斯様なること今更敘述の要なき如きも、御靈の自覺、即ち「われ」の自覺を明か



にせざれば、御靈の行方を知り得ず、御靈の行方を知らずしては「はふり」が何故に御靈の咲き延へなるかを明かにするを得ざるを以て己むを得ず述ぶる次第である

人生れ出づれば、ああと産聲をあげる。これは吾、吾、吾、詳しく言へば、吾生れたりの聲明である。(此の事、誕生祭の項にて述置きたり)これ 天之御中主神様(生るる方面より見て 皇産靈神様)の御靈の咲き延へにして、生れたるものより言へば 皇産靈神様の分靈(たま)である。これを生ると云ふも、實は 皇産靈神様の御分靈を中心として、天地が此處に修理固成せられたるものである。生るるにあらすして唯、修理であり固成である。これを生ると名くのである。(金剛經に世界非世界是名世界とあり。參照)

人死すれば、ああと誄聲をあげる。今迄外にありたる我が根本たるわの内に入る。各個人は本來 天之御中主神様たるわの中に居りながら、其の外に在る如き外觀を以て、各個人として存在せる者なるが、其の個人がわに還るとき、わに還らざ

る他の個人が、わに還りたる個人に對する榮しの祝聲を普通に誄詞と云ふのである見えざる所に移る故に之を「しのぶ」と云ふの外なけん。わに還りたる御靈は、何と叫べるか、その聲反映して、わの外に在る者の誄詞となれるものならむ。「まだ輪のうちにありとこそ見れ」(輪)輪の内とか外とかのわだかまりを超越して、呼びつ呼ばれつするところに御靈は咲き延ふのである。

わ(我)は 天之御中主神様たり、又は其の分靈たる各個人(特に之を靈止と稱し萬物の靈長たる意義を現はす)萬我萬物萬象たり、或は本體(天之御中主神様)たり、或は表現者(各個人萬我萬物萬象即ち八百萬神)たり。

形を以て之を見るときは、人が父母を透して、母の胎内より出づるは、これ我(輪)より出でて 吾たるのである。人の死は八十隈手にさもらひて、これによりて



本の我(輪)、天之御中主神様に歸るのである。生るとは見えざる所より現はるることを意味し、死るとは見えざる所に隠るるを意味する。御靈としては常に見えざる幽なるものが、現に其の活潑潑地に咲き延へつつあることを一つは現はる(生るるにより、他は隠るる(罷る)ことによりて示される。其の御靈の現實の固成の始めの著しき界を、特に生と云ひ固成を更に修理するものを死と云ふのみ。

生るときは必ず父母を透して母の胎内より出で、死するときは必ず八十限道より入る。釋迦牟尼が摩耶夫人の左脇腹より生れ出でたりと傳へられ、イエスは處女たるマリヤが靈夢を感じて生れたりと傳へらるるは皆人爲の虚事なり。(外國は斯く言はざるを得ざる事情が存するなり。)

生死は一貫したる御靈の永遠の咲き延へを自覺せしむる最も顯著なる機會たるに外ならずして、御靈の咲き延へあるが故に、其の現身が絶えず新陳代謝して日に新なるものとなり、其の新陳代謝の最も顯著なるもの、即ち生死たるのである。昨

日の吾は今日の吾にあらず、今日の吾は最早昨日の吾に非ず、又未だ明日の吾たり得ず、寸前尺後悉く同じからずして、所謂生死事大、無常迅速、絶えず生れ出で又絶えず罷り去りながら、平然として、昨日今日明日の吾を一貫したる御靈の咲き延へによりて結び付け、これを同一存在の吾と信じて居るのである。(新陳代謝すと雖ず猫ともならず、人の子は人にして、即ち人は永遠に人なり。此の理を辨へざる故に佛教にては餓鬼畜生に生れ替るなどと云へり。)

所謂覺者とは、此の刻々の移ろひの機會に御靈の咲き延へを體得したる者の義にして、行住坐臥に於て悟の機會ありと云ひ、即ち、着衣喫飯談論の際に領悟し、花の開くを見て悟り、木の葉の落つるを見て悟り、或は一喝せられて悟り、一棒を與へられて悟る。唯、悟る機會は隨處に在れども、悟る者は極めて少なく、漫然と此の百千萬劫難遭遇と稱せらるる有り難き人生、特に日本人として生れ、神ながらに神孫たる者が、迷ふにも程こそあれ、佛儒耶等の如き段下りの異國人を教ゆる人爲の桎梏に飛び込みて自ら墮落せしめつつあるは、豈痛嘆の至りならずや。



此處に所謂覺者となす所以は他なし。眞の覺者たるに尙一步の距離あるを謂ふのである。世の所謂覺者——特に佛教にては大悟徹底と稱し、儒教にては得道者となし、耶教にては神を觀たる人となす——總括して俗に悟つた人と稱せらる——此等の人々は、或は御靈は悟り得て居るのである。然し其の御靈が如何なる御靈なるかに就ては全然不明の儘に置かれてそれは分らぬもの、名の附けやうのなきものとして、それ以上には進まない。これ尙一步を餘すと云ふ所以であつて、これそれ等の教は自ら其の地位を知れるものと云ふべく、佛教にては、既に述べたる如く、向上の些子と云ひ、單に渠と云ひ、儒教にては道と云ひ天命と云ひ、老子の教にては一と稱し、耶教にては、主と云ひ全智全能の神と云ふ。臨濟錄序に「唯一喝を餘して尙商量せんことを要す」と云つて居る通り、皆尙一步を餘して居る。此の一步を餘したる者を覺者と稱して居るのであるから、所謂覺者と云はざるを得ないのである

御靈を悟り得るとも、其の御靈が「彌榮の勾璣の五百津の御統の靈」——即ち萬世一系の皇靈——たることに氣附かざる限りは尙未だし。皇靈を仰ぎ、皇靈の咲き延へを戴き奉り、皇靈の御分靈たることを自覺するに至りて、始めて覺者と稱し得べく、これが眞の覺者である。

曩に老佛儒耶等の教に於て悟りたりとも、尙一步を餘して居ると述べたる所以は此處に在る。老佛儒耶等にては所謂覺者の程度に過ぎすと云へるは尙遠慮したる言立てであつて實は天皇陛下の御本質が會得せられぬ限りは老佛儒耶等の悟りと云ふものはなく、其の道其の教の本旨が眞に理解發揚せられ得るものではないのである。斯く言ふは決して強言にあらず、此等の諸教が皇國に入りて以來其の本土に於けるより盛大を來せることを以て何よりの證據とするからである。

皇國古來「御民我」の信仰ある所以は、「御民我」は悉く眞の覺者にして、皇靈の分擔者——即ち「御民我」たることを自覺すれば、「御靈は何處に行くか」の問題



は自ら解けるのである。これ以上は面のあたり會つて話すの外に途なし。

御靈の行方に關しては、古事記傳(本居宣長)靈之眞柱(平田篤胤)八十能限手及び眞木柱(玄野)顯幽順考論(六人部是香)他萬能由久閑(敷田年治)などは、あるが中にも優れたる著述にて、幾多の考證も掲げあれども、神道——神ながらの道としての、御靈の觀方、其の行方に關し、神典所載の眞義が充分に説き盡されざる如く覺ゆるは、吾が淺學の爲めならむ。

唯本居大人の説には卓見あり。そは

古事記傳に

さて、豫美は死して人の往て居る國なり。(中略)生返をよみがへると云ふも、黄泉より返なり(中略)此の黄泉の事、外國より來つる儒佛の書に、人の生死の理をとりくくに云へることども聞馴れたる後の世の人は、佛にまれ儒にまれ、己が心の引

々に、強て其方に思ひ寄すめれど、皆ひがことなり、然る外國の道々の書なかりし上代の心に立歸りて、唯死人の往て住む國と意得べし、貴きも賤きも善も惡も死ぬればみな此の夜見の國に往くことぞ。

玉かつま(本居宣長隨筆)に

唯だ儒者の説に、死て身ほろびぬれば、心神もともに消うせて、残る事無しと言へるぞ、よく思ひめぐらせば、眞にさるべきことわりとは聞えたる。然はあれども、これも又頼み難し。(中略)されば人の死て後のやうも、更に人の智もて、一わたりのことわりによりて、はかり知るべきわざには有らず、思ひのほかなるものにぞ有べき。これを思ふにも、皇國の神代の神のつたへ説に、夜見國にまかると言へるこそ、いといと尊けれ。から國のことわり深げなる、さかしき説どもは、中中にいとあさはかなる事なりかし。

とあるは、考證に墮せず一家の見解として貴きものである。何となれば、夜見の國



に罷ると云ふは生生追進の産靈の事實に合ひ、御靈の咲き延へを現はすに相應しき説明にして、かの「山室山に鎮坐す」(靈之)とか、「葬所は骸を隠す」(八十能)とか、「荒魂は墓地に、和魂は産神の神地に留まる」(他萬能)と云ふ如きは、御靈の活潑潑地なる「はたらき」——天を覆ひ地を載せて、天地の間に塞がり、「之を放ては則六合に彌り、之を卷けば即ち退て密に藏る」(程子でさへもこれ)ることを本質とする天之御中主神様の御本質からは全くかけ離れたるものであつて、本居大人が豫見國を如何に見られたるかは判明せざるも、後の諸大人の説が餘りに考證に泥みて、その爲めに考證神道、文字神道を續出せしむる因を爲したるに比し、優れること數等なればなり。

#### 顯幽順考論に

其の身没したる後の神靈は天にも昇らず、豫美にも往くべくもなく、唯幽冥の大神の政令に服従ひ奉り、其地々々の彦須那神の預かり知看し、神位界凶徒界と二

途に分別つる物から、何れも其彦須那社に神留り居て、其幽政を奉り行ふべき天地の始の時より産靈大神等の永制を建て掟させ給ひつる事の、因を心の底に思ひ明らむべし

とあるは一つの見解として苦心の跡を見るべきも、神位界凶徒界など云ふは如何か。然し、總じて、御靈を外に求め、神靈を自己以外の存在となし、自己の自覺に移さざるは文字考證に偏重するものの共通の缺點にして、「はふり」の本義を失ひ、「はふりのわざ」が單純なる形式に過ぎざるに至らしめたるの原因も此處に在りと思はる。



## 第八章 「はふり」の本義

以上述べたる所を要約するに、「はふり」は「死」の本質によりて定まる。而して、靈魂の不滅を確信する日本族には、假令文字に「死」と記すとも、「死」は「息往ぬ」の略にして、息往ぬ——即ち靈魂の追進に外ならずして、永遠の「いのち」——天之御中主神様の御靈の分御靈の追進が、日本人何某として固成せられ、更に追進して——生存中の活躍を透して、幾多の分靈を生じつつ、其の分靈の咲き延ふに應じて各方面に、靈魂の追進があり、其等御靈の追進は、常に自覺を新にするによりて其の確實性を發揚する。而して其の自覺を新にする方法は即ち「みそぎ」「はらひ」にして、その「みそぎ」「はらひ」の數々ある中に、特に「はふり」と稱する形式——或は一過程——が存するのである。

生存中の活躍が幾多の分靈を生ずるとは、總て吾等の心身は勿論吾等の所有物に

限らず、凡そ一切吾等の五感に觸れ、吾等の意識に上るものは悉く、そこに吾等の御靈が分靈を創設——(詳しく云へば創造化育生成愛撫)するのである。吾等の日常愛玩する器具には吾等の靈魂が留まり、吾等の日常飼養する家畜類には吾等の靈魂が留まる。所謂死後の形身分なるものは即ち其の御靈を分つものにして、形身分なる物質に留まれる御靈を振ひ起さしむるものに外ならず。死後、移靈を行ふに當り、故人の愛好したる物品(鏡、劔、玉其の他)を假りて、之に御靈を移すことは、其處に故人の御靈を新に振ひ起さしむる所以にして、移靈されたる神鏡を拜して、其處に故人の「いのち」を振ひ起すなり。故人の「いのち」を神鏡に留めしむるなり。自覺によりて御靈の存在は發揚せらる。神鏡が自覺するにあらず神鏡を拜する所に自覺が存するなり。神鏡を仰げば、其處に故人を髣髴し得るなり。



御靈は永遠に咲き延ぶものである。御靈の存在は自覺することによりて證せらる。永遠に咲き延ぶと雖、自覺なき限りは存在せざるに等しく、自覺するときは忽然として現前する。而して自覺とは卑近に云へば「ハツと氣の付く」ことであつて、而かも吾々は常に目覺めて居るやうであつて、實は恰も醉生夢死たることが甚だ多い俗に申す如く、朝起きるは生るるに等しく、夜寝ぬるは死するに等し。生命は朝夕を計ることを得ず、所謂無常の殺鬼は一刹那の間に貴賤老少を擇ばず。「明日ありと思ふ心のあだ櫻、夜半にあらしの吹かぬものは」と云ふ古歌さへあり、何時此の幽界に入るか分らぬ不安を抱きながら——時々刻々に新陳代謝によりて移ろひ變りつつあるにも拘はらず、何人も百年の齡あるかの如き態度を以て、日常を無自覺に經過することが一般普通である。生きて居ることは活かして居るからである、ことを忘れ果てて、其の活かすこと即ち自覺することを願みないのである。

生ると云ふ大なる變化、所謂死ぬ——歸幽——と云ふ大なる變化あるに當りて、

今更の如く俄かに喜び、俄かに悲しむ。若し眞に御靈の永遠の咲き延へを悟りたるものであるならば生死は日常の經驗する所であつて、時々刻々に、御靈の咲き延へを有り難く思ひ、懐かしみ思ひ、同時に現世に於ける皇化の輔翼を以て、神恩、皇恩の萬一に酬ひ奉らむとするの念に燃えつつ、此の現世の活躍を手押しみつ、孔子の朝に道を聞かば夕に死すとも可なりと云ふを以て足れりとせず、朝に道を聞かば彌々死ぬではならぬと云ふ確信を深くして、一寸の光陰も輕んずることなく、追進して止まざるべき筈である。

萬葉集(卷第二十。大作家持)

族を喻す歌一首並短歌

久方の天の戸開き高千穂の岳に天降りし皇統の神の御代より、楯弓を手挟り持たし、眞鹿兒矢を手挟み添へて、大久米の丈夫健兒を先きに立て、靱取り負せ、山河を岩根さくみて踏み通り、國求しつつ、逸速ふる神を言向け、服従へぬ人も



和し、掃き清め仕へ奉りて、秋津島、大和の國の檜原の畝火の宮に、宮柱太知り  
 建てて、天の下知らしめしける皇統の、天の日嗣と、次ぎて來る君の御代御代、  
 隱さはぬ、赤き心を皇方に、極め盡して仕へ來る、遠祖の職業と、事立てて授け  
 給へる産みの子の彌繼々に、見る人の語り繼ぎてて、聞く人の鑑にせむを、惜し  
 き清き其名ぞ、大凡に心思ひて、虚言も遠祖の名斷つな、大伴の氏と名に負へる  
 健兒の伴

## 反歌

敷島の大和の國に明らけき、名に大伴の緒、心努めよ

劔太刀、愈研ぐべし、古ゆ清けく負ひて來にし其名ぞ

同(卷第六、海犬養宿  
 禰阿磨)

御民吾、生ける驗あり、天地の榮ゆる時に、逢へらく思へば

此の歌、唯泰平の御代に逢へるを喜ぶものと解しては本意ならざるべし。

精神は、古來說かれ居る如く、凝る凝ることによりて現はる。精神の絶えざる緊  
 張、これが活き行く道にして、而かも精神は弛緩するの傾向を有し、吾人の日常は  
 殆ど無自覺的生活に近く、吾等凡人に於て殊に其の然るを見る。人の存在も、物の  
 存在も、有らゆる活動も——萬我萬物萬象萬象は悉く、吾等の「こころ」の緊張に  
 よりて存在するものなれども慣るるにより、それさへ忘れられ、日常の生活に觸れ  
 ざるものは、有るも無きも、關する所にあらず、關する所にあらざる故に、之れを  
 有るものと意識せず、有るものと意識せざる故に、無きに等しき關係に在り。舊友  
 に面會せざること十年二十年、忽ち一日途上に邂逅して、「ヤ一君はなほ健在なり  
 しか」と驚喜するが如く、肉親と死別してさへ、一つは現身を見能はざるの諦めも  
 あることながら、日を経るに従ひて、死者は全く意識の外に在り、日夜顯幽には依  
 然變化なれども、死者の御靈の咲き延へは日々に現存者の意識に上らざるに至る



こと世間一般の例である。これ皆精神の弛緩の結果にして、精神の弛緩即ちこれ氣の緩み——即ち氣抜け——これ即ち氣枯れである。

所謂病氣は文字の如く「氣のわづらひ」にして、多くの病氣は不注意——氣を附けざること、即ち氣の抜けたること——に基因すると云はるる如く、而して概して言はゞ、人は衛生に注意し、健康に意思を集中するときは健全を保持し得る事實ある如く、又精神即氣の持ちやうによりて、病氣が重くもなり軽くもなる事實ある如く、死とは此の氣の絶無を意味し古語に「息往ぬ」約まりて「しぬ」と言へるにも合して、所謂人の死は息(氣)の去るに外ならず。氣涸れ又は氣枯れの極なることより見るも、之を主觀的に其の個人にとりては、自己の息——氣——の止まること、自意識の止まること、客觀的には他人の息の止まりを意識して以後再び其の息——生——の意識の止まることに該當する。要するに、死とは、主觀的にも客觀的にも

人の意識より消え去ることを意味し、同時に、假令其の現身なくとも、人の意識に上る間は、生ある所以たることを知り得べく、掛けまくも畏きことながら、天照大御神様を仰ぎ奉る日本族の信仰は、凡そ日本族たる限りは、天照大御神様の永遠の御存在、永遠の咲き延へを念じて止まず、明御神、現人身にてあらせらるる天皇陛下の御代御代の御移ろひを透して、其の御隆を意識し奉り、これを以て日本族生存の根源と仰ぎ、大本と仰ぎまつるの事實に基づくものにして、これ皇國には個人としても國家としても、所謂「死」なきことの自覺——生々追進の産靈——を以て内外永遠に、他の生滅の根柢となりつつ、榮え行くことの事實に胚胎する信仰なりと言ひ得べきか。

早懸略記に、内宮神葬名目ヲ早翔ト云、葬禮ノ法ハ、決而不用也、其由縁ハ、一日半時モ死人ヲ家内ニ止置事、神地恐多、土地一統ノ觸穢ニ拘ル事故、息引取ト云ヘドモ、一日一夜ノ間ハ、全未息引取、病中ノ取扱介抱第一也、一晝夜程ノ間



ハ、身體ニ火氣モアリ、又親族タル人、成丈養生介抱スルハ實心ノ至ル所ナリ、折々藥ナド進參ラスル也、諸事夫ニ順テ可知、別テ水ヲ折々進ムヘシ、尤神葉枝ニテ、口中へ少シヅ、ソソギ入參ラスベシ、家内者勿論、親族縁類ノ者迄、病氣見廻トテ入來人々挨拶モ、御病氣大切ニ及タル由、嘸御心遣可成由申之、又他所ヨリ其法ヲ不知人、縁ニ付使者等差越カ、又懇意ノ輩來、御悔申ナド述之ト雖モ、夫ニハ構ハズ、奏者、成程誰義大切ニ及候、遠方ノ所、辱ト答ル法也、他所ノ辨ナク來ル人へ、一々申聞スニ不及、古來ヨリ土地ノ式ナレバ、所ノ者ハ兼テ能々心得居ル事也、此式古ヘヨリ内宮神地ニ限リ、外ニテ此法無之、誠ニ唯一ノ難有事ヲ可思可察也、古老口傳ニ、廟所へ病人ヲ送リテ土ヲカクル迄ハ、早懸ノ式ニテハ穢無キ也、去間神地ニテ改葬ナドハ不相成也、早駈濟テ家ニ歸、忌中所ニ入テ、忌中ノ挨拶等、相タガヒニ申述ル也、右故墓所ニテ土カケノ人、一七日ノ穢也、(以下略)

伊勢早駈次第に、吾神宮ニ、近古以來速懸ト稱スルモノハ、葬禮ノ觸穢ヲ遁ンガ爲ニ、未死ノ由ニテ家ヲ出シ野ニ送ル事ナレバ、定レル式ノアルベキヤウモナシ、唯如在ノ禮ヲ專ニ取行フノミ、殯斂ノ禮モナク、尸ハ臥蓐ノマ、ニテ、机几枕火等ヲモ設ケズ頭邊ニハ湯藥飯食ヲ薦メ不問語ヲナシ、其様病中ニ異ラズ(以下略)此等の記事の存する本來の趣旨を考ふるに、生生追進の外、所謂死なるものなきが故に、所謂死の觀念に基因する各種の行事を爲すことを欲せず、死として取扱ふに忍びざる心持の現はれが、斯くも病中の取扱と變形せるものに非ざるか。神宮にて内七言(佛、稱中子。經、稱染紙塔、稱阿良良木。寺、稱ニ)外七言(死、稱察保留。病、稱夜須美。稱撫。突、稱)と稱へ、倭姬命神託なりと云はる忌詞あることも、死並に之に關與する事項につき此等の不完全を美化する精神に胚胎せるものに非ざるか。而して「はふり」と云ふことには此等の不完全を美化すること即ち「けがれ」を「はらひ」去ることの意義も當然に含まるる如く思はる。死と云ふ文字に捉はれて、皇國本來の



「息往ぬ」と云ふ方面を全然忘却せる結果が、息即靈にして靈の移ることを滅なりとする外國思想の影響を受けて、死は滅なりと極め込みたるの觀あり。「はふり」の本義を明かにするには、先づ此の先入主たる外來思想を掃一掃洗一洗せざるべからざるを思ふや切である。

## 第九章 墓 所

爰に實證的方面に眼を轉じて、皇國上代の葬儀に一瞥を與ふるを要する。皇國上代とは古事記日本書紀等の編述せられざる、儒教佛教渡來以前——假りに之を神ながらの時代と云ひ得んか——の時代を指す。此の時代のこと萬事明白ならず、葬儀に關しても其の狀況は極めて不明なり。唯殘存せる墳墓器物等によりて直接に知り得る所のものあり、而して此等の事實は古事記日本書紀等に傳へられたる文字に依るものと異なり、何れも事實なる所に價值を存する。これこの範圍に於て所謂考古學の認められ得る所以にして、思ふに神典の研究は考古學の力を籍ることによりて一層完全なるを得べきか。

古代の墳墓は地中に埋むるにあらず、石室（考古學上玄室と呼ぶと云ふ、遺骸を



收めたる石棺——木棺も土棺もあり——を置くに寝て居ると云ふ思想に基づくなり。所謂死ぬと云ふことは夜見の國に往くことにて、此の世と同じ状態にて行くこと云ふ信仰に因る。故に愛玩のもの、使用せし物、加之、従者さへも、犬猫さへも連れ行くと云ふ形なり。殉死は正道と考へられ、所謂死は輪廻と異なり、次の世に行くと云ふ考へ故、之にお伴するのである。而して遺骸(文字に斯く用ふれども死者とはせず)の傍に鏡、劔などを添へ置くは、裝飾にあらず、魔除なり、護身なり護心なり。故に此等は頭、胸の邊に置く。

古墳の形、其の内部の構造、状態等は考古學に關する書籍を一覽せられたし。

遺骸の取扱は鄭重を極め、佛教又は儒教にては死者は簡單に取扱はれ居るも、我國に於ては然らず、生存中と少しも變らず、朝夕に食物を供へ、挨拶を爲し、全然生者として待遇する。曩に本居大人在古入記傳に「豫見は死して人の往て居る國なり。云々」と説かれたるは卓見なりと言へりしは、此の古代墳墓の作り方、死者の待

遇方に合致せる見解なること其の一の理由である。

元來何の爲めに墳墓を造るか。奇問を發するに似たれども、然らず。蓋し、墳墓を以て穢となす説あり、若し墳墓はけがれなりとなす説にして、遺骸の腐敗崩壊——蛆集うじたかれ許呂呂岐ころろす(疑々岐こころぎ)(眞福寺本古事記、參照)たる——を埋藏する場所なりとなすならば、何の故ありてか、生前と同様の状態を以て——殊に屍體を朱詰にして其の腐敗を防ぐ手段を運らす如き入念の工作を施すが如きことを必要とするか。又後世我が國に於ても一時行はれたりと傳へらるる屍體を灰にして空中に散布したるが如き場合に於ては腐敗崩壊と云ふこともなく、埋藏すべき何物もなくして、尙墳墓を造ることの必要あるか。

若し墳墓を以て世の一切のけがれを持ち無くするため、之を包みたる遺骸を埋藏する處となし。一切のけがれ即ち不完全を包藏する場所となすならば墓參は常に



死者の不徳不完全を追憶するの機會たるに過ぎずして墓參は遺族の苦痛の種たるに終らむのみ。

若し又墳墓は單に遺骸遺骨を埋藏する特殊の施設——近頃の共同墓地は精神なき故稍此の觀を呈せり——に過ぎざるものとせば墳墓の構造に巨額の費用を投ずる如きことに關しては一定の制限を設くることを必要とすべく、又斯様な制限の有無に拘らず、墓地に多くの費用を投じ、又墓地の爲めに徒らに土地を私領することの如きは爲すべからざることであらう。

惟ふに、墓は「けがれ」なりとの説は外來思想に誤まれたるものならむ。墓は「けがれ」を美化する處にして如何なる惡人も死すれば之を鞭打たざる如く如何なる「けがれ」不完全も墓に入りては總て美化せらる。遺骸遺骨たる物質が時の経過と共に淨化し去らるるの事實は何人も之を認め得べく、(その説の是非は別とし) 御靈が墓所に鎮まる

と云ふ説によるとして其の御靈も亦時の経過と共に美化淨化せらる。其の事實は所謂無縁塚又は三界萬靈塔又は外國に在りと云ふ各名戰士の墓 (Unknown warrior) (之を無名戰士と譯するは當らず) に額づく萬人あるによりて證せらる。

墓所に御靈が鎮まると云ふは必ずしも正しき説に非ず、其の事は後に説明せんとする所なるが、畢竟するに墓所は「けがれ」を精神的に又物質的に美化淨化する所にして、墓所に埋藏したる當時は、なる程、幾多の「けがれ」は其の内に包藏せらるるを以て、之を見て「墓はけがれなり」となすは、其の程度範圍に於てのみ正當なるのみ。

此の故に墓所は「けがれ」なるや否やは極めて明白なり。墓所は「けがれ」を美化淨化する所なり。唯埋藏の當時又は或る相當年月間は尙「けがれ」の存することあるのみ。故に墓所は「けがれ」なるが故に神社を建つべからずと云ひ、或は墓所



は「けがれ」に非ず、神社を建つるも妨げなしと云ふ論議は、結局墓所によりて「けがれ」を追憶するや否やによりて決すべきことなりと思はる。

穢は、神事に限らず何人も忌み嫌ふべきことにて、殊に屍穢は人に轉ると云はれ、之に接したる者は齋居して人に交はざりしものである。但し、これは親疎に拘らず、他人にても屍體に觸るれば穢れ、之に觸れざるときは、親子とても穢はなきものである。

物質的に見る穢は正に斯くあるべく、精神的に見る「けがれ」(氣枯れ)は物質を以て補ふことを得ざる悲哀の情として、遺族又は關係者の「こころ」を刺戟し、心に平靜を失ひて有らゆる不完全——例へば舉止度を失ふが如き——を生ぜしむる原因たるを以て、中古に於ける「暇」(今日の忌)を設けて、相應の期間、暇日を認められたるなるべし。忌のこと服のこと今は述べざるも、唯「服」は穢にはあらず。國を隔てて親喪に逢ふ者服は一年なれども穢は一日もなきによりて知るべく、又神事に服者を忌むは其の哀感に情の移らむことを恐るるに在り、穢たる故にはあらざることを一言し置く。

墓所は御靈の自覺を新にせしむる最先にして最終なる場所なり。墓所に御靈が鎮

まるに非ず、墓所を透して墓所の中に墓所に據りて御靈が墓參者の自覺に新にせらるるなり。曩にも述べたる如く、凡そ有らゆる存在は、人の自覺に於て存在し得るのみ、現に生き活きせるロンドン在住の某英人ありとも、それは之を意識せざる吾等には全く存在せざるに等し何某死去すと雖も、絶えず之を意識する者にとりては、何某は常に存在す。これは何某の住所なり、これは何某の書籍なり、これは何某の衣服なり、何某の時計なり、趣味なり、云々斯くして、事に觸れ機に應じて何某は存在す。墓所は此の存在を意識せしむべき最先最終最要の場所たるのみ。

此處に墓所は「はふり」の役目をなす。死去せる何某が吾等の意識より消失せんとする傾向に在るとき、即ち何某に對する吾人の意識薄らぐとき、即ち其の氣枯るるに至るとき墓參と云ふことによりて忽然として、何某は吾人の意識に上る。自家に齋き奉れる何某の御靈位を拜むことによりて同様の目的を達し得れども、自家日



常の拜禮は自覺を薄らげしむる傾向多く、慣るるに従ひ、殆ど意識せざる拜禮に終ることあるは何人も經驗する所にして、然るが故に時に特に墓所に參拜することは此の自覺を一層新にするの效あることも亦何人も經驗する所であらう。即ち自家奉齋の靈位拜禮が絶えざる氣枯れを「はらふ」如く、時々墓參が故人に對する意識の弛緩——「けがれ」を「はらふ」のである。

其の最先と稱するは、遺骸又は遺骨を葬す最初の場所たるの意義にして、最終と云ふは結局遺骸又は遺骨は永遠に埋藏せらるる所と決定せられ居る場所たるの義なり。御靈が其處に鎮まれるや否やは別に定むべきことにて寧ろ御靈は墓所に鎮まらざるものなるべし。

爰に墓所に關する先人の説を引用する。

靈の眞柱に

然在ば、老翁(本居宣長)の御魂(おたま)の座(か)する處は、何處ぞと云ふに、山室山に鎮坐(しづまりま)すな

り。さるは、人の靈魂の黄泉(よみ)に歸(かへ)てふ混説(まじりごと)をば、いそしみ坐る事の多なりし故(ゆゑ)にふと正しあへたまはざりしかと、然すがに、上古(いにしへ)より、墓處(はかばか)は、魂(たま)を鎮留(しづめ)むる料(た)に、かまふる物なることを、思はれしかば、その墓所を、かねて造りおかして、詠ませる歌に、「山室に、ちとせの春の、宿しめて、風にしられぬ花をこそ見め」又「今よりは、はかなき身とは、なげかじよ、千世のすみかを、もとめ得つれば」と詠まれたる、此(こゝ)はすべて、神靈(かみたま)はこゝぞ住處と、まだき定めたる處に、鎮まり居るものなることを、悟らし、趣なるを、ましてかの山は、老翁の世に坐しほど此處ぞ、吾が常磐に、鎮坐(しづま)るべきうまし山と、定め置き給へば、彼處に坐すこと、何か疑はむ。その御心の清々(すがすが)しきことは、「師木嶋の、大倭心を、人とはゞ朝日にはふ山さくら花」、その花なす、御心の翁なるを、いかでかも、かの穢(けが)き黄泉國(よみのくに)には往(い)ますべき。

これにつけて、心有らむ人は、己後の住處をば、疾く見定め置くべきものぞ、さるは、凡人の死たる夜



に、その魂の、我が寺へ、うかれ行くことの多かるは、此は世に在りしほど、寺は、死て後の往方そと思ひ居るならひによりて、斯在ぞかし、世の古へ學びする徒の他の生漢心はよくとがむれども、然る人々のおのれくは、なほ、生倭心にて在ることをばえしも悟らず、霧のまだきに、墓所を見定められしを、古へに例なきことぞなど、密々もの云ひて、その八百會の湖の底の眞清水の、汲て知られぬ、御心のそこひなきを、思ひよらぬ、人のみ多きはいかにぞや、まだきに墓を造れるためし、古へにもこれかれ見えたり  
(中略)

さてまた、斯言ふ篤胤も、思ふがまゝに書き著はし、その名をば、千名の五百名に負持て、世にも、いみじと、感らるるばかりの功績をなし(註あれど)さて、此身死りたらむ後に、わが魂の住方は、疾く定めおけり。そは何處にといふに、「なきがらは、何處の土になりぬとも、魂は翁の、もとに往かなむ」以下略

## 八十能限手に

伊邪那岐大神の現御身は、日少宮ひのわかみやに、伊邪那美大神の現御身は、月夜見國に入らせ給ひ、二柱の大神ともに、かく離れて大坐しつつも、大御靈をば、此國にも留

め給ひて世に幸賜ひてぞ有ける。(卷ノ一)

前略、さてかく上代より、葬所は、その體を隠し、はたその魂を鎮む料に、構ふるもの故、吾も人も、死れば其魂は、骸を離れつつも、其上に鎮坐るなり云々  
(卷ノ二)

前略、出雲大神は杵築宮に、天地と无窮むこしへに鎮坐て、幽冥世の大君主と大座て、其神事八萬の御政の大原を、聞召にこそあれ(中略)武内宿禰命の因幡山に入坐せるなどは、現身のまにま、幽界へ召させ賜へるなり(中略)また、天武天皇の大御靈の伊勢國に永久とこはに鎮坐すは深き契ある御ことと聞えて(以下略)(卷ノ三)

前略、さて世を退りて後は、理りの如く、幽冥知す大神の神御門に參詣て、その大命を、頂きに戴き奉り蒙持て、天地のむた、皇祖天神の聞看す、神御政をしも相輔けあななひ仕へ奉りつつ、生涯蒙り賜はれる御うつくしびの、ちぢが一つも報奉りてむと、平恒つねにやたけ心を振起し、精神を築凝して、誓ひ請のみ奉るべき



事なりかし。(卷ノ四)  
他萬能由久閑に

前略、荒魂は墓地に、和魂は産神の神地にも、留居ることは大方の例を見て知りてよ

譬ば、菅原大神の御墓は、筑前國三笠郡に在れど、御靈をば諸國に祭り、崇徳天皇の御陵は、讃岐國阿野郡にあるを、各國に白峯神社と祭れり、若し御陵等を穢し奉らば、御崇りあらむは必定なり。如此諸國に招き分け祭れるには、荒魂も坐し、和魂もましまさむを、其分は知りかたし、是は産神の神地にも、猶其靈の遺居らむ事を、准へしらしめむため云ふのみ。

かかれば、本居の神地と墓所とは魂魄の栖所なれば、幾千代もかはらず、在り經ん事我皇國人のみならず、四方萬國同狀なる事更に疑ひなきをや。

人は死て黄泉國に往くと云ふ事を本居氏はじめて説出で、言痛く古事記傳にしるせり。中略、甚しき妄説にて云々、略、近年平田氏、此の世は吾人の善惡きを試み定め賜はん爲に、しばらく生しめ給へる、寓世にて、幽世ぞ吾人の本世なる云云と云へるを、よきことに思ひとり、其妄説を眞似び、今生は假の世、

後世が眞の世なり、顯世は後世の試練場、後世は我人の眞の故郷など云ひあへる輩おほかり、(中略)長くも伊邪那岐伊邪那美の二大神の珍の御子としも、愛給ひし、天照坐皇大御神の大御光の照らし給ふ、此の大御世の現御世を、穴かしこ假の世と云ひ穢し、未來てふものを妄作し、親鸞が徒を助け擔ふ、實に神國の罪人どもなり、佛流平田流の妄説に惑されず、皇國固有の神傳を仰ぎ、本末を思ひ誤らざるこそ、神習ふ神のみ民にはありけれ。

此等の諸説は如何にもと思はるる節ありて教を受くること多けれども、然らば、御靈は果して、それ等擧げられたる場所に限りて在るものか、其の行方、其の存在の態様等は如何かと云ふに就きては、尙説き足らざる所ある如く思はれ、殊に「風の神はしも何處を御坐處と定めて坐けむ知るべからねど云々」(八十能限)とある如きに至りては、御靈のこと神様のことを理解せしむるに足らざる書き方にて、惜しみても餘りあることである。本居大人の説は既に引用したる所なるを以て掲げず。



## 第十章 御靈の咲き延へ

さて、述べ來つて、之を回顧すれば、御靈の咲き延へ並に御靈の自覺と云ふことが眼目なることを知り得る。然るに之を明かにすることは容易にあらず、又自ら其の人あるべしと雖、寡聞淺學をも顧みず、試みに體驗を披瀝して廣く教を仰がんとするのである。

御靈の咲き延へとは 天之御中主神様の自意識の活躍である。天之御中主神様の自意識とは 天之御中主神様の御存在の自覺である。自覺なるが故に「然らば 天之御中主神様は自覺者の自覺に於て存在するものならば、自覺者が 天之御中主神様たるに外ならざることとなり 天之御中主神様とは自覺者の別名たるの外、其の御存在なきかの如く考へらるるが、然るか」との疑問も生ずべく、而して此の疑問には至極尤もなる所もある。蓋し 天之御中主神様の御存在は、自覺者の自覺を透

して認められ得るも、自覺者をして、爾く 天之御中主神様を自覺せしむるは、曩にも述べたる如く、自覺者は原來 天之御中主神様の 御分體御分靈にして、根本は 天之御中主神様の御存在に在り。自覺者が主にあらずして、天之御中主神様の御存在が主たるのみ。

天之御中主神様の御存在を自覺する各人は、其處に 天之御中主神様の御分體御分靈を奉戴したるものにて、之を恩頼(御靈の殖ゆの義)を蒙ると稱し、御靈の殖ゆ即ち御靈の咲き延へなり。(御靈のみにあらず當然に御靈を止まらしむる御分體を伴ふ。故に靈止とも云ふなり。)而して此の御靈の咲き延への自覺の深き淺き並に其の性質の異なるに應じて、或は和魂、荒魂の別を生じ、其の和魂は更に幸魂、奇魂と現はれ、これが各自の奉戴せる分靈として現はるるに際し、何れの御靈が主たるかによりて、人の性質を決定する。

神が我が命の靈を保ち賜ふ。(と云ふ信仰あり。萬葉集の次の歌参照)



靈ちはふ、神も吾をば、打棄こそ、しよや壽の惜けくもなし

萬我萬物萬象萬法は皆 天之御中主神様の御分體御分靈なり、然るに人のみを靈止と稱するは、人が萬物の靈長たる所以によるものなり。其の事別に説あり今述べず。

世に一靈四魂と稱するは此の根本たる御靈と其の顯はれなる四魂を指すものなれども、所謂四魂は、其の現はるるや常に一つの御靈にして、和魂と同時に荒魂が現はれ或は又奇魂と幸魂が同時に現はれ、或は又荒魂と奇魂、荒魂と幸魂などが同時に現はるるものに非ず。御靈の現はれは常に一のみ、奇魂として現はるれば他はこれあることなく、荒魂として現はるときは他の魂が別に存するものには非ず。大國主神様との問答に「幸魂奇魂なり」とあるは和魂のことを宜へるまでにて二魂對立の意義にはあらず。

人が生れながら、神ながらに受くるところの 天之御中主神様の御分靈はまた、神ながらの秩序本末を亂ることなく整然として其の御靈を咲き延へしむ。就中時間空間の一切を統括し、又有らゆる人爲の理法の根柢を爲しつつ一貫せる神ながらの事實として 天之御中主神様の御本系御直系にてあらせらる 天照大御神様——そ

の 御現身として 現人神 明御神と稱へ奉る 天皇陛下を大本と仰ぎ、有りと有らゆる一切の萬我萬物萬象萬法は悉く 天皇陛下の 御稜威を彌輝かしめ奉るために捧げられたるものに外ならざることの確信となりて、これが日本族の百行の基となるものにして、支那に於ける孝は百行の基なりと云へるとは趣を異にし自然の血統に基づき 天皇陛下を 大親と仰ぎ仕へ奉る大孝に外ならず。忠の字を充てて特に忠孝と對稱せるも、支那の忠は、血統關係なくして唯かの王者覇者主人に對する中心に過ぎざるに反し、皇國の忠は血統より出でたる專一に 天皇に捧げまつる心並びに其の事實のみを意味し、吾等が親に對する孝は、言はゞ日常に於ける忠の心を涵養するために存するものとも見るべく、 天皇陛下に對し奉りて忠なることが即ち孝となるのみ。素より極めて卑近の事にては唯孝のみ存する如く見ゆれども實は忠の現はれとして孝が存し、即ち唯忠のみ。忠を基として孝が存するものにして、忠孝一本たる所以も此處に在り、唯忠あるのみと云ふ所以も亦此處に在り。忠



孝の本末極めて明瞭なり。

故に若し、忠ならむと欲すれば孝ならず、孝ならむと欲すれば忠ならずと云ふ平重盛公の如き立場に苦しむことあらば、忠なることが孝たる所以を反省すれば足ることである。

さて忠と云ひ孝と云ふ。吾等果して孝道のはしくれをも踏み居るやを顧みるときに頭々念々、思はざることはなけれども、思ひて得ず、結局思はざるに等しき状態に在るを恥づ。孝すら斯の如し、況んや忠をや。口には筆には孝を説き忠を述ぶ。事實は何等忠孝の一端にも觸れず。冷汗肌に流るるを忍びつつ、尙斯く記す所以は、忠孝の難き所以、忠孝の尊き所以を人皆が自覺するに至らば互に扶けて、斯道を全からしむるに至らむことを欲すればなり。

天皇陛下に捧げまつる心並に事實——これは「まこと」などと稱する抽象觀念に非ず——は其の大本たる 天之御中主神様が永遠の御存在なると同じく、御分靈としての個人の靈魂も亦永遠の存在をなしつつ、大本にてあらせらるる「すめらみこ

とに仕へ奉ることにより満たさる。然かも個人の現身は移ろひを免れず、絶えざる新陳代謝あるが故に、其の都度彌々其の靈魂の咲き延へを必要と感ぜしむる。

現身の分離、其の機會に於ける靈魂の往方に指針を示して、御靈の咲き延へを新にせしむる設備が即ち墓所である。墓所は御靈を咲き延へしむる設備たる以外には遺骸其の他の物品を埋藏するに過ぎざるものにして、かの墓所を以て御靈の鎮まる所となすは、御靈の咲き延へを墓所に留まらしむるものに外ならず。

弟橘比賣命の「御櫛を取りて、御陵を作りて、治め置き」きとある如き、又倭建御子の御陵を、能煩野、河内國の志幾、(白鳥の御陵)に作りたる如き、皆、其處に御靈の咲き延へを起さしむべきは明かなり。

御靈の咲き延へを念頭に置きて見るときは、曩に述べたる移靈祭、發葬祭、葬所祭、埋葬祭、葬後靈祭、祖靈祭の各種の祝詞は、其の場所、機會、會衆に應じ、其處に御靈を咲き延へしむる所以に外ならず。世人の多くは外を見て内を顧みざるが故に、御靈の咲き延へと云ふ如きことに就きて、身罷りたる者の御靈が空中にでも飛び去る如く考へ、實は、生存者の中に咲き延へたることを悟らずして、徒らに、外を覓むるが故に、正しきを得ざるなり。自己の中に咲き延へ居れる故人の御靈を、機に觸れ、事に臨み、新たに自覺に



の上は、故人を活かす所以にして、墓所に限らず、故人に關せし物、思想、其の他は皆其の機たり、事たるのみ。

墓所を作り、靈位牌を設け、記念碑を建て或は年忌を行ひ、追悼會を催うし、遺著を刊行し、肖像を物し、寫眞を撮り、近時は蓄音機を通して其の音聲をも保存し尙進みては歸幽者を映出せしめんと工夫さへ試みられつつある等凡そ有らゆる手段を盡して、故人を永遠に偲ぶの機會たらしめむとする。皆、これによりて御靈の咲き延へを新にせしむるものに外ならず。

佛教などにては元來墓所など不要とせし程なれども、皇國に入りては今の如く立派なる墓所を作るに至りしなり。又年忌年祭は佛教にてはこれなかりしことにて（山崎美成著遠忌考、文政五年成る。參照）今は佛教本來の如く誤解する者あれども、これ亦皇國の制を採れるなり。日本族の先祖を偲び、永遠の「いのち」の咲き延へを信ずる結果が、輪廻又は回向の外に極樂に在りても地獄に在りても還

り來る所の年忌遠忌などが佛教にも行はるゝに至りしなり。

儒教に其先祖を祀ることあるが故に之れが皇國に入りて、本來彌榮の精神を涵養すること大なりしは人の知る所なり。

耶教の如きに至りては先祖を祀ることは意義を爲さずとさへ考へ居る者ありて皇國に耶教の傳播の遅々たる一原因ならむ。



第十一章 御鏡の奉戴

九〇

此等の方法の中最も優秀なるものは、皇國古來傳はれる、御鏡の奉戴である。鏡と云へば何人も直ちに、八咫鏡を第一に思ひ奉ることであらう。

天孫の御降臨に際して 天照大御神様が、「此の鏡は、専ら、我が御魂として、吾が御前を拜くが如、齋き奉り給へ、(古事記)と仰せられし鏡は、日本書紀に據れば

「吾が兒、此の寶鏡を視まさむこと、まさに吾を視るがごとく、同床に共殿にませて齋鏡と爲給ふべし。」

とあり。皇國の大生命が宿り、皇民の生命が永遠に榮ゆる根據たる此の 御神勅によりて、廣く、御鏡による所謂心身一如、幽顯一貫、靈魂不滅の事實並びに其の鍛錬體得の方法が示され居ることは、何と畏き有り難きことにてはなきか。御靈の自

覺の方法が肇國の際より傳へられて居る次第と解せられる。

御靈の咲き延へを直感せしむに最も適切なるものは蓋し御鏡の奉戴なるべし。御靈移しに鏡を用ふることほど意義深きものは他に在ることなく、御鏡の奉戴ほど人の氣を引き立つるものも他にあらず。一つの神鏡を透して數千年數萬年——斯様な實證的計數を超越して——遠き祖先を面當りに拜し、在りにし祖先と共に語らひ共に笑ひつつ、實に遠き祖先は今に在はしますなりとの感激を覺えしむるものは鏡なり。實に鏡こそは、其の名の示す如く「炫身」なれ「炫靈」なれ。又「影見」なれ。

御靈を鏡に移すことと相待つて、遺骸を墓所に移すことが意義を有する如く考へらる。御靈の咲き延へは第一段に鏡第二段に墓所なりと言ふも過言にあらじか。然し何れにするも、鏡、墓所は屢述したる如く、御靈を咲き延へしむる方便たるのみ

九一



物質に過ぎざる鏡又墓所に據りて御靈を咲き延へしむるのみ。

生存中より御靈の咲き延への爲めに、自己の靈を鏡に取りつけ置くことは古來行はれしものの如く、多田義俊(二三五八年)著「遊和草」(天保十一年作)に

上古は存生の中に吾神魂を神林と祭り置けり、神代卷上に伊弉諾尊崩御より前に日の少宮勸請の事見えたり。此の存在に祭るを荒魂といふ。此の神靈にあらざれば卒後靈をなす事能はず、住吉の神の神功皇后の弓にかかりて出給ふも荒魂なればなり。卒後子孫より崇め祭るは和魂なり。是即孝義の社にして異邦の祭と異なること更になし。生前に魂をまつるといふが日本祭法の異國と變りたる神道の大事にして皇統の絶えざる規矩なり。又存生中にざつとする思案を祭る神を幸魂といひ、丁寧にねり返してする思案を奇魂といふ。然れ共此の兩親は其身自身には祭りかたし、祭るときは荒魂なり。大己貴の三輪に御存生より祭り給ふも幸魂奇魂を籠めて荒魂を祭り給ふなり。卒後外人の祀るを和魂といふなり。近世此の四の魂の沙汰釋氏の説に紛らはしく取扱ひ來れるが悲しきに、あらましを述べぬ。(以下略)

とあり。平素御鏡を御護として身に著くることは今日も行はれ、殊に女子が御鏡を

結婚に持參し、戰國時代に武士が鏡を懷中して戰場に臨みたる如き、皆正に三代一人の生命を背負ひ、先祖と共に子孫を提げての心懸けを示すものにして、神鏡として齋さまつるに如何にも適はしく思はる。

八咫鏡は書紀に「齋鏡と爲給ふべし」とある如く、靈を齋く鏡である。イハの反リヤ、タマの反リタにて八咫は齋靈の義なりと云はる。齋鏡と云ふことにて齋靈のこと明かなれども、言靈の咲き延ふ國故自ら八咫が齋靈の義なることを示せるは奇とすべし。何れの神社にても鏡を以て御靈代とするは結局八咫鏡を奉齋するに同じく、甚だ意義深きことと考へらる。

さて、古來神社に奉仕する者を「はふり」と呼びたる由縁は此の邊に在るかと思へらる。法制上より云へば、祝部(これは所謂國界の輔翼する者)國造(或は縣主)(これは所謂國界の輔翼する者)と云ふ其の祝部に屬するものは常に人の心身の「けがれ」を「はらひ」即ち御靈の自覺を新にせしむる役目の義なりしものが、後には精神を失ひ形式のみの被ひの行



を爲す所謂第三流の神職の名稱となりしに非ずやと思はる。

九四

この事以上述べ來りたる御靈の咲き延へることより當然に推論せらる。然らば、神職こそは本職として「はふり」今の葬儀をなし得る唯一の聖職なりと云ふべく、否否、聖も淨も不要なり、神職と云ふことは「はふり」を離れては意義なき職務なることを文字自身にても之を現はし居るに非ずや。

之を要するに、皇國の「はふり」は、御靈みたまの生々、永遠の彌榮を自覺せしむるの信仰に出づ。外來の思想制度の爲めに、其の本來特有なりし精神及び形式が蹂躪せられ居る現行の神ながらの道による有らゆる行事、殊に神葬は、葬儀の本質を反省して、今や復活すべき時期に到來せりと思ふ。御靈の行方、御靈の永遠の咲き延へ禊祓の行事。皆立派なる神傳である。唯今日、此等を鍛鍊長養する方法が缺けて居るやに認めらる。

## 第十二章 「はふりのわざ」

「はふり」の意義並に本質に就ては尙述ぶべき事あれども、これを省略し、以下「はふりのわざ」に就き考察する。

通常解せらるる所にては、古代の「はふりのわざ」は不明なりとせられて居る。然し、「はふり」の意義並に本質を既に述べたる如く解するときには、古代——神代よりの「はふりのわざ」は極めて明白に傳へられ居るやに考へらる。「はふりわざ」を不明なりと認むるは、そは、異國の言擧げ多き形式に慣れたる眼より見て云ふに外ならず、虚心坦懷に清明心を振ひ起して神典を繙くときは、丁寧深切に、我が神代よりの「はふりのわざ」は傳へられて居ることを見るであらう。



(一)日本書紀の一書に曰く。伊奘冉尊、火神を生みます時に、灼かれて神退去りましぬ。故れ紀伊國の熊野の有馬村に葬しまつりき。土俗此の神の魂を祭るに、花の時には、亦花を以て祭り、又鼓吹、幡旗を用て歌ひ舞ひて祭れり。

(二)日本書紀。是の後に伊弉諾尊神功既に畢へたまひて、靈運當遷。是を以て幽宮を淡路の洲に構り、寂然長く隠れましき。亦曰く、伊弉諾尊功既に至たまひぬ。德亦大いなり。是に天に登りまして報命したまひき。仍て日の少宮に留まり宅みましぬ。

(三)古事記。故、其の伊邪那岐大御神は、淡海の多賀になも坐します。

(四)古事記。故、於是、天照大御神、見畏みて、天の石屋戸を閉て、刺し隠りま

しましき。爾、高天原、皆暗く、葦原の中つ國、悉に闇し。此に因りて常夜往く。

於是、萬の神の聲は、狹蠅如す皆涌き、萬の妖、悉に發りき。

是を以て、八百萬神、天の安河原に、神集ひ集ひて、高御産巢日神の御子、思金の神に、思はしめて、常夜の長鳴鳥を集へて、鳴かしめて、天の安河の河上の、天の堅石を取り、天の金山の、鐵を取りて、鍛人、天津麻羅を求ぎて、伊斯許理度の賣命に科せて、鏡を作らしめ、玉祖命に科せて、八尺の勾璫の、五百津の御統の珠を作らしめて、天兒屋命、布刀玉命を召ひて、天香山の眞男鹿の肩を全抜きに抜きて、天香山の、天の朱櫻を取りて、占へ度はしめて、天香山の五百津眞賢木を、根抜に掘じて、上枝に、八尺の勾璫の、五百津の御統の珠を取り著け、中枝に、八咫鏡を取り繫け、下枝に、白和幣、青和幣を取り垂で、此の種々の物は布刀玉命、太御幣帛と、取り持たして、天宇受賣命、天香山の天の蘿を、櫛に繫



けて、天の眞折葛を鬘として、天香山の小竹葉を、手草に結びて、天の石屋に、空筒伏せて、踏み動響し、神懸りして、胸乳を掻き出で、裳緒を陰上に押し垂れき。爾、高天原、動りて、八百萬の神、共に咲ひき。

(五)古事記。故、天若日子が妻、下照比賣の哭せる聲、風の輿響きて、天に到りき。於是天なる天若日子が父、天津國玉神、又、其の妻子ども聞きて、降り來て哭き悲みて、乃ち、其處に、喪屋を作りて、河雁を死者食持とし、鷺を掃掃とし、翠鳥を御食人とし、雀を確女とし、雉を哭女とし、斯く行ひ定めて、日八日、夜八夜を樂びたりき。

以上、紀記の傳ふる所のみにて、神代の「はふりのわざ」は充分に理解し得られ、これにて足る。假りに順次を附して説明の便にす。

(一)は伊邪那美神様の神退去、(二)は伊邪那岐神様の靈運遷、(三)は其の別の言傳へ、(四)は天照大御神様の石屋戸隠り、(五)は天若日子の「はふり」である。

此の五つの場合を通觀するに、御靈の咲き延へ、即ち永遠の生生の信仰が能く現はされ居りて、而かも同じく御靈の咲き延へと云ふと雖、伊邪那美神様と伊邪那岐神様と、天照大御神と天若日子との間には御靈の咲き延へに就き自ら差異あるを知り得る。

念ふに、儒佛渡來以前の日本族の「はふり」は右の四つの態様にて行はれしものならむ。別に記録なく、言ひ傳へなきは、此等の態様が當然に行はれしが故に事新しく、記録又は言ひ傳へとするに足らざりしに由るものと解すべきが至當ならむ。

此等神代の「はふりのわざ」の形式を精細に分析會通すれば、如何に「はふりのわざ」があるべきかは判明する。今は之を述べず。儒佛の渡來によりて其の葬儀が



採用せられ、神儒佛混同を來たし、耶教渡來によりて更に神儒佛耶混同を來たしたるものが今日の「葬儀」にして、これは實は「はふり」にあらず。

明治天皇様が五事の御誓に於て、「舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ」と仰せられたるは、他の御趣旨は素より、神葬をも復活するの 大御心に基かせられたるやに拜察せらる。そは、祭政一致の詔、神靈鎮祭の詔、大教宣布の詔を賜はりて、神武天皇様御創業の古へに復せらるの 御趣旨を一貫せさせ給ひしによりても拜察せらる。實に明治維新の當時に於ては神葬復活の曙光が認められたのである。

「明治七年十一月教部省布達に「僧侶神葬祭ノ儀願出聞届置候向モ有之候處詮義ノ次第有之今後不相成候條此旨寺院へ布達スヘキコト」とあり、僧侶の神葬が禁ぜらるゝ一方教導職ならば神官僧侶に非ずとも葬祭を營むことを得るに至りしが明治十七年教導職廢せられたる結果葬儀は神官僧侶に限ることゝなれり。然るに、これより先き明治十五年、神葬制限の布達が發せられ、官國幣社の神職は當分葬儀に携は

ることを禁ぜられ、其の當分が現今迄繼續して更に驚くべきことには、昭和の今日に於て、彌々神職の葬儀關與を認めざらむとする事實さへ現はるるに至つた。

そは故東郷元帥の國葬に際し、明治神宮々司有馬良橋氏が、海軍大將として葬儀委員長たりしことは即ちこれなり。世間には之を以て、宮司が葬儀に關與するの實を認めたるものとなす者あれども、宮司たる身分ある者が其の身分を認められずして、他の資格に於て葬儀に列することは、蓋し、宮司たる身分資格に於ては葬儀に列するを得ざることを明かにしたるものにして、誠に遺憾とする所である。當時何故に有馬氏は宮司としての資格にあらざる限りは之を拜辭せられざりしか今に不審とする所である。

有馬海軍大將が國葬委員長たるを以て宮司は葬儀に與かるべからずと云ふ規則を國家自ら破りたるなりとなすは誤解なり。葬儀委員長は海軍大將たる資格身分に於てなされたものにして、明かに宮司たる資格身分を避けて居る。故に、これを以て國家が既に宮司の葬儀參加を認めたるなり其の必要に迫られたるなり



とするは正しからず。寧ろ當局者には神職をして朝々葬儀に携はしめざるの眞意あるものと解すべきなり。  
此の事、昭代の恨事なり。

今日民間に行はるる神葬式は痛く其の精神を失ひ本義より離れたるものなれども尙神葬と云ふ以上は之によりて御靈を日本魂たらしめ祖先並びに遺族をして日本族たるを得しむ。佛教に據り耶教に據るの葬儀は死者をして悉く何處かの國人、國亡びて山河存するのみの何處かに迷はしむる効果あるのみ。其の事は簡單なる玉串の奉奠、佛葬の焼香、耶葬の祈禱詞によりても知らる。之を悟らずして、神葬に復せざる日本人の多くあることは、正しき神道が振はず、神社の本質が發揚せられず、皇國體の尊嚴なる所以が自覺せられざるに基因するものにして、官民共に力を協せて發奮すべき所に屬する。

佛葬耶葬が日本人にとりては實は葬儀とならず、如何に無意義にして、如何に日本族を愚にしたるものなるかは、其の誦する所の伽陀かだ(頌)又は讚美歌にも現はれ居る次第にて此等を始め各種の經文法語の類など如何にも人を暗愚扱にしたものである。

而かも神葬を強調することに對しては隱然たる壓迫ありとさへ稱せられ、宣傳廣告を禁止しあるラヂオの放送に佛耶葬の狀況は外國のそれをさへも中繼を以て全國に普及せられ、聖典講義に名を藉りて佛典耶典は公然其の道を宣教して居る。然るに一方に於て、放送にて神葬のことを述べんとすれば之を禁ぜられる状態であり、神社に於て葬儀を行ふことを得ず、官國幣社の神職は葬儀に關與すること能はず。私に憂ふ。斯の如くして皇國の本質は終に消磨せしめらるるに非ずやと。

畏けれども 皇室に於かせられては既に述べたる如く 明治天皇様の御英斷を以て御即位の初め 神武天皇様創業の始めに基づかせられ一切皇國風を御恢復あらせられ、これを國是の一として御決定に相成つて居る。而かも吾等臣民は、「謹テ教旨



ヲ奉戴シ死ヲ誓ヒ黽勉從事冀クハ宸襟ヲ安ジ奉ラン」と奉答せるに拘らず、今日尙皇國風の有らゆる行事を見るに至らざるは、直接輔翼の任に在る官廳官吏、皇室の藩屏たる華族、又特に厚き深き恩寵に浴せる文武大官などの率先努力せざるべからざる所にして、一般皇民亦競ひて大御心に副ひ奉るの事實を示さざるべからずと信ずる。

本稿は神葬式、墓所、誄詞祝詞、家庭祭等に説き及ぶべき順序にて、實は此等の研究が本稿着手の動機なり。然るに既に聊か長期に亘れるを以て一と先擱筆する。

### むすび

靈の眞柱の終りに

師の古事記傳に、古事記の本を起し給ひし天武天皇の元年、申ノ年なりしに、其

撰録れし、元明天皇の和銅元年も申ノ年なり。かくて、おほけなく、宣長、此ノ傳を著はし初むる、今の御代の、明和元年しも、また申ノ年にあたれることとなむ。窃に奇しき思ふ。といはれたる、實に奇しきことなるにつけて思ふに、おほけなく、篤胤、師の説を本として、この靈能眞柱の書を著したる、この文化九年も、また申年なることとなむ、また竊に奇み思ふ。十二月五日に記しをへぬ。とあり。奇しきや豊之輔此の「はふりのわざ」を物する爲め、「神ながらの道と心境の鍛錬」の稿を起したるは一昨年昭和七年五月にして、その年も亦申ノ年なるを、奇しとも奇しとや言はむ。(昭和九年十月十二日記す)

### 参 照

#### 一 諸國古社に傳はれる神葬式

##### (一) 伊勢葬靈祭式

内宮速懸記略 外宮祖先祭祀次第



宇治葬祭次第(著者不明)

(二) 出雲國造葬靈祭式

出雲國造家裏葬記並祭式

(三) 鹿島葬靈祭式

鹿島葬祭記

(四) 吉見葬靈祭式

吉見葬祭略式

幣帛神官愼終記

(五) 諏訪靈祭記

## 二 神道諸家に傳はれる葬靈祭式

(一) 伯家葬靈祭式

神祇伯家葬送古圖

葬儀略(古川躬行者)

(二) 吉田家葬靈祭式

神祇提要 吉田神社宮司家に傳はる

神風記(五卷)

卜部家傳

中臣祓集說(上下二卷寛元二年著)

(三) 垂加流葬靈祭式

垂加流神道葬靈式

神道裏祭家禮

神體勸請祕傳 神體招禱傳 (享保年間平林長新著)

(四) 橘家流葬靈祭式

橘家士庶人葬儀式

(五) 復古神道葬靈祭式

裏祭小錄

津和野藩葬祭式

## 三 雜



- (一) 葬儀類證 御巫清直著 明治初年
- (二) 神葬私考 高木眞蔭著 明治四年
- (三) 神葬祭記
- (四) 上等葬祭圖式 常世長胤撰
- (五) 葬事略記 角田忠行記
- (六) 葬祭略式 近衛忠房、千家尊福攷定
- (七) 葬祭式略解 執中學派
- (八) 祭禮私攷 } 栗田寛著
- (九) 波夫理和射考上下二册 }
- (十) 安靈法儀 (小田成胤著) 正徳年間
- (十一) 祭祀法儀
- (十二) 鎮魂本義 中西 延寶年間
- (十三) 古事類苑 禮式之部葬儀
- (十四) 葬祭式 大社教本院編纂

- (十五) 葬儀式 神道本局藏版
- (十六) 雜祭式 平岡好文講述

因に儒道、佛道の葬靈祭式に關したる著書は

### 儒道葬靈祭式

- (一) 泣血餘滴(鷲峰文集)
- (二) 慎終目錄 寛文元年水戸藩編輯
- (三) 二禮童覽(二卷)
- (四) 文公家禮
- (五) 慎終疏節(中村陽齋著)
- (六) 喪祭儀略(水戸光圀著)
- (七) 喪祭私説(中井誠之)
- (八) 家禮訓蒙疏(文公家禮の註書)
- (九) 哀敬篇 佐藤坦著(天保年間)



## 佛教葬式

- (一) 吉事次第
- (二) 吉事儀略
- (三) 類聚雜例
- (四) 葬法密 眞言宗の葬式
- (五) 諸宗葬禮次第 岩崎男爵家

## はふりのわざ(神葬)終

## 附 録

## 神葬の仕方

## はしがき

「はふり」或は「はふりのわざ」と云へば當然に葬儀のことを意味し、その葬儀はまた必然に「神葬」を指すべきが如きも、多年の慣行により、佛葬を葬儀と思ひ込み、儒葬耶葬などと同様に「神葬」と稱せざれば通用せざる如くなる世態は大に反省是正の要あり。此處に、「神葬」なる語を用ふるは甚だ本意なれども、急激の變化を好まざる故に暫く、舊に依るのみ。

本編は葬儀の方法に關する大體の記述を目的とす。葬儀の實際は地方によりて多少の異同あり(「旅と傳説」第六年七月號誕生と葬禮號參照)。以下述ぶる所は、葬儀の



最も普遍的なる方式、即ち最も普通に行はるべき程度の紹介に過ぎず。

二

神職の葬儀關與に關する現行の制度は、神國日本たるに相應せざるものとの批評を免れず。その詳細は別の機會に譲るも、人若し、神葬に依らずしては永遠の日本人たること能はざるの理を悟らば、葬儀は神葬を當然とし、時ありて補足的に他の方式を從として採用するを許すこととするの穩當なるを知るべく、神職の葬儀に關與するのは是非問題は極めて容易に解決せらるべきを信するものである。

以下述ぶる所の葬儀の仕方は、諸家の著書を參照したれども、特に平岡好文氏講述の雜祭式に負ふ所多く、同先生の講義を聽聞したる關係もあり、又最も現時代に相應せるやに思はるるに因る。尙葬儀の仕方に關しては速かにこれが統一を計り容易に實行し得るやう世を擧げての協力を切望する。

## 第一章 一般葬儀

葬儀は次に述ぶる數種祭典の連續したる全部である。

- 一 歸幽奉告祭
- 二 墓所地鎮祭
- 三 移靈祭
- 四 納棺式
- 五 靈前祭
- 六 出棺々前祭
- 七 葬場祭
- 八 歛葬祭
- 九 歸家祭



一〇	十日	祭	靈前	墓前
一一	二十日	祭	同	同
一二	三十日	祭	同	同
一三	四十日	祭	同	同
一四	五十日	祭	同	同
一五	百日	祭	同	同
一六	一年	祭	同	同
一七	三年	祭	同	同
一八	五年	祭	同	同
一九	十年	祭	同	同
二〇	二十年	祭	同	同
二一	三十年	祭	同	同

二二	四十年	祭	同	同
二三	五十年	祭	同	同
二四	百年	祭	同	同
二五	月次	祭	同	同
二六	臨時	祭	同	同

然るに世間一般は葬儀を極めて狭く解し、納棺式より歸家祭までを葬儀となす。これは葬儀の中樞たるに相違なけれども、「はふり」が「御靈」の「咲き延へ」なることの本義より云へば、神職のみの行ふ歸幽奉告祭以下の一切を含むものとするが正しきものと思はる。然し、實行上の便宜と人情の自然に従ひ、五十日祭を以て區切り、その以前を葬儀とし、百日祭以下は家庭祭祀又は先祖祭として、日常の祭典としてこれを行ふを適當とすべきものならむ。



これによりて、葬儀を狭義の葬儀と廣義の葬儀とし、廣義の葬儀はこれを家庭祭祀中に於て述ぶる所に譲り、此處には、狭義の葬儀即ち普通に稱せらるる葬儀の内容たる、歸幽奉告祭以下歸家祭までの作法——祭典の行ひ方——に就て述ぶることとする。

## 第一、歸幽奉告祭

死者あるときは、喪家はその産土神社うぶすなにつき、これを神前に奉告すべきものである。然し、此の事、喪家として種々の不便もあり、神前に參ることを遠慮すべき事情もあるが故に葬儀を依頼する神職に一任するを可とす。歸幽奉告祭は神職が當然なすべき祭典なりとなすべからず。神職としては、葬儀の依頼ありたる時に於て此奉告祭のことにつき葬家に注意を與へ、其依頼を待ちて行ふを妥當とすべきか。

神職が其の神社氏子又は崇敬者の歸幽につき悉く知り得る制度になり居らざる故に積極的に死者ある毎に、進みて歸幽奉告祭を行ひ得ざるを以て、斯く云ふのである。

爰に神職と云ふは、今日の制度にては、葬儀に關與し得る府縣社以下の神職を云ふこととなれども、所謂教派神道の教師教導職も亦可なり。追々は廣く、神官



神職全般が葬儀に關與し得るやうなすべきなり。

此の祭典は氏子又は崇敬者何某の歸幽を奉告するに在りて、此の祭典後神職は葬家に入るものとす。

八

### 歸幽奉告祭祝詞

掛マクモ畏キ何神社ノ大前ニ職名位勳功爵氏名畏ミモ白サク何某イ何年何月何日皇神等ノ恩頼ヲ賜ハリテ此ノ現世ニ生出デテ皇國ノ民ト在ルベキ事ヲ勉メ盡シ定マレル壽命ノ限ト此ノ月ノ何日ヲ現世ノ終ト幽界ニ歸リ退リヌ。故是ヲ以チテ先大神ニ斯ノ由ヲ告奉リ生涯受賜ハリシ恩頼ヲ禮ビ奉リ將今ヨリ始メ元ノ元ニ歸リテ神神ノ御許ニ列ナミ入ラム事ヲ宇豆那比聞食セト禮代ノ幣帛ヲ捧奉リテ畏ミモ白ス

備考 此の奉告祭に神饌三臺又は五臺。供饌を略する場合には、祝詞中の末句「禮代ノ幣帛ヲ捧奉リテ」を省くこと

神職、葬家に至り、異變なきや否やを調べ後葬家の神棚を封す。

神棚を封するときは其の事由を 神前に奉告すること  
次で、葬地を撰び、葬儀の日を定め、届出をなすこと。

遺體は上座を枕にし、面に白布を覆ひ、屏風を建繞らし、案を設けて、これに洗米、鹽、水等を供へ、夜間は燈を點し、内外安靜を期すること。枕邊に守刀或は守鏡を置くも妨げなし。

## 第二、墓所地鎮祭

### (一) 祭場の設備

既に墓所を有する場合には修祓式のみにて足るも、新に墓地を撰定したる場合に其の土地を祓ひ清め、大地主神に奉告し、且其の地磐安全を祈る爲めの祭典なり。

- 一 墓所を造るにはなるべく先祖の墓に並ぶべし。
- 二 墓の壙はなるべく深く掘らしむべし。廣狹は棺の寸法に依るべし。現時は火

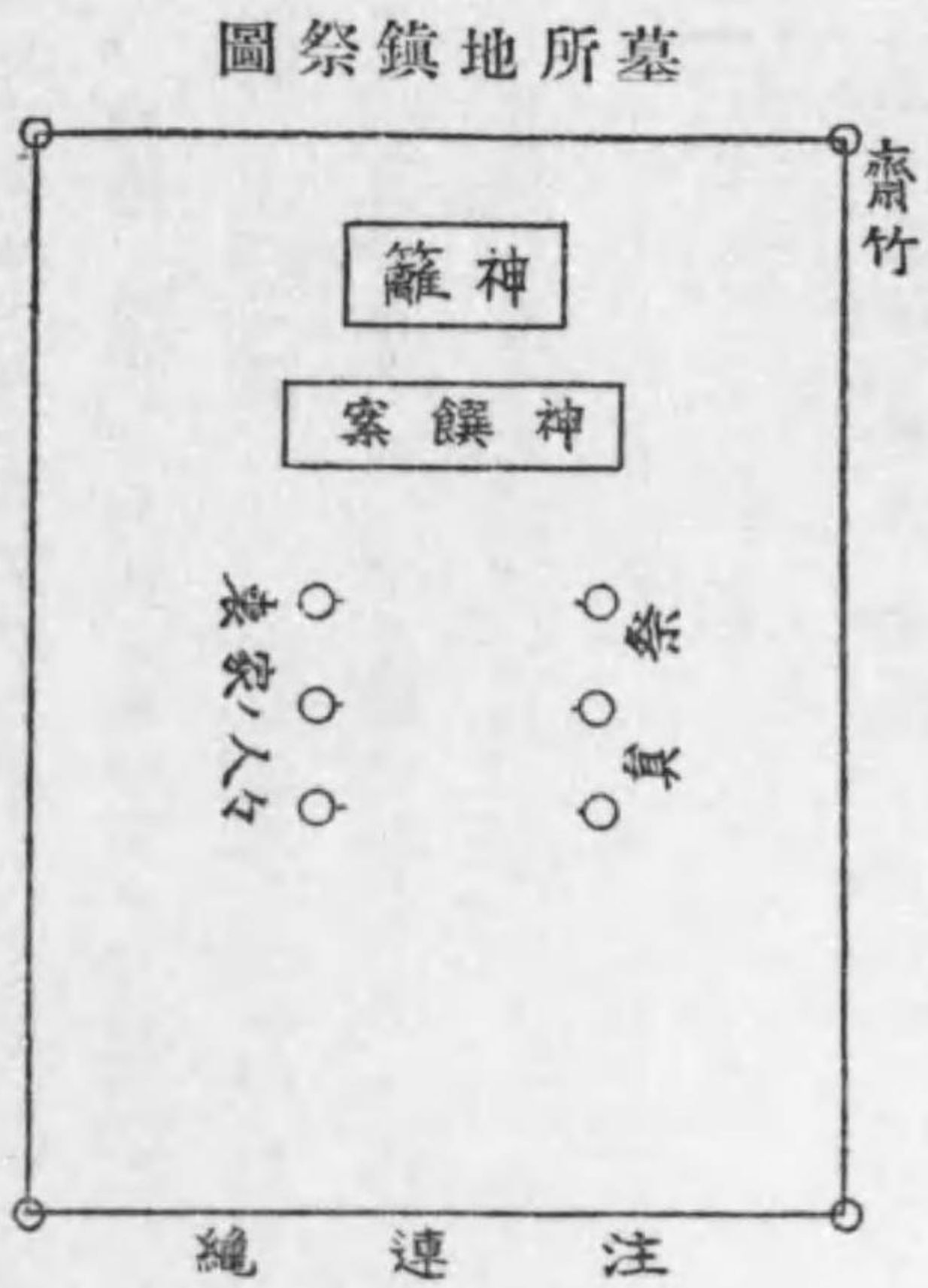
九



葬を原則の如くする故、多くの場所を要せざるに至れり。又墓所の建造につき種々構造を工夫せられ居るを以て一律にし難し。

三 此の祭典には神職及び葬家の者参列す。

四 祭場の設備を圖示せば大略左の如し。



- 一、四方に齋竹を立て注連縄を張る。
- 二、葬家の人々の参列数及び祭員の数は適宜たるべし。
- 三、庭上祭にして立禮なり。

五 此の祭典は大地主神に告ぐる祭儀なるが故に喪主近親は關からず。忌服なき親族、墮區係喪事擔當者は立會ひ参列すべく、神職側は適宜二三名を要すべし。

(二) 祭典次第

先 着席 此れより先一同手水

次 祓司進みて祓詞を奏し、大麻を執つて、神籬、神饌、祭員、参列者の順に祓ふ

次 降神を奉仕す 警蹕 一同磬折

次 神饌を供す (御食、御酒、魚、野菜、鹽水を三臺又は五臺に盛る)

次 祝詞を奏す 一同 磬折

次 齋主以下拜禮

次 神饌を撤す

次 昇神を奉仕す 警蹕 一同磬折



次 退下 神職、參列者の順に退下す

- 一 手水は豫め準備し置くこと
- 二 磐折とは神社祭式行事作法に「立チタルママ正笏シテ腰ヲ折ルヲイフ」とある。くの字形に上體を屈するを云ふ。最敬禮に近き拜と心得ふべし。
- 三 玉串の奉奠を要せず。
- 四 祝詞の一例左の如し

(三) 墓所地鎮祭々詞

此ノ地ヲ宇志波岐坐ス大神ノ大前ニ齋主姓名畏ミ畏ミモ白サク何某イ本月何日ニ身失ヌレ  
 奥津城所ヲ定メント覓キ求メツルヲ此處ソ善地ノ義地、此所ヲ置キテハ有ラジト議リ定  
 メヌ故此ノ地ニ草苴リ拂ヒ土堀リ穿チテ奥津城ヲ造ラムト爲テ先ツ大神ヲ招禱奉リ、御食  
 御酒種々ノ物ヲ献奉リテ乞祈奉ラクテ平ケク安ケク聞食シ相諾ヒ給ヒテ今日ヨリ始メテ此ノ  
 大地ノ底津岩根崩毀フ事ナク積重ヌル石ノ動キ傾ク事無ク永久ニ守給ヒ幸給ヘト畏ミ畏ミ

モ白ヌ

一 先祖の墓所と連接の地ならば「此處ソ善地……有ラジト」の代りに、

「此所ハシモ代々ノ祖等ノ遺骸ヲ葬メヌル地ニシ在レバ此所ソ布佐波志伎地、此ヲ置

キテ善キ地ハ有ラジト」

の詞を用ふべし。

二 葬壙を堀り石槨など造りたる後に行ふ場合には「造ラント爲テ」とあるを省き

「造レリ故此事ヲ大前ニ告ケ奉ラクト」

の詞を代りに加ふべし。

第三、移 靈 祭 (遷靈祭とも云ふ)

(一) 移靈祭の時期

此の祭典は死者の靈魂を御靈代に永久に移す大切なる式なるが早く靈魂を移し鎮



めて、喪主及び近親者の方向を定めしむるものなれば、入棺の前に行ふを可とす。素より時宜に依り入棺後たるを妨げず。此の祭典は夜陰に消燈して行ふものとす。

(二) 用具

一 御靈代

死者の靈魂を鎮め置くものにて、鏡を最も適當とす。死者の生前愛用せしもの、使用せしもの例へば時計指環の類其の他器具類たるも可なり。

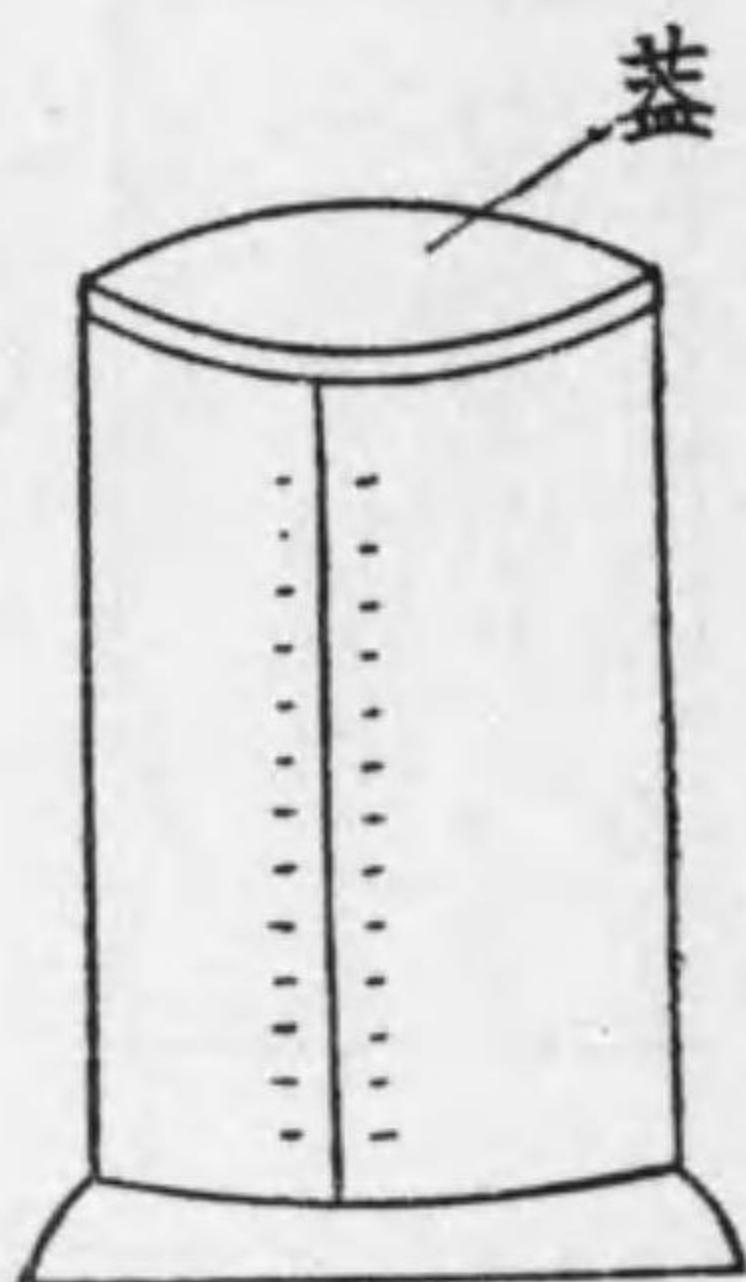
寫眞を御靈代にすること素より妨げず。又近頃の立體寫眞像なども適する如く思はれざるに非ざるも、人は形のみにあらず。御靈代は永久的のものにて、鏡が最も適する所以は既に述べ置きたり。(九〇頁参照)

二 樋代

御靈代を奉安するに用ふ。その型は御靈代によりて異なるべけれども、御鏡、御玉の如き御靈代には樋代を用ふ。

ア樋代の代りに、靈璽を用ふる者あれども靈璽は佛式の位牌に類似す、差當りの代用は妨げなきも、假りのものなれば五十日祭以後は樋代の御靈代と替ふべきなり。

イ樋代の圖



之に覆を要す

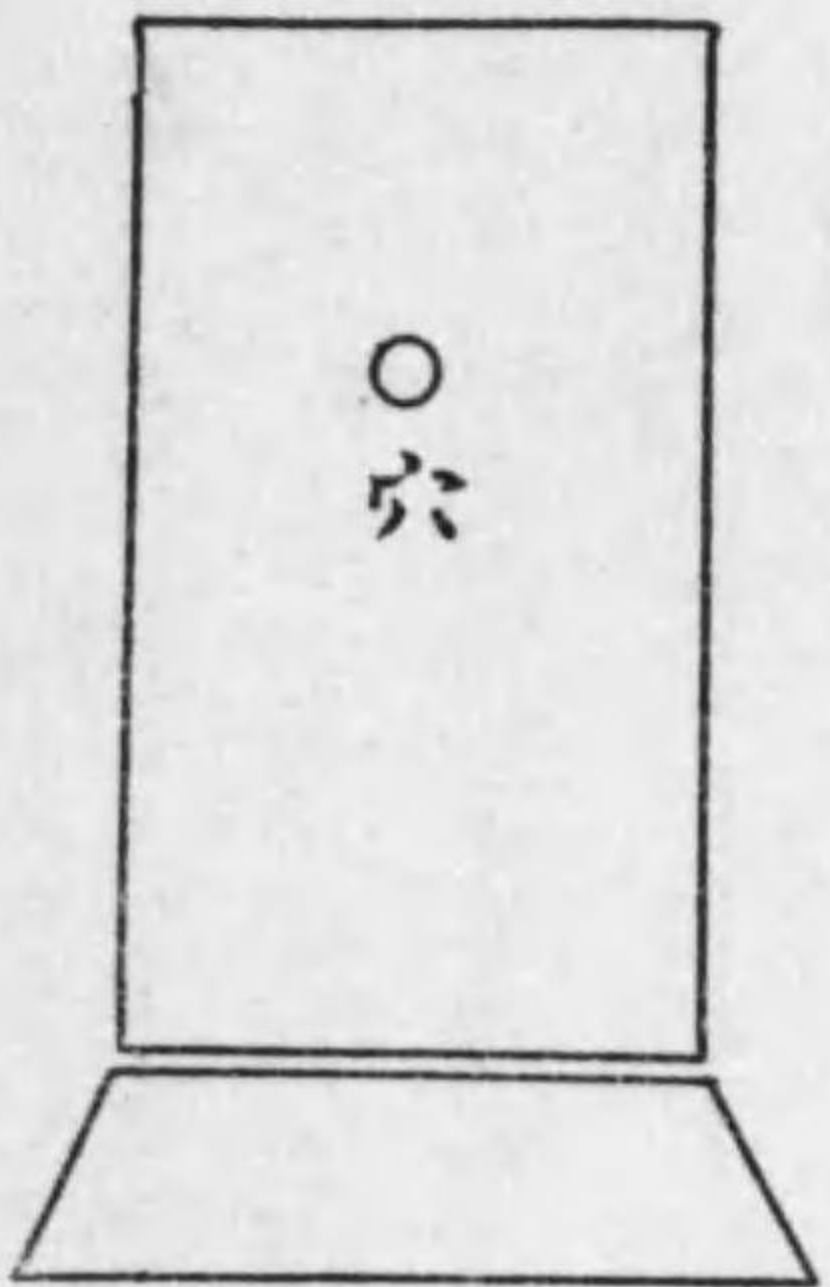
ウ樋代の中に御鏡を入れるには、先づ樋代の底に茵しんを敷き、其の上に鏡(その鏡は徑二寸位にして、裏に何某之命と記しこれを羽二重の袋の中に入れる)を置き、被にて覆ひをなし、蓋をなし、これを平絹又は羽二重にて覆ふ。



エ更に樋代を辛櫃に納むるを鄭重とす。

三 樋代の代りに用ふる靈璽

靈璽ニ蓋ヲナシタル正面圖

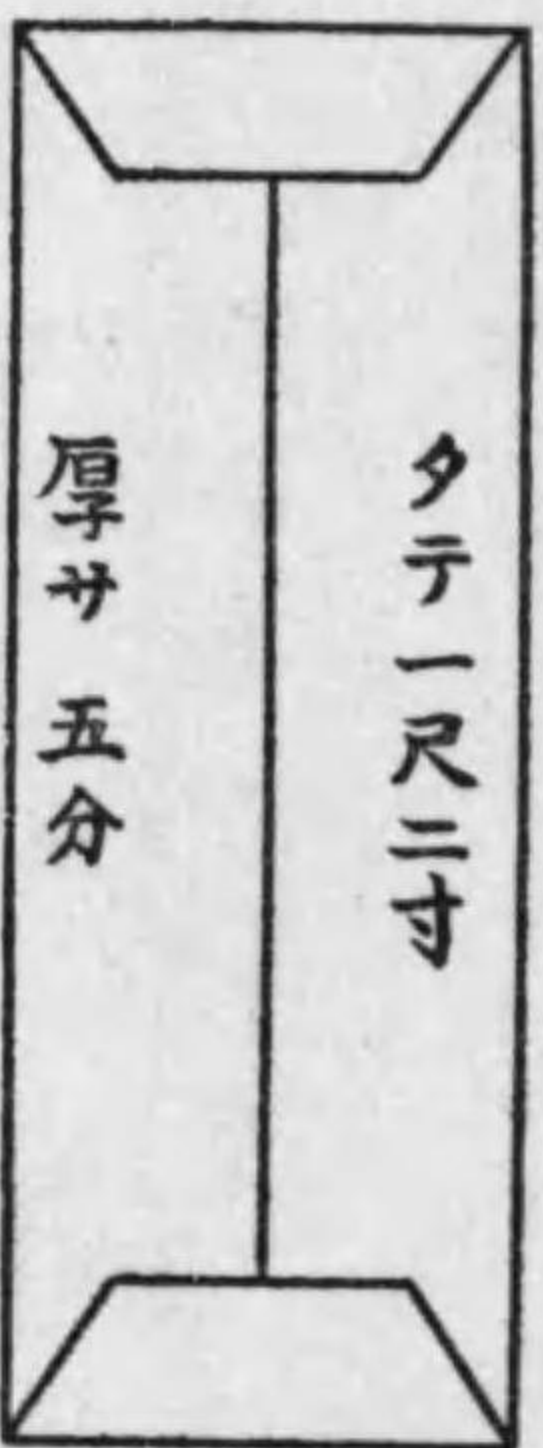


靈璽ノ蓋ヲトリタル正面



靈璽の表には何某命之靈璽と記し  
裏には何年何月何日歸幽と記す

四 神寄板



横四寸

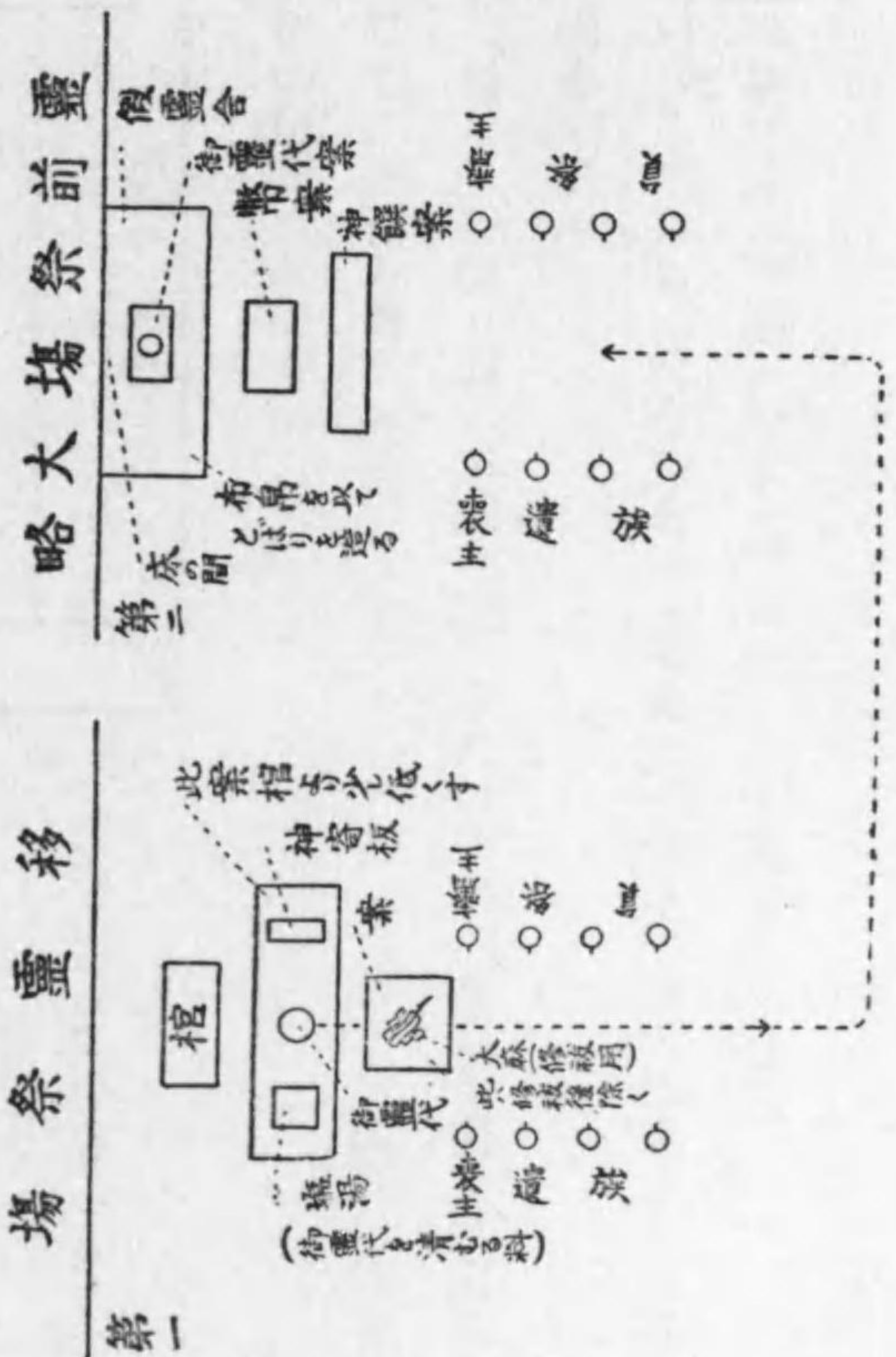
- (一) 和琴の代りに用ふるものなり
- (二) 杉にて造り錦にて包む

五 神職の服装

齋主副齋主典儀は椽色つるはめ(黒の光なきもの)若くは鈍色にびいろの麻製の袍に鈍色の單と袴とを着し、卷纓の冠(左卷)に、鈍色の中啓(橋は黒塗)を用ひ、足には黒塗の淺沓を用ふ。

その以外の祭員は、鈍色の布衣(麻製)を着し、黒の光澤なき立烏帽子を被り緒太の草履或は草鞋(蘭造り)を用ふるを可とす。(平岡氏雜祭式に據る)





(三) 祭典次第

修祓 之より先一同手水

次 齋主棺前に進み祭詞を申す(微聲)

次 齋主移靈行事を奉仕す

次 靈代を假靈舍に遷移す

(四) 右の説明

修祓 大麻司は大麻を執り、辛櫃、神寄板、假靈舍、神饌、齋主祭員、喪主遺族の順に祓ひ清む。

行事 齋主先づ覆面をかけ、棺前に進み辛櫃の蓋ふたを受け、神寄板を左手に持ち左側に候す。

次に鹽湯司進みて、鹽湯を以て御靈代を清め、鹽湯を案下に置き、後方に退き候す。



次に齋主棺前に進み、磨折（坐禮のときは平伏）の姿勢を爲し、神寄板を左の掌に載せ、右手に中啓を持ち「ひふみよいむなやこここのたりももちよろづ」を三回唱へ、中啓を以て、神寄板の中間を軽く二回拍つ。

此の音を聞いて警蹕役發聲す。警蹕役は、齋主が「ひふみ神歌」を唱へ始めたるときを見計らひ、警蹕の位置に就くべし。又此の警蹕は昇神にあらず、降神にあらず。故に、高低の抑揚をつけず、平靜に二聲長くすべし。

齋主は警蹕發聲中に神寄板を両手に捧げて、深揖の姿勢を取る。

終つて再び、齋主「ひふみ神歌」を唱へ、三回繰返し、三回目心中祈念す（心中祈念の詞は「何某之命永久此乃靈代爾止マリ坐セト畏ミ畏ミモ白ス」）。

終つて神寄板を案上左側に置き、中啓を懐中し、靈代を捧持して、假靈舎に進行し、其の案上に安置し、覆面を除き、二拜二拍手（短手）の後、假靈舎所定の座に着く。此の時祭員遺族も假靈舎所定の座に着く。

これより靈前祭を行ふ。

(五) 移靈祭祝詞

言マクモ由々シキ何某命ノ前ニ謹ミ敬ヒテ白サク今度由久里無クモ身退リ坐シシカバ其ノ遺體ヲ何レノ郷ノ墓城所ニ斂メ葬リ奉ルカ故ニ汝神靈ヲ此ノ家内ノ靈舎ニ移シ鎮メ奉ラマクラ聞食セト白ス

第四、納棺式

(一) 時期

遺體を納棺する時期は、移靈祭後たること遺體の意義にも合ひ、遺體取扱上にも便宜なる外に、遺族の感じの上にも穏かなりと考へらる。唯、移靈祭に引續き、直ちに靈前祭を執行すを順序とすることが祭典進行上の圓滑を期し得べきのみ。要するに、葬家と協議の上孰れとも決して可なり。



右によりて適當なる時刻に、親族一同集まりて遺體を棺中に納む。

一先棺の内に新褥を敷き新枕を居置き其の上に遺體を移して面に覆をなし、新衾を著せ禮服は其の形代を作り其の人の手馴の品共囊に入れて副へ納め、(生前に落たりし齒髮爪あらば納めむも妨なし。)中を動かぬ様に充袋を詰め蓋を閉ちて釘にて固め四方内外ともに縫合せめに松脂を塗るべし。但し事情により衾褥等新にする能はざる場合は適宜の取計ひあるべし。

二遺體を棺に斂おさむる人は近親に限るべし。命終りて二十四時前には斂むべからず。

三死者の衣服改むべからず只新衣一枚を其の上に覆ふべし

四棺の用材は椶まくら、椶まくら(檜に同じ)なければ松を用ふべく檜杉の類は決して用ふべからず。素戔鳴尊様の詔に「椶まくらは以て顯うつしあはせ見蒼生の奥津おくつ棄戸すたへに將臥ふさむ具たがひに爲すべし」とあり(日本書紀)。神の御掟なれば能く守るべきことなり。(神葬祭記)

五沐浴剃髮等の類すべて死後彼是と繕ふ業はすることなかれ。病によりては秘すべきものあり。さはなくとも陰部などを顯露に人に見せむも後めたく、又誰の人も存生の秘る所を死後とて心なく取扱ふは其の人を蔑な如する非禮ひりやわざなればなり。又御靈は去て、今上にかへるべき遺體を火の神の御力になりし湯などに沐浴せんもいとかしこきことなり。(神葬私考参照)

六沐浴など行ふべからず近親の者遺體を拭ふは苦しからず。又棺中へ金銀銅鐵の類は納むべからず。(葬祭略式参照)

納め終らば蓋をなし、釘を打ち、其の上に目張めはりをなし、正寢移棺とて表座敷に棺を移す。此處に於て初めて喪を發す。之を「もがり」と云ふ。

此の式に神職は與からず。但し依頼ある場合は其の指揮を爲すべし。

喪を發するは門前に其の旨を發表するを普通とす。但し其の方式左の如くなるべし。





此の忌札は半紙を正方形に切り、  
 残部を下方に貼付するなり。今日  
 この形式さへ忘れられ勝ちなり

告別式と稱すること今日普通なれども、これは葬の意義を知らざる誤解なり。  
 「はふり式」と稱すべく、決して告別式にあらず。

(三) 納棺用具

- 棺 槨を以て作る。松椀等代用妨げなし。
- 棺 槨の覆ひなり。白平絹、或は麻布を用ふ。
- 湯桶 一に忌湯桶
- 拭布 尻を拭ふ料なり

- 襦衣 遺體の肌に着くる料、身のたけ膝迄。白平絹或は白布を用ふ。
- 內衣 普通の白衣、材料は前に同じ。春夏は裏なし。秋冬は裏付。
- 表衣 材料前に同じ、時期による。
- 帯 材料前に同じ。
- 禪 白布を用ふ。
- 襪 足袋なり、今の靴下の如し。
- 枕 白平絹、白布を以て作り、中に綿を入れる。
- 忌布 一に幛目布とも云ふ。
- 褥 白絹、布等を用ひ、中に綿を入れる。
- 衾 一に被の字を用ふ。
- 填綿 大十個、小十個、白布にて作り、中に綿を入れる。
- 禮服 紋服を入れる。但し事情により葬家の定むる所による。此の服は着せしめず、



棺中に納る。

(四) 入棺後

入棺畢らば棺に柩をひを輻おほひ登こしだい子に載せなるべくは表座敷、然らざれば便宜の室に安置し、朝夕は洗米水鹽等を供ふ。

棺側には常に何人か候すべし

棺側にて雑談高聲を慎むべし

第五、靈前祭

(一) 次第

納棺式が移靈祭に先立つ場合は移靈祭に引續き靈前祭を行ふ。

棺納式が移靈祭の後に行はるる場合には靈前祭前一同手水の儀あるを可とす

先 齋主以下祭員喪主以下遺族假靈舎の所定の座に着く

次 幣帛を奉る

次 神饌を供す (此の間奏樂)

次 齋主、祭詞を白す (普通音聲)

次 喪主玉串を奉りて拜禮 (短手しなびて)

次 親族家族玉串を奉りて拜禮 (二拜二拍手)

次 齋主玉串を奉りて拜禮 (二拜二拍手)

次 神饌を撤す

次 幣帛を撤す

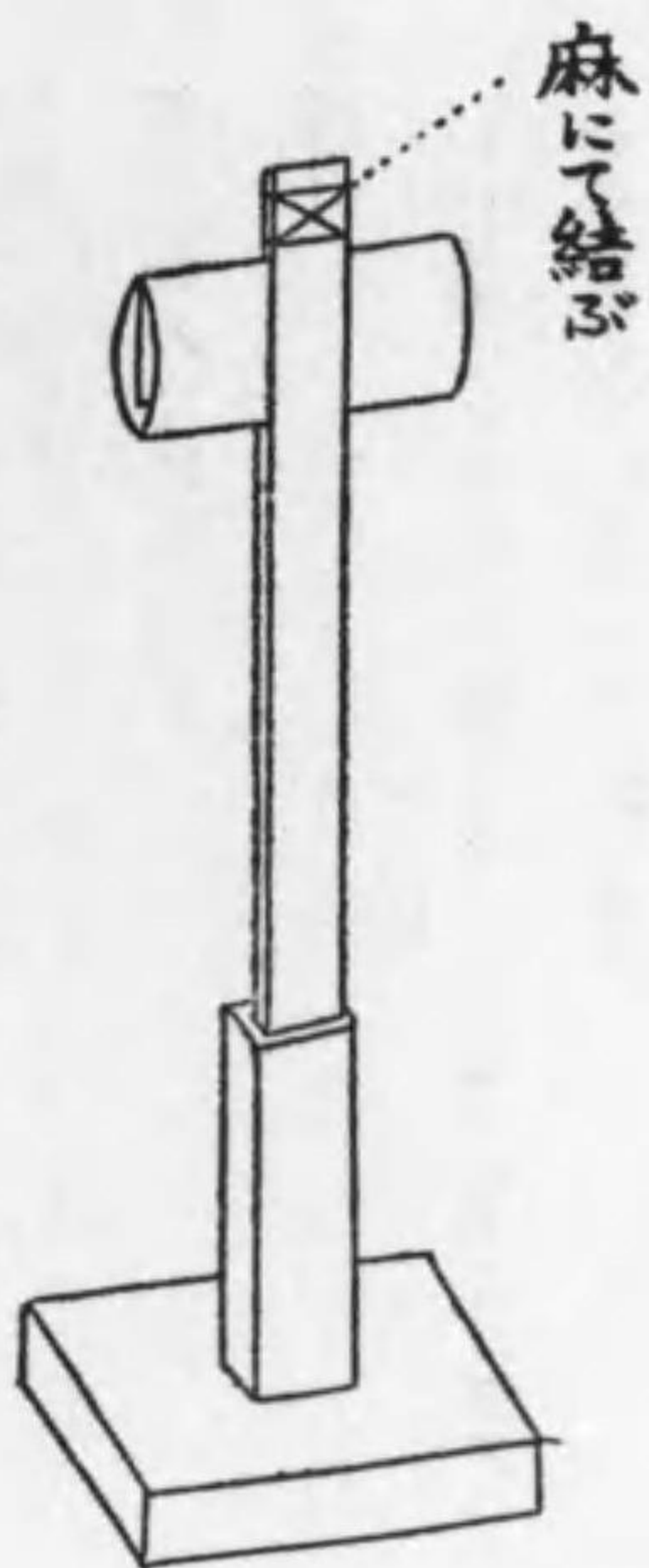
次 齋主進みて再拜拍手

次 退下

神饌は暫く其の儘供へ置ても可なれどもなるべくは撤すべし。

幣帛は紅白又は黄白の絹を以て作る





幣帛の代りに、一尺五寸位の櫛の枝に八垂の紙垂  
及び麻を附けたるものを用ふるも差支なし。

(二) 靈前祭々詞

此ノ奥床ヲ假ノ靈舎ト祓ヒ清メテ遷シ奉リ安置奉ル何某命ノ神靈前ニ齋主姓名謹ミ敬ヒテ白  
 サク阿波禮汝命ヤ先ツ頃ヨリ御身ノ健康ヲ害ヒ坐シテ病ノ床ニ臥シ坐シテ倏忽ニ厚ク重リテ  
 終ニ波迦無クモ逝水ノ往テ歸ラヌ如ク入月ノ跡無ク見エザル如ク身退リ給ヒシハ悲シトモ悲シ  
 ク悔シトモ悔シキ極ニナモ在リケル此ノ悲シキ悔シキ凶事ハ短キ詞拙キ文ニ何かデ言盡クベキニ

第六、棺前祭

非ズ阿波禮家人等ハ今猶夢路ヲ多杵流ガ如ク現事トハ思ヒ定メ難カルベシ然在ルハ人道ノ眞  
 ノ理ナレド何時マデモ如此テ在ルベキニ非ジト強チニ心々ヲ鎮メ思々ヲ押ヘテ葬儀ヲ行フ隨ニ  
 先汝命ノ神靈ヲ此ノ御靈代ニ移シ奉リテ御前ニ御饌御酒種々ノ物ヲ設備ヘテ御祭仕奉  
 ラクヲ平ケク安ケク聞食シテ和マリ鎮マリ坐セト謹ミ敬ヒテ白ス

朝行ふものにして、神饌を供し、祝詞を奏し、玉串を奉る。但し此の祭典は發葬  
 祭（出棺祭）に兼ね行ふ場合多し。故に此處にはその例に據ることとす。

第七、發葬祭（出棺祭）（棺前祭を兼ね行ふ）

出棺に先立ちて行ふ祭典にして、遺體が家を出て墓地に葬らるるにつき永き別れ  
 の式なり。



(一) 次 第

修祓

先着座

次 齋主進みて拜禮

次 幣帛を奉る(副齋主奉仕)

次 神饌を供す 奏樂

次 齋主祭詞を白す

次 喪主玉串を奉りて拜禮

次 親族家族及び知己等玉串を奉りて拜禮

次 神饌を撤す 奏樂

次 幣帛を撤す

次 退下

次 時刻出棺

(二) 葬列の順序

先導、松明、箒、櫛、同、同、(紙垂を附け麻を添ふ)黄旗、饌櫃、齋部、同、伶人、伶人、伶人、齋部、同、

副齋主、黄旗、(盾、弓、白旗、(牙、矢、)白木にて造る)、齋主、製花、生花、櫛、同、同、(寄贈の分は全部持ち行

く)、名旗、柩、(香、臺に載す)墓標、(松明、)喪主、喪婦、親族、朋友、知己、一般會葬

者(朋友は場合により、柩の左右につくべし)

備考

一 名旗は絹又は寒冷紗にて作り、「故官位勳功爵氏名之柩」と記す

二 墓標は、表に「故官位勳功爵氏名之墓」と記し、裏には「何年何月何日歸幽」と記すべし。

三 沓 死者の料なり。

四 杖 死者の料。桐(或は青竹にて作る)

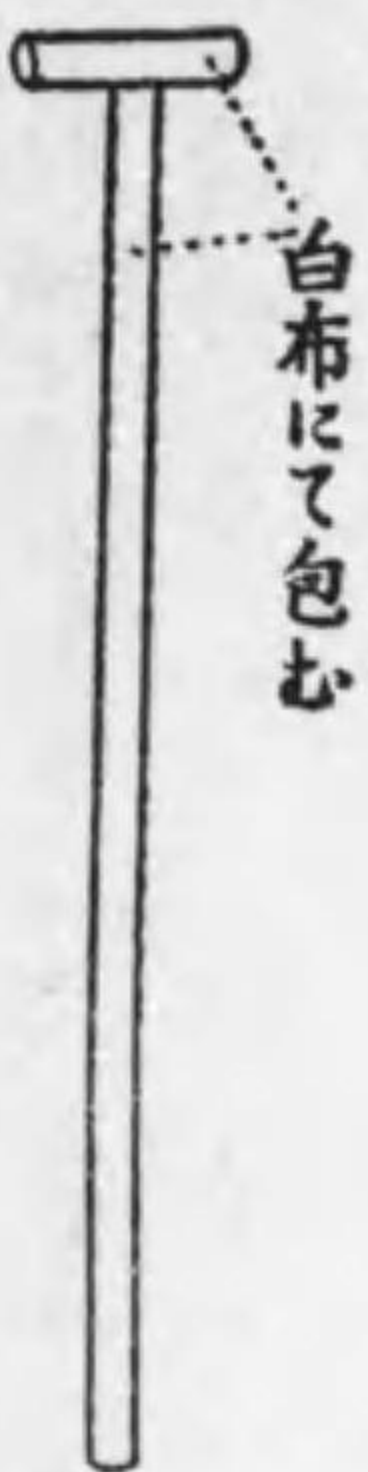


右二品は墓地に埋むべきものなり。

五 現今は葬列を作ること極めて稀となり多くは葬場祭と併合せらるる如き形式となれり。時代に相應すべき己むを得ざる變化と云ふべし。

六 名旗及び墓標の氏名の下之の字は有るを可とす。或は無きを正しとする説あり。全字數が偶數になるやう之の字にて加減するとの説あり。

七 杖の圖



八 喪主の服装

喪主は椽の布衣に鈍色の袴、布衣の上に素衣を着け、藁沓を穿き、徒歩にて左杖をつくべし。

(三) 發葬祭(出棺祭)祭詞 一例

言マクモ伊登保志伎カモ何某命ノ 柩前ニ齋主氏名拜ミ敬ヒテ白サク汝命ハヤ如何ナレバカモ  
 此ノ顯世ヲ去リテ遠キ幽冥ニ出立給ヒツル何スレバカモ懷シキ妻子等ヲ置キテ 獨彼ノ世ニ赴キ  
 給ヒツル親族家族等ノ歎息如何狀ニカ在リツラム殘リシ妻子等ノ 悲ヤ如何ナラム悲シト云ヒ  
 テ詞足ラズ惜シト思ヒテ猶心亂レケリ阿波禮此ノ家内ハ暗夜ニ燈火ヲ搔消シ波ニ船ヲ失ヒシ  
 如ク憂ヒ惑ヒ將哀ミ慕フルニ堪ヘザルカラニ 玉伎波流人ノ命ハ靈幸フ神ノ御心ニモ任セ給ハヌ  
 ヲ況シテ大方ノ人ノ力ノ如何ニトモ爲ム術無キ事ハ申サクモ愚ナレド 賤環繰返々ツ、偲ビ出ル  
 ハ汝命ノ御上ニコソ親族家族ハ浮雲ノ立舞定無キ空ヲ仰ギテハ涙ノ雨ニ眞袖ヲ濡ラシ 宇良淋  
 シキ庭草ノ露ノ消ニテ跡無キヲ詠メテハ哽咽歎カヒツ、モ現世ノ定有レバ葬儀ノ式ヲ行ヒ奉ラム  
 ト甚惜シキ御遺體ヲ納メシ柩ノ前ニ諸額突テ永キ別ヲ告ゲ奉ラクヲ、諾ヒ給ヒテ阿波禮 住慣シ  
 御家ヲ後ニ八十隈路ニ所出立給ヘト御饌御酒種々ノ多米都物ヲ献奉リテ如此ノ由ヲ謹ミ敬  
 ヒ畏ミモ白ス

附言



出棺の後、葬祭に與からざる祭員、家中全部を祓ひ清む。又門口に鹽水を用意し葬場祭又は歛葬祭より歸り來る者は、各自口を滌ぎ、手を洗ひ、祓の祭員は一人一人を祓ひ清むべし。

### 第八、葬場祭

近時は葬列を省略すること多く、自宅に於ける發葬祭が、葬場祭を兼ねる場合と常設の葬齋場に於て、所謂告別式の形式にて葬場祭が行はるる場合とあり。其の間多少の相違なきに非ざるも、大體には大差なし。時宜に應じて取捨すれば可なり。此處には兩者に共通せる次第を掲ぐ。

#### (一) 次 第

- 先 齋主以下祭員着床
- 次 喪主始め一同着床

次 齋主拜禮

次 幣帛を奉る

次 神饌を供す

此間奏樂

次 齋主祭辭を申す

次 副齋主誄詞を申す

次 喪主玉串を奉りて拜禮

次 參列者弔辭を申す

次 親族家族玉串を奉りて拜禮

次 會葬者玉串を奉りて拜禮

次 齋主玉串を奉りて拜禮 祭員列拜

次 神饌を撤す 此間奏樂

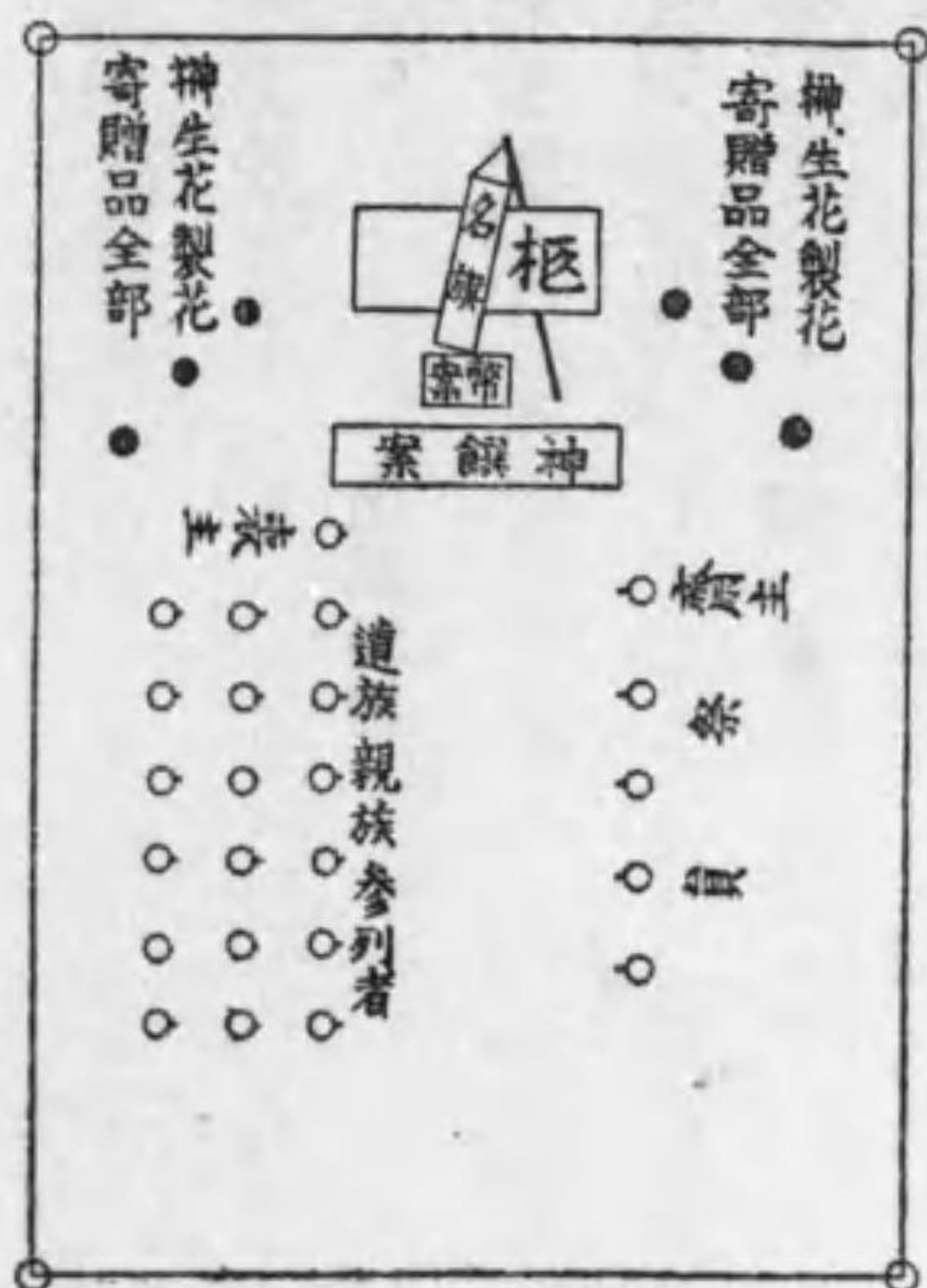
次 幣帛を撤す



次退下  
備考

- 一 時宜により喪主側の着床を先にするも妨げなし。
- 二 拍手は短手(しんびて(音のせざる)やううつ。)
- 三 誄詞は齋主の祭辭中に合せ申すことも妨げなし。
- 四 弔電は參列者弔辭の次に申す。

圖の備設場齋 (二)



(三) 葬場祭 祭詞

此ノ何々郷ノ齋場ニ暫時昇居ニ坐セ奉ル何某命ノ柩前ニ齋主 姓名謹ミ敬ヒテ白サク阿波禮  
 汝命ハヤ年號何年何月何日ニ何府縣何郡市町村ニ於テ何某大人ノ長男(例ナリ)ト生出  
 給ヒ御性優レテ溫和ニ御心直ク成人坐シテ愈々御行正ク御身健康ニ早ク學ノ道ニ勉メ勤シ  
 ミ其ノ奥蘊ヲサヘ究メ給ヒメ何年ノ頃ヨリ世ニ立チ初メテ其ノ年何月何日何官ニ任ラレテヨリ  
 以來專ラ御國ノ爲メ世ノ爲メト力ヲ盡シ思ヲ凝ラシ坐シテ許々良ノ春秋ヲ送迎ヘ御功蹟モ著  
 ク重ネ御齡モ世ノ長人ノ數ニ入リテ立榮エ給ヘハ汝命コソ千歳モカモ萬代モカモト誰モ誰モ大  
 船ノ思ヒ頼ミテ在リシヲ阿波禮空蟬ノ世バカリ定無キ物ハ非ズ人ノ壽命バカリ憑ミ難キ物ハ無  
 カリケリ何月何日ヨリ俄ニ御病起リテ其ノ態甚重ミ阿都加比惱ミ給ヘバ親族家族等思ヲ焦シ  
 心ヲ痛メ神神ニ祈リ奉リ様様ニ醫藥ノ術ヲ頼ミ如何デカ其ノ御病ヲ癒シ其ノ御苦惱ヲ治メ奉  
 ラムト勞キ侍ヒシモ遂ニ定マレル御齡ノ限ニヤ在リケム何月何日ノ眞夜中ニ御氣色革マリ變リ  
 テ曉ヲ待タデ有明ノ月ノ影隠ルル如ク朝露ノ日影ニ跡無ク消ル如ク何歳ヲ一世ノ登自米ト身



罷<sup>マ</sup>リ坐<sup>マ</sup>シヌ阿那悲<sup>イ</sup>シ阿那悼<sup>イ</sup>マシク云ハム詞モ爲<sup>セ</sup>ム術<sup>ス</sup>モ無<sup>リ</sup>ケリ、阿波禮阿波禮汝命ノ在<sup>リ</sup>シ一世<sup>ヲ</sup>都良都良ニ憶<sup>ヒ</sup>奉<sup>レ</sup>バ今ノ世ニ稀ナル忠實人ニ坐<sup>シ</sup>テ人ノ人タル道ノ鑑ト成ルベキ事等ノ多カリシハ誄詞ノ上ニ稱<sup>ヘ</sup>白スベケレド別キテ白サクハ神神ヲ敬フ御志篤ク父母ニ仕フル道殊ニ勝<sup>ス</sup>レ給ヒ御國ニ盡シ坐シツル御功ハ高ク世ノ交際深ク懇ニ坐シ事ナドハ凡庸ノ人ノ學ブベクモ非ラズ又總ノ起居進退正シク憂事ニ出逢フトモ撓<sup>ズ</sup>堪忍<sup>フ</sup>御心堅ク樂シキ事ハ人ト俱ニ語<sup>ラ</sup>ヒ欣<sup>ビ</sup>給<sup>ヒ</sup>シ寛大ナル御心ヲ誰シノ人カハ思ヒ出デザラム孰<sup>ノ</sup>時カハ之ヲ偲<sup>ビ</sup>出デザラム今ハ如何ニ叫<sup>ビ</sup>歎<sup>ケ</sup>ド佐夜介伎<sup>ノ</sup>清<sup>ケ</sup>キ御聲ヲ聞ク由モ無ク悲シトモ最<sup>ニ</sup>悲シ、故有ルベキニ有ラネベ眞袖ノ涙ノ露ヲ絞<sup>リ</sup>音泣<sup>キ</sup>ツツ今日ノ御葬儀ノ式仕奉ルト爲テ御食御酒海川山野ノ物ヲ忌<sup>メ</sup>机<sup>ノ</sup>上ニ捧<sup>ゲ</sup>奉<sup>リ</sup>テ永<sup>キ</sup>別<sup>ヲ</sup>告奉ル狀ヲ御心モ平穩ニ受所聞食ト拜<sup>ミ</sup>敬<sup>ヒ</sup>テ白<sup>ス</sup>

備考

一 葬場祭詞及び次の誄詞は真情の現はれを主とすべく、形式に墮せざる様注意を要す。

二 祭詞誄詞共に長くなる傾あり、さりとて餘り短かきものは、情に於て輕き憾あり留意すべし。

第九、歛葬祭 (埋葬祭とも云ふ)

(一) 準備

先づ葬地に薦を敷き置きて、棺到着せば、<sup>こしだい</sup>登<sup>ル</sup>子<sup>ノ</sup>の上に居<sup>ス</sup>え、前に案を置き、櫛及び旗を立て、裝飾を具備せしむ。

此の祭は庭上の式なれば立禮なり。

(二) 式次第

先着 床

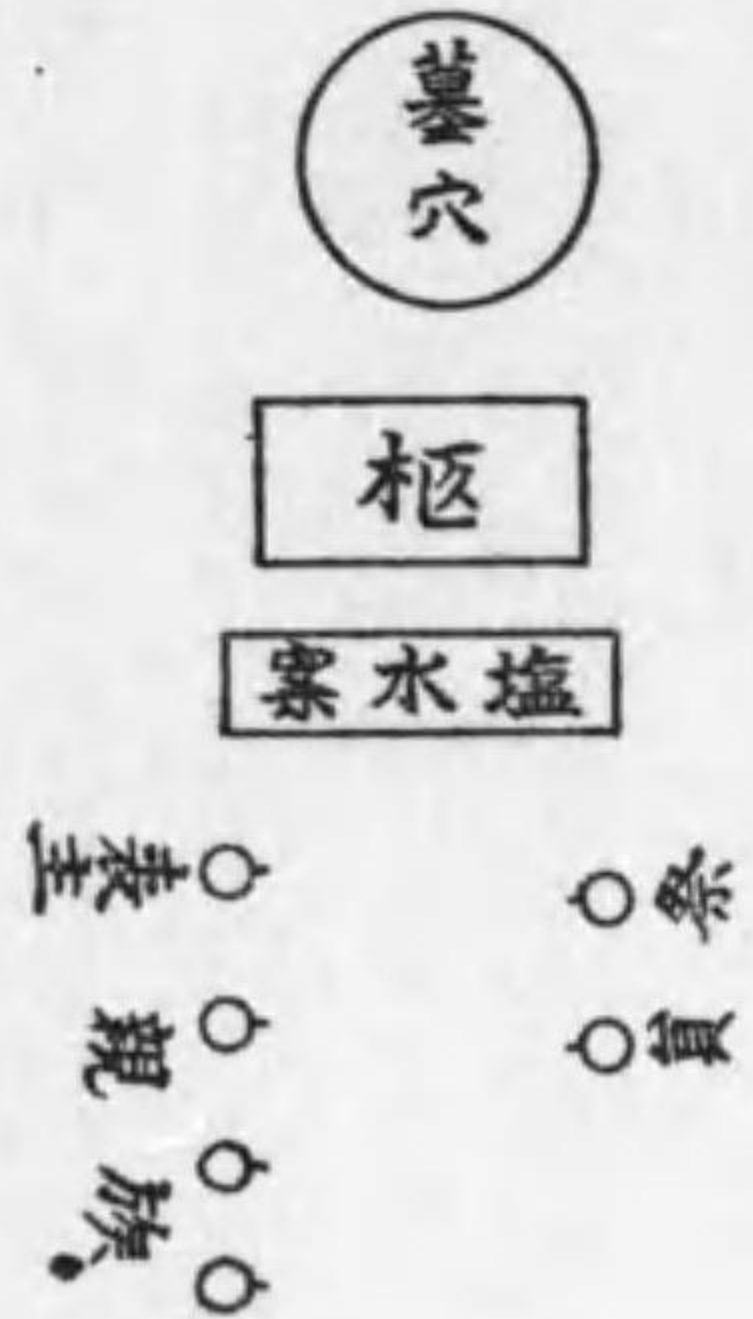
次 鹽水を供す

次 祭詞を白す



- 次 齋主玉串を捧げて拜禮
- 次 喪主近親同上
- 次 鹽水を撤す
- 次 棺を埋藏す

(三) 歛葬の設備圖



(四) 誄詞

此の誄は齋主が喪主に代りて白す文體なり。(神葬祭記より引用)

故官位姓名主ノ柩ノ前ニ官位姓名何某(喪主)ニ代リテ誄ヲ白サク汝ガ命ヤ悔シクモ身退坐シヌルカモ惜ラシクモ命過坐シヌルカモ汝命ハシモ某翁ノ眞名子ニ坐シテ何ノ年何ノ月何ノ日生レ出デ給ヒ何ノ年ヨリ世ヲ嗣ギ坐シテ何ノ年ニハ何ノ官ニ任サレ何ノ年ニハ何々ノ功有リテ朝廷ヨリ御賞ヲ蒙リ給ヒ又常ニ吾等ヲ愛シミ育給ヘル其ノ御勞ノ貴サハ更ニモ白サズ如此テ五百歳千歳モ現世ニ坐サネト大舟ノ思頼テ在リツルニ先頃ヨリ何ノ病ニ罹リテ御身勞キテ休マヒ給ヒシカバ親族寄集ヒ慨ミ棲邊ヒテ伊加傳速ケク苦瀬ヲ救フ由モガト朝ニハ神ニ乞祈ミタニハ醫ト議テ緩事无ク忘事无ク心ヲ盡シテ伊曾志美護ラヒ乍今一回快キ麗キ本ノ御貌ヲ見奉ラムト待思ヒテ在シヲ往シ何日ノ何時ト云頃ニ安加良米佐須事(瞬間)ノ如ク此ノ顯世ヲ罷坐シヌルハ悔シトモ惜ラシトモ言ハム須辨无キ事ニナモ在リケル今日ヨリハ汝命ノ申シ給ヒシ御言ハ不聞ヤ成リケム明日ヨリハ汝命ノ出入給ヒシ御儀ハ不見ヤ成ケム既クヨリ如此在ラムト知ラマセバ常ニ心置キテ萬ノ御教事等受賜ラマシ物ヲ悔シカモ哀シカモ此ノ家内ノ事等ハ誰ニ依サシカモ罷リ坐ス孰ニ授ケカモ退坐スト御枕方ニ匍匐ヒ御脚邊ニ匍匐ヒ天ニ號ヒ地ニ踊リテ泣



悲<sup>カナシ</sup>メドモ早<sup>ナ</sup>甲斐<sup>ナ</sup>无<sup>キ</sup>事トハ成<sup>ル</sup>阿波禮神等モ吾ヲ見捨テ給ヒケムトマデ且<sup>ウラ</sup>恨ミ且<sup>ウラ</sup>畏ミ八尺ノ  
 嘆<sup>ナゲキナダ</sup>ニ嘆<sup>カ</sup>ヒ惑<sup>ヒ</sup>乍<sup>ツツ</sup>モ能<sup>ク</sup>思<sup>フ</sup>ヘバ神<sup>カミ</sup>廷<sup>ノ</sup>神<sup>カミ</sup>議<sup>ハカリ</sup>ニシ在<sup>レ</sup>バ必<sup>ズ</sup>大<sup>オホ</sup>御<sup>ミ</sup>許<sup>キ</sup>ニ使<sup>ヒ</sup>給<sup>ハム</sup>大<sup>オホ</sup>御<sup>ミ</sup>心<sup>ココロ</sup>ナラメト  
 想<sup>オモヒ</sup>像<sup>ハツ</sup>奉<sup>リ</sup>テ強<sup>ト</sup>テ利<sup>ト</sup>心<sup>ココロ</sup>振<sup>テ</sup>起<sup>シ</sup>テ今日<sup>イマ</sup>ノ此<sup>コノ</sup>日<sup>ヒ</sup>ニ神<sup>カミ</sup>葬<sup>ハツリ</sup>ノ禮<sup>レ</sup>事<sup>ト</sup>治<sup>メ</sup>奉<sup>ル</sup>ラムトス故<sup>カレ</sup>汝<sup>ニ</sup>命<sup>ノ</sup>在<sup>リ</sup>シ世<sup>ノ</sup>事<sup>ト</sup>等<sup>ドモ</sup>  
 思<sup>オモヒ</sup>續<sup>ツ</sup>ケテ親<sup>オカラヤカラ</sup>族<sup>モロトモ</sup>諸<sup>シヤ</sup>共<sup>ニ</sup>偲<sup>シヌ</sup>ビ奉<sup>ル</sup>狀<sup>サマ</sup>ヲ阿波禮<sup>ミツナハ</sup>ト看<sup>ミ</sup>行<sup>ナハ</sup>シテ家<sup>ヤメチ</sup>内<sup>ニ</sup>殘<sup>ラム</sup>人<sup>等</sup>ヲバ彼此<sup>ワケル</sup>別<sup>コ</sup>心<sup>コロ</sup>无<sup>ク</sup>  
 今<sup>イマ</sup>モ往<sup>ユク</sup>先<sup>サキ</sup>モ守<sup>サ</sup>給<sup>ヒ</sup>惠<sup>マ</sup>ヒ給<sup>ヘト</sup>落<sup>ル</sup>涙<sup>ナミダ</sup>押<sup>シ</sup>拭<sup>ヒ</sup>乍<sup>ツツ</sup>白<sup>ス</sup>

(五) 埋葬の順序

- 一 棺を壙に下す、喪主外遺族等棺を諸手に支へ、静かに墓穴の中に納む。(此の間人々手傳ふ)。
- 二 其の埋め方首の方を奥に足の方を前に竖さまに埋む。  
(現時は火葬を原則とする故に、火葬場に於ける取扱ひ右に準すべきなり)
- 三 名旗を捲きて、棺の上に載せ、杖及び杵を其の側らに入れ、供物をも入るべし。

- 四 喪主の着せる素衣を脱ぎて棺を覆ふ(雜祭式)。
  - 五 次に喪主及び近親、鍬をとつて土を二三回穴の中に埋む(後は補助者之を埋む)。
  - 六 次に墓誌を埋む。
  - 七 次に墓標を建つ。
  - 八 次其の四方に竹を立て注連繩を張り前に竹筒を立て又籬を結回らし獸などの害なからしむ。
  - 九 次祭員正面に案を居え水を安じ埋葬の辭を告げ一揖して退く。
  - 一〇 喪主及び近親拜禮
- 此の時參集の人等榊或は花などを供ふること随意なり。櫛を用ふることも素より支なし。(附記。櫛は本來神道にて使用せしものなり。其の説明は省略す)。



一一 各退出

(六) 埋葬祭祭詞 (例ノ一) (神葬祭記)

故官位姓名主ノ前ニ白サク今シ新ニ此地ノ荒草木根苴拂ヒ汝命ノ奥都城所ト定メテ神葬奉リ其ノ四方四隅ニハ竹指立注連曳渡シ籬ヲモ結回ホシ又玉塊ニ盛レル水ヲ奥基ノ前ニ供ヘテ參拜ミ各今ハト家ニ歸ラム狀ヲ平ケク聞取り給ヒテ今日自往先此レノ可美地ノ底津磐根ニ鎮リ坐セト白ス

例ノ二 (雜祭式)

阿波禮悲シキ阿波禮悼マシキ何某命ニ告白サク今日シモ御葬儀ノ式遺ル方無ク漏ルル限無ク仕奉リ終ヘテ今ハ汝命ノ親族家族等ガ偲ビ音ニ泣キツツ諸手ニ御柩ヲ昇持テテ此ノ墓城所ニ斂メ隱シ奉ラツテ御心モ平穩ニ聞食シテ此ノ所ヲ千代ノ靈床ト鎮マリ坐セト悲シミ歎カヒ畏ミ白ス

此處に御靈鎮まりませと申すは、御分靈の鎮まりますことと解すべきである。墓所を透して墓所に據り

て御靈の咲き延へあることを意味するなり。墓所の上に御靈が鎮まりますと見るべきに非ず。

第十、歸家祭

葬事終りて家に歸りたる夜行ふ祭典なり。

(一) 式次第

これより先き家の内外を祓ひ置くこと既に述べたり。

特に一間を清めて注連繩を曳回らし床の上に新薦を敷き高案を居え、靈璽を安置し、前に櫛を立て時花を供へ、燈火を點じて祭場を裝飾せしむ。

先 齋主祭員着席

次 喪主近親等着席

次 供 饌

次 齋主祭詞を申す



次 齋主玉串奉奠 祭員自席列拜

次 喪主近親玉串奉奠

次 撤 饌

次 退 席

歸家祭は御靈の咲き延へを顯著ならしむる祭典にして、此の時より拍手は音を立つるなり。

(二) 歸家祭 祭詞

此ノ小床ヲ假ノ靈舎ト鎮奉ル何某大人命ノ御靈前ニ齋主姓名畏ミ畏ミモ白サク汝命ノ幽冥ノ八十限路遠ク遙ケク出坐シシニ依リ此ノ家内ハ歎息ノ雲立覆フ許リ憂愁ノ涙多藝知降ル許リ悲シミ悼ミツツ今日ノ御葬儀ノ式恙ム事無ク遺ル事無ク仕奉リ終ヌ故本津御家ニ歸リ來テ如斯ノ由ヲ告奉ラムト御前ニ親族家族等諸集侍リテ御饌御酒種々ノ物共ヲ捧奉リテ禮ビ拜奉ラクヲ平ケク安ケク聞食シテ今ヨリ向後子孫ノ八十續ニ至ルマデ此ノ家ノ守神ト鎮坐シテ

家門高ク廣ク家人平穩ニ幸ク守給ヒ惠ミ給ヘト畏ミ畏ミモ白ス

附言

- 一 喪家は酒肴を以て弔客に饗すべからず。凡て葬祭は百事餘り奢に過ぐこと勿れ喪葬令にも「凡喪葬不能備禮者貴得同賤々不得同貴」とあり。併し粗略に過ぐれば敬を失ふこととなる。分相應たるべし。
- 二 神葬は費用懸ると考ふる者あれども、然らず。適宜の計らひ方あるべきなり。

追 祭

- 一 歸幽の日より五十日の間日々に供饌すべし。十日毎に饌を厚くして祭事を執行すべし。十日祭、二十日祭、三十日祭、四十日祭、五十日祭。此の祭典次第は靈前祭に準すべく、總て靈前及び墓前にて行ふ。
- 二 五十日祭終らば、家の祓を爲し、神棚の封を解き、始めて神拜すべし。



此の日靈代を假の靈舎より、祖先の靈舎の中に遷す。

三 百日の期に至りて靈祭(百日祭)を行ひ此の日墓碑を建て、墓標を除く。但し事宜により後日たるも妨げなし。

四 毎年正辰歸幽者の本月本日を云ふ 靈舎にて靈祭を行ふべし。一年祭、三年祭、五年祭、十年祭、二十年祭、三十年祭、四十年祭、五十年祭、百年祭等、其の他五十年毎を式年として、分に應じて靈祭を行ふ。

五 十日祭、二十日祭等及び年祭は、數へ日數へ年に非ずして、滿何日、滿何年なり。

六 春秋二季及び月次祭を行ふこと。

七 右靈祭毎に墓所に參詣すること。

附言

家庭祭祀を奨勵し、これによりて崇敬心信仰心を涵養し、齋神尊皇崇祖の實を舉

げしむる爲めに、祭典を俗に流れざる限り、簡易にして實行の容易なることを期すべく、服装など清潔を旨として華美を避け、なるべく、自家に於て祭典を舉行することを期すべく、特別な場合には神職の補助に待つべきは勿論なり。

参考

(以下の祭詞は大概雜祭式所載に據る)

十日靈前祭 祭詞

此ノ御靈舎ニ坐セ奉ル言マクモ由々シキ何某命ノ御前ニ齋主姓名謹ミ敬ヒテ白サク汝命ノ此ノ世ヲ去リテ隱世ニ出立テ坐シシハ黒王ノ夢カ空蟬ノ現カ其ノ分明ヲ知ラニ今猶此所其所ニ坐シテ美クシキ御容姿ニ見奉ル如ク佐夜介岐御聲ヲ聞得ル如ク所思テ佐迷ヒ憂ヒテ在經ケル間ニ日波ハ消去リ過來テ早クモ十日ト云フ日ニ成ニケリ今更ニ思ヒ奉レバ悔シキカモ悞ビ奉レバ慨キカモ阿波禮汝命ノ如斯俄ニ身退リ給フトハ誰モ誰モ掛ケテモ思ハザリケリ、然在ドモ汝命ノ波迦無ク身退リ給ヒシモ元ヨリ神奈我良定マレル御命ニシテ人ノ力ノ及ブベキニ非ズ今ハ高キ貴キ神々ノ御列ニ列並坐シテ此ノ家内ニモ神靈ヲ守神ト仰キ齋キ奉リヌ今日ハ特ニ御前ヲ



祓ヒ清ノ御饌御酒ヲ始メ海川山野ノ物ヲ忌机ノ上ニ置足ハシテ御靈祭仕奉ラクテ平ケク安ケク宇豆那比聞食セト畏ミ畏ミモ白ス

十日墓前祭 祭詞

此ノ墓城所ニ斂ノ隱シ奉リシ何某命ノ御前ニ齋主氏名畏ミ拜ミテ白サク阿波禮昨日カモ御葬儀ニ立列ネシ榊葉モ伊登々露ケク志太々禮梢ニ囀ル鳥ガ音モ宇良淋シク聞エツツ十日ノ御祭仕奉ラクト種々ノ御饌都物ヲ捧ゲ奉リ親族家族參來テ拜ミ禮ビ奉ル狀ヲ天翔ル神靈モ來寄坐シテ宇良宜聞食給ヘ、都良都良ニ願 思ヘバ御身健康ニ御心堅ク雄々シキ汝命モ一度罷行ク玉ノ緒ヲ結ヒ留メ敢ヘヌコソ慨ケレ現身ノ二世ト行カヌ定ノ契コソ悲シケレ汝命ノ妻子等ヲ始メ汝命ヲ相識ル人々ノ心々ニハ如此モ俄ニ幽冥ノ神ト仰ギ奉ラムトハ掛ケテモ思ハザリケリ阿那惜ラシ阿那口惜ト過來シ方ノ事共思出デ偲ビツツ露ノ八十玉串取々ニ捧奉リ拜ミ奉ル人等ノ心根ヲ阿波禮トモ嬉シトモ所看行聞食セト謹ミ敬ヒテ白ス

五十日靈前祭 祭詞

言舉ゲテ言ハムモ悲シク都久都久シ思ヘバ伊登保シキカモ此ノ御靈舍ニ安置奉ル何某命ノ神靈前ニ齋主 氏名拜ミ敬ヒ畏ミモ白サク阿波禮汝命ノ身退リ坐シシ何月何日と言フ最モ悲シキ最モ悔シキ其ノ日ヨリ世嗣某主ヲ始メ御妻御子等親族家族等ハ日ハ忍ビテ音泣キ暮ラシ夜ハ思ヒニ歎キ明カシ一向ニ御跡ヲ戀シミツツ在經ケル間ニ奴婆玉ノ月ハ移リ替リ加伎呂比ノ日並ハ消エ過ギテ待トシモ無キ五十日ノ日ハ廻リ來テ神靈ヲ祭リ奉ル今日トシモ成リニケル昨日今日春立チテ山野ノ草木モ能杼介久成ノレド今年ハ宇良寂シク所思テ離ノ雪モ跡無クモ消ユレド消難キハ御内人等ノ思ヒナリ庭内ニ咲初メシ梅ノ梢ヲ仰ギテモ今ハ汝命ノ記念ノ薰トヤ偲ビ奉ラム曾毛 願 思ヘバ汝命ノ何歳ヲ此ノ世ノ終ト雲隱レ隱ロヒ坐シシハ慨タキ悲シキ事ノ極ナレド天地ノ中ニ活ト活ケル人誰カ終ノ無カラザラム存在ヲ物孰レカ限ノ無カラザラム汝命ノ身退給ヒシハ御國ノ爲メ御家ノ爲メ此上無キ禍事ニ在ツレド是モ亦惟神受賜ハリシ御命ノ限ニコソ阿波禮々々々汝命ハ夙クヨリ人ト在ルベキ事業ハ何彼ト無ク盡シ終ヘテ長キ年月ヲ安ラケク静ケク送り迎ヘ坐シシ清キ直キ御心ニ坐セバ現世ニハ其ノ御德高ク弘ク聞コエ亘リテ遠キ近



キ人々多ニ懷キ奉リ幽冥ニ隱ロヒ坐シテハ神神モ其ノ御功績ヲ賞メ給ヒ愛デ給ヒテ尊キ神ノ御許ニ列並ミ座シテ此ノ御家ノ守神ト崇ビ奉リヌ如斯シ在レベ先頃ヨリ世嗣ノ某主親族家族等ハ明キ正キ真心ヲ以テテ御葬儀ニ御靈祭ニ御後ノ事ヲ甚厚ク甚懇ニ仕奉リ朝夕ニ在リシ昔ヲ戀シミ偲ビ奉リキ特ニ今日ハ神靈ヲ慰メ奉ルベク御祭仕奉ラムト宇豆ノ御食御酒海川山野ノ種々ノ物ヲ忌机ノ上ニ置足ハシテ奉ラク平ケク安ラケク御心モ多親ニ宇豆那比聞食シテ今モ向後モ御家ノ内平穩ニ病シキ事煩ハシキ事在ラシメズ守給ヘ幸給ヘト謹ミ敬ヒ畏ミ畏ミモ白ス

五十日墓前祭 祭詞

此ノ墓城所ニ繁立ツル榊葉ニ置ク露ノ白木綿掛マクモ綾ニ忌々シキ何某命ノ御前ニ齋主氏名拜ミ敬ヒテ白サク久方ノ月波ハ川水ノ流ルル如ク加伎呂比ノ日波ハ大路ノ車ノ走行ク如ク十日二十日ハ遠ク過去リ三十日四十日モ昨日ト避リテ早クモ五十日ト言フ日ニ成リス今日ハ復此ノ里和ノ空ニ歎息ノ雲ノ立覆フバカリ岡邊ノ小草ニ憂愁ノ雨ノ降曾々久バカリ汝命ノ御

上ヲ思出デ偲出デツツ御祭仕奉ラムト此ノ御垣内ヲ拂ヒ清メ時ノ花刺立テ宇豆ノ御饌御酒種々ノ物ヲ捧ゲ奉リテ親族家族ヲ始メ諸參集テ拜ミ禮ビ奉ル狀ヲ甘ラニ廣ラニ聞食シテ今モ向後モ何姓ノ家門高ク榮ニ家人等ノ身ハ安ク心ハ平穩ニ守給ヘト畏ミ畏ミモ白ス

一年靈前祭 祭詞

此ノ御靈舍ニ鎮座ス某命ノ御前ニ齋主氏名謹ミ敬ヒテ白サク都々良々ニ過去シ方ヲ願思ヘバ阿波禮汝命ハ往ニシ年號何月何日ニ此ノ世ニ生出給ヒ成人坐シテ御身健固ニ御心溫和ニ夙クヨリ御國ノ爲メ世ノ爲メト御心ヲ盡シ御力ヲ勞シ御功績ハ彌多ニ彌廣ニ立テ給ヒ千年八千年カモト賀ギ稱ヘテ在リシテ不圖モ去歲ノ何月ノ頃御病發リテ遂ニ其ノ年ノ何月何日ニ儂ナクモ身退リ給ヒシカバ親族家族等ノ人々ハ千々ニ歎カヒ萬ニ悲シミツツ其ノ時ヨリ以來雨降リ淋シキ夜モ風吹き變ル日モ忘ルル間ナク偲ビ出デヌ時無ク思ヒ續キテ在リ經ケルニ年月ハ過去リ周リ來テ待トシモ無キ今年ノ何月何日トソ成ニケル阿波禮春シ在レベ野山ノ花ハ再ビ咲匂ヘド懷シキ御容姿ニ見エ奉リ難ク秋立テバ常夜邊ノ雁ハ來ヌレド汝命ノ音信ヲ今更ニ聞



ク術無ク當昔ノ空ノミ仰ギ忍ブコソ慨ク悲シカリケリ如此伊登保シキ慕ハシキ汝命ノ一年ノ御靈祭ヲ仕奉ラクト種々ノ多米都物ヲ献奉リテ拜ミ偲ビ奉ル狀ヲ平ケク安ケク聞食セト畏ミ畏ミモ白ス

一年墓前祭 祭詞

久方ノ空行ク月ノ清キ光モ立迷フ浮雲ノ障在ル如ク春山ニ咲撓ル花ノ梢モ吹荒フ嵐ノ歎在ル如ク阿波禮此ノ理ヲ免レ敢ヘ給ハザリシ汝命ノ現世ヲ避リテ幽冥ニ出立坐シシ去歲ノ何月何日ノ其ノ日ヨリ以來親族家族等ハ花ノ朝月ノ夕モ常ニ戀シミ忍ヒツツ昨日今日ノ事ト所思テ打過ク間ニ早クモ一年周レル今日ノ其ノ日ハ今更ニ賤手纏繰返シ返シテ其ノ御別ノ時ヲ思出テ渦潮ノ胸登々呂伎テ眞袖ヲ涙ニ漬濡スラム如此思ヒ忍ベス人等ガ心根ヲ汝命モ阿波禮ト所知食スラム思出多キ今日ハ本津家ニモ此ノ墓城所ニモ神靈祭仕奉ラムト打集ヒ參集テ御食御酒種々ノ物ヲ献奉リ御前ヲ拜ミ奉ル狀ヲ平ケク安ラケク聞食シテ親族家族等ヲ幸ク眞幸ク守リ惠ミ給ヘト伊加志銚中取持テ齋主氏名證ミ敬ヒ告奉ラクト白ス

附言

二十日、三十日、四十日、百日、三年、五年等の諸祭も右の例に準じ時宜に應じて作ること容易なり。

祭詞は形式よりは眞情の發露を尊ぶ。秋の祭の祭詞に「春山ニ咲キ撓ル云々」と云ふ如きことなきやう注意を要す。

春秋靈祭 祭詞 (神葬 祭記)

此ノ家ノ嚴ノ靈屋ニ鎮坐ス風音ノ遠津御祖ヲ始メテ代々ノ祖等及親族等ノ神靈ノ前ニ氏名白サク汝命等イ霞立春ノ山備ノ花ノ盛ニ(秋祭ニハ霞立云々)「秋山」朝日影匂ヒ照相フ事ノ如ク清キ明キ誠ノ心以テ此ノ家門定給ヒ治給ヒ樛木ノ彌繼々ニ蕃息榮ニベク言掟テ給ヘル事ハモ千引石ノ重キ難キ業ニナモ在ケル故其ノ御跡取總持テ仕奉ラス今ノ主「何某主」ニ至ルマテニ食物衣物住家等飽ヌ事無キハ白スモ更ナリ親族寄集ヒ饒ヒ樂ミテ在ル高ク貴キ御恩頼ノ辱サヲ五百濱千濱ニ限り無キ眞砂ノ數ノ其一ヲモ報奉ラマク欲シテ年毎ノ例ノ隨ニ今日ノ



此ノ日ヲ吉日ト撰定メテ御祭仕奉ラムト此ノ里ノ傍山ニ生立ル由都眞神ヲ折取持來テ其ノ枝ニ明妙照妙種々取掛ケ及麗キ時ノ花ヲモ折副テ今日ノ御祭ノ太玉串ト捧奉リ机代ニハ多米ノ御饌多米ノ御酒ヲ始メテ海川山野ノ種々ノ物置足ハシテ供フル狀ヲ平ケク安ラケク聞食シテ今ヨリ徒前各々禍神ノ枉事<sup>ユクサキ</sup>在ラシメズ世ノ長人ト仕ノ道家ノ産業ヲ勤メ締リテ緩ム事無ク怠ル事無ク親族諸々入紐ノ同シ心ニ相扶ケ相輔ヒテ神ニ皇ニ國ニ家ニ大功績ヲ立シメ給ヒ彌益々ニ家門高ク廣ク興サシメ給ヒ生子ノ八十連續春秋ノ御祭麗ク仕奉ラシメ給ヘト八平手惇亮ニ拍鳴シテ稱言竟白ス事ノ由ヲ宇麻良ニ聞食セト白ス

### 附言

- 一 神饌の殷原文を省略せり。
- 二 八平手と云ふは今日は皇大神宮に限られたり。今は原文の儘を掲ぐ。

以上述べたる神葬の仕方は、幾多是正を要するものあり、原理の研究と體驗を重

ぬるに従ひ、漸を追ひて完璧に近かるべきを期するものである。

神葬の復活は、皇國精神の眞の自覺を意味するものにして、皇國の彌榮は神葬公認によりて一段の促進を見るであらう。今日の如く神職としては府縣社以下の神職のみが辛うじて葬儀に關與し得るに過ぎず、神社内に祖靈社を設立することを認められず、又その府縣社以下の神職及び教派神道の教職によりて神葬が執行せらるるとして、墓地に關して恰も自らなる制限があり。神葬の普及は姑く置き實行上にも幾多の不便あり、又非人情の感なき能はざる點もある。

其の一例は官國幣社の神職身退りなる場合に、その葬儀に當り、官國幣社の神職は葬儀に携はることを得ざるが故に、これが葬儀は府縣社以下の神職か、或は教派神道の教導職當らざるを得ず、佛教等に於て、葬儀の導師は、最も重要視せられ、導師の引導——これは中執事である——によりて所謂安心が得られ、極樂往生が出來るとせられて居る。故に、導師は、事情の許す限り、高德知識たるものこれに當



り、然るが故に、葬儀が葬儀として意義を有し、御靈の咲き延へが一般會葬者にまで徹底するのである。然るに神葬に於ては、殊に官國幣社神社人は、斯く言ふことは如何ながら、自己の葬儀に就ては、充分なる中執事を有し得ざる現状であつて、遺族としての物足りなさは蓋し想像の外にあらむ。

國體の明徴、國民精神の作興、或は何或は何と云ふ場合には最先に、その衝に當るべき地位に在る神職は、自己の葬儀に就ては、此等の平素と最も遠隔りたる方法に據らざるを得ず。これ非人情と云はずして何とか評すべき。

終りに云ふ。皇國精神の眞の自覺は神葬によりて始めて全しと。古人曰く「棺を蓋ふて事定まる」。

## 第二章 公葬の一例

### ことわり

皇民の「はふり」は公と云はず私と云はず、神葬たること當然とする。唯永年の慣行は、神葬を忘れ、加之、神職は葬儀に携はることにつき制限ある時に方り日を追ひて神葬復活の聲を聞くに至りしは喜ぶべきことに屬する。

本書を印刷に附し、その校正を重ねつつある間に、支那事變の進捗、皇軍の華々しき活躍、連戦連勝の喜びの中に、勇壯なる戦死を以て皇國を護られ居る英靈を迎ふることは、實に感謝の辭を知らざる所なると共に、其の感謝の眞心は、英靈を待するには當然に神ながらの「はふり」式に據らざるべからざるの自覺が一般國民に勃然として起り、その先鋒として、皇典講究所及び全國神職會は、皇軍將兵戦歿者に對する公葬は神式によりて嚴修せられたし。



との希望を以て、地方長官、在郷軍人關係、師團司令部、聯隊區司令部、聯隊本部、鎮守府、聯隊所在市長に宛て、又各府縣皇典講究所分所長、各府縣神職會長に宛て、各通牒を發して、神葬執行の希望を致し、これが爲めに、その葬儀次第書、祭詞、誄詞例文、服裝、設備例等を參考としてその實現の容易ならしめむことを期せり。

公葬は神式に據るべしと云ふは、私葬は神式に據らずとも可なりとか或は各自の信仰のままに自由なりとの見解も生じ、皇典講究所及び全國神職會の提案としては何か憚る所ある如く考へられざるに非ず、聊か遺憾とする次第なれども、少くとも、公葬は神葬にて行ふべしとすることは皇國精神發揚の第一着手と認めらるるが故に、特に、爰に一章を設け加へて、その神葬方式の普及を期する所以である。

## 一、葬場祭並慰靈祭案(皇國時報第六四八及六五〇號に據る)

### 凡 例

- 一、本次第は國式を以て葬儀を執行するに際し其標準を示さむが爲に立案せり
- 一、葬儀は古來列次を整へて葬場に送るを常とせるを近時之を省略するもの多し依て本次第も葬場の儀を主として列次行裝の事例をば附記せり
- 一、葬儀は自邸に於て之を行ふことあり鋪設其の他に於て稍異なる點あれど大體に於て大差なし故に別に其の式を示さず
- 一、慰靈祭は神靈を慰むるを主とし葬儀とは自ら異なる所あるを以て式次鋪設服裝等を區別せり

### ○葬場祭次第

時刻葬場を鋪設す



其の儀葬場の四面に幔白色を張り前面は之を掲げ幣饌祭具等を辨備す  
先著の柳花等は適當の位置に之を配列す

時刻參列の諸員葬場に參著す

時刻靈柩到着

先著の諸員幄舎（幄舎なきときは葬場）の前に出迎ふ

次に靈柩を葬場に安置す

次に葬儀委員長葬儀委員著床

次に齋主副齋主祭員並に伶人著床

次に喪主家族親族著床

次に諸員著床

次に副齋主以下幣饌を奠す 此間奏樂

次に齋主祭詞を白す 此間諸員起立

次に副齋主誄詞を読む 此間諸員起立

次に弔辭を読む 此間遺族竝に關係者起立

次に喪主玉串を奠して拜禮

次に家族親族玉串を奠して拜禮

次に諸員玉串を奠して拜禮

次に葬儀委員長葬儀委員玉串を奠して拜禮

次に齋主玉串を奠して拜禮 副齋主以下列拜

次に副齋主以下幣饌を撤す 此間奏樂

次に退出

注意 皇族王族公族の御拜又は御代拜あるときは喪主拜禮の前に

次に皇族王族公族御拜（又は御代拜） 此間諸員起立

の項を加ふ



途中行列を立つるときは「時刻参列の諸員葬場に参著す」を  
時刻先著の諸員葬場に参著す

と改め「先著の諸員幄舎（幄舎なきときは葬場）の前に出迎ふ」の次に左の項を  
加ふ

齋主副齋主祭員は幄舎（幄舎なきときは葬場）の前に立つ

伶人道樂を奏しながら樂舎（樂舎なきときは葬場）の前に立つ

眞神旗神花等を葬場前面の左右に立て饌櫃を幄舎に昇き入る

▽葬場祭次第説明

一、葬場

葬場は學校校舍公會堂其の他の建物を以て之に充つる場合もあれど此には廣場に  
天幕を張りて執行する場合を標準とす

靈柩を葬場に安置したる後銘旗を其の後に立て勳章を前に安き眞神を前面左右に

樹て燈を點す

二、時刻

葬儀は古來夜間に於て行ふを例とすれど事情に依りて便宜に従ふべし

三、葬列

▽柩車を用ふる場合は左の順序に依る

先導 祭員 副齋主 齋主 柩車 喪主 家族 親族 葬儀委員長 葬儀委員

▽途中行列を立つるときは左の順序に依る

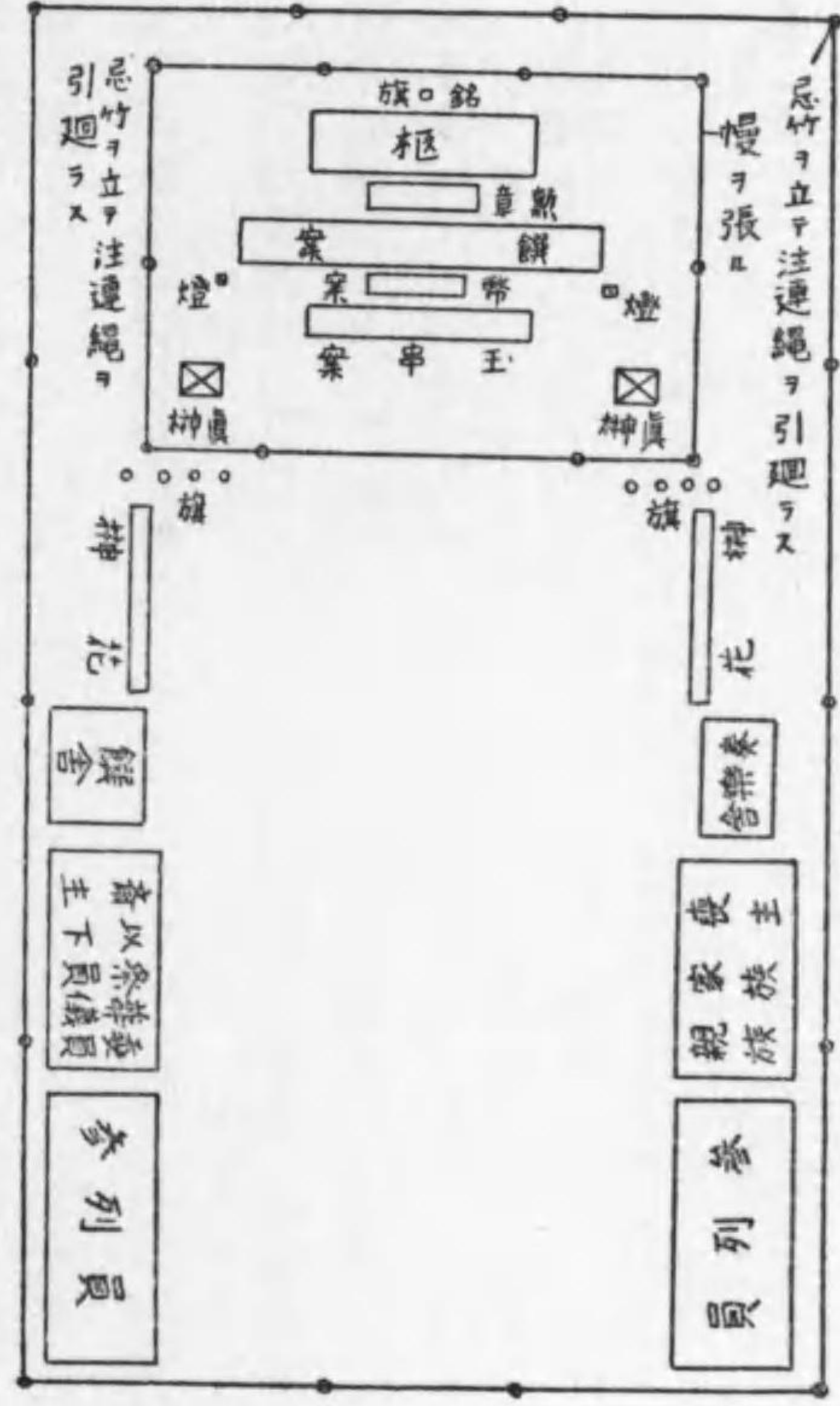
先導 眞神 眞神 黃旗（左右各四竿又は二） 祭員 饌櫃 祭員 副齋主 齋主 伶人  
眞神 白旗（竿交互に之を立つ） 祭員 饌櫃 祭員 副齋主 齋主 伶人

（左右各三人） 根越神 神 神 執事 銘旗 勳章 靈柩 陪祭者 喪主 從者 家族  
根越神 神 神 陪祭者 喪主 從者 家族

親族 葬儀委員長 葬儀委員 會葬者



葬場略圖（適當ナル位置ニ体所ヲ設ケ）



四、服装

喪主は衣冠（冠無紋卷纒 袍黒椽色布 單及袴鈍色布 帖紙 檜扇 無地）又は  
 布衣（烏帽子立、艶消 布衣黒椽色布 袴鈍色布 に素服を加へ藁沓を穿ち扇

骨黒色地鈍色を持ち杖を執る

故人の配偶者及喪主の配偶者は袴（袴黒椽色布 袴柑子色布 草履緒柑子色又

は白色 扇骨黒色地鈍色）とす

齋主副齋主は衣冠（冠 無紋卷纒 袍及單 白絹 袴 鈍色絹 笏 帖紙檜扇

無地 浅沓 沓敷鈍色）とす祭員並に伶人は布衣（烏帽子立又は風折艶消 布衣

及袴 白絹 扇骨黒色地鈍色 浅沓沓敷鈍色）とす

家族親族男子は黒色紋服紋付羽織袴又は通常禮服（燕尾服）通常服（フロックコ

ート又はモーニングコート）喪章を附す制服あるもの（軍人其の他）は其の服装

に喪章を附す

同女子は黒色紋服黒色帯とし衣白色なるときは帯同色とす

五、葬具

銘旗、生絹長さ八尺幅一尺五寸又は長さ一丈幅二尺とし文字は左の如く書す



官職位勳功爵氏名之柩

墓標、檜材五寸角長一丈(但し適宜)とし文字は左の如く書す

官職位勳功爵氏名之墓

黄白の旗は地質絹を用ひ長さ八尺幅一尺とす

眞紳には紙垂を垂る但し絹を用ふるときは色黄白とす

燈は白木燈臺とす

### 六、幣饌

饌は三方九臺乃至十一臺とす但し多人數合葬の場合には臺數を増すことあるべし  
品目は洗米・酒・餅・魚・海菜・野菜・果實・菓子・鹽水とし十臺なるときは魚  
を海魚川魚として十一臺なるときは更に鳥を加ふ幣帛は紅白の絹を用ふ奉書にて  
包み三方に載す或は柳宮に納めて之を奠す

### 七、誄詞

誄詞は副齋主之を讀むこととしたれども場合によりては齋主の祭詞中に其の意を  
含めて之を略することあり

### 八、執事

執事とは家職の者を云ふ身分に依りては之を略するも可なり

### ○慰靈祭次第

時刻祭場を鋪設す

其の儀祭場の四面に幔を張り前面は之を掲げ中央に神籬を置き其の前面左右に眞  
紳(紙垂を垂る)を樹て幣饌祭具等を辨備す

時刻參列諸員祭場に參著す

時刻祭典委員長祭典委員著床

次に諸員著床

次に遺族著床



次に主祭者著床

次に齋主副齋主祭員並に伶人著床

次に修祓

其の儀祓主祓詞を讀み所役大麻鹽湯を執りて祓ひ清む

次に迎神 齋主奉仕 此間諸員起立

次に副齋主以下幣饌を奠す 此間奏樂

次に齋主祝詞を奏す 此間諸員起立

次に齋主玉串を奉りて拜禮 副齋主 以下列拜

次に主祭者玉串を奉りて拜禮

次に遺族玉串を奉りて拜禮

次に諸員玉串を奉りて拜禮

次に祭典委員長祭典委員玉串を奉りて拜禮

次に副齋主以下幣饌を撤す 此間奏樂  
次に送神 齋主奉仕 此間諸員起立  
次に各退出

▽慰靈祭次第説明

一、服 裝

齋主副齋主は齋服祭員は淨衣とす

二、主祭者

近時祭典主催者の長を祭主と稱するものあれども祭主は神宮官制に定むる皇族の官名なるが故に之を避けて主祭者の名稱を用ふることとしたり

三、神饌幣帛

神饌臺數は九臺乃至十一臺とす。但し祭神の座數に依りて臺數を増すことあり品目は洗米・酒・餅・魚・海菜・野菜・果實・菓子・鹽水とし十臺なるときは魚を